

ISM メーリングリスト過去ログ

Ism-study.41～ism-study.60

[ism-study.41] Re^4: A Confirmation About Person [PS][Resent]	1
[ism-study.42] Re^7: On "New Liberalism" etc.	5
[ism-study.43] Re: On "New Liberalism" etc.	8
[ism-study.44] Re: On "New Liberalism" etc.	9
[ism-study.45] On "Benthum" (1).....	10
[ism-study.46] On "Benthum" (2).....	10
[ism-study.47] Questions About "Person"	13
[ism-study.48] Questions About "Person" [PS]	24
[ism-study.49] Questions About "Person" [PS^2]	25
[ism-study.50] Re: Questions About "Person"	26
[ism-study.51] Versachlichung der Personen.....	30
[ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"	34
[ism-study.53] Re: Versachlichung der Personen	47
[ism-study.54] Re: Re^2: Questions About "Person".....	51
[ism-study.55] A survey of thecontroversy about "Person"	52
[ism-study.56] Re: A survey of thecontroversy about "Person"	55
[ism-study.58] On Hegelian Concept Of Person.....	57
[ism-study.59] Arbeit und Person	68
[ism-study.60] Re: Arbeit und Person.....	77

[ism-study.41] Re ^ 4: A Confirmation About Person [PS][Resent]

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/08/06 20:50:42
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.35] Re: Re^2: A Confirmation About Person
投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/08/06 01:42:00

コメント

コメントはありません。

以下の投稿は、最初に 1999/08/06 の 09:52 に ism-study に送信されたものですが、既に 10 時間以上経ってもまだ配信されていないことから、行方不明になったと判断し、再投稿いたします。ひょっとすると、今後、同一文面の投稿が皆さんのお手許に配信されるかもしれませんが、どうかその時にはご寛恕の上、後から配信された投稿にはコメントを付けずに、こちらの投稿の方にコメントを付けるようにしてください。宜しく願いいたします。

どうもなかなか他人に理解してもらえない文が書けないですね。俺の文にお付き合いしていただいている神山さんにもご苦勞をおかけしています。

1.最初の総括的質問について

>「物象というものを措定する人格」〔社会的実践主体〕は、結局、どう考えられることになったのでしょうか

“[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.” (1999年8月2日 11:57)では、俺は次のように書いています。――

>なんで俺が物象化するべき人格と物象の人格化として
>しての人格との区別という点で神山さんにかみついているのかと言うと、どう
>にかして物象化するべき人格に類的本質（本源的な社会的関係形成主体）を、
>また人格の物象化としての人格に社会関係のアンサンブルを割り当てたいから
>なのです。また、この投稿で、なんで商品所持者としての物象の人格化と私的
>所有者としての物象の人格化との区別を主張しているのかと言うと、どうにか
>して、類的本質がわれわれの目の前に現れるプロセスを明らかにしたいからな
>のです。（どうもうまくいなくて困っています）。

このように、「物象というものを措定する人格」〔社会的実践主体〕は、結局、類的本質だと考えています。そして、類的本質は労働する人格であると考えています。

2.質問1について

>1. 新しいご投稿では、物象の人格化が、交換過程に入った瞬間
>の当事者についてなりたつ、
>とされています。

新しい投稿というのがどれであるのか不明ですが、最初から物象の人格化は「交換過程に入った瞬間」に成立すると俺は考えています。それに反した記述があったのでしょうか。因みに、“[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.” (1999年8月2日 11:57)では、俺は次のように書いています。――

>商談に先行して、生産過程からでてきた瞬間に、商品所持者が商品の人格
>化としての人格になっているのです。

「生産過程からでてきた瞬間」というのは「交換過程に入り込んだ瞬間」ということを意図したつもりだったんですが、もしかしたら曖昧で誤解を招きやすい表現だったのかもしれないね。「交換過程に入った瞬間」を明示している一番古い俺の投稿は“[ism-study.20] Re^4: On the "Person" etc .(1)” (1999/08/03 12:21) だと思います。そこでは、俺は次のように書いています。――

>俺の考えでは、商品所持者は交換過程に出て
>きた時に既に人格です。

なお、交換過程にはいった瞬間に商品所持者が俺の一貫した主張である（つもり）ということについては、“[ism-study.29] An Answer To 3 Questions” (1999/08/05 9:48) で俺の投稿からの引用を纏めておきましたので、どうかそちらの方をご覧ください。

3.質問2について

> 2. とすれば、この人格は[ism-study.6]にいうこの「物象を措
>定する人格」ではありませんね。

はい、ありません。物象の人格化として人格であり、また相互的承認を通じて自己がそのようなものであるということを実証するべき人格です。

4.質問3について

> 3. [ism-study.6]の「個人的な私的所有者」を〔相互承認され
>た商品所持者〕と考え、これが「物象の人格化」であるとすれば、
>それにさきだつ交換過程に入った瞬間の当事者が、実践的な、この

>人格化する「物象を措定する人格」ということになるのかもしれない
>せんが、やはりその人格も、物象の人格化である、ことになってしま
>いますよね。

第一に、「交換過程に入った瞬間の当事者が、実践的な、この人格化する
「物象を措定する人格」ということになるのかもしれませんが」について。なり
ません。物象によって措定された人格、物象の人格化です。

第二に、「やはりその人格も、物象の人格化である、ことになってしまいま
すよね」について。正におっしゃる通りです。この点は既に何度も確認してき
たところです。“[ism-study.29] An Answer To 3 Questions” (1999/08/05
9:48) の「2.第二の質問に対する回答」の「(3)「物象の対である人格の成立
または人格化を見る」について」において、俺が「神山さんの質問文から「物
象の対である人格の成立または」という部分が消去されているということ、神
山さんの質問文に「そしてこのような疎外された形態で人格の実現を見る」と
いう部分が追加されているということにご注意を」と申し上げているのも、交
換過程での商品所持者が労働する人格ではなく、人格の物象化であるというこ
とを強調するためにでした。その他にも，“[ism-study.15] Re^2: On the
"Person" etc.” (1999/08/02 11:57) では、俺は次のように書いていま
す。――

>そして、その
>場合の既存の人格というのが既に商品の人格化としての人格なのです。つま
>り、相互的承認による私的所有者の発生に先行して、商品の保護者あるいは商
>品所持者 (Warenhüter od. Warenbesitzer) が既に商品の人格化なので
>す。

>ここでは、交換過程に登場する商品所持者たちが、(1)商品の人格化であ
>るということ、(2)正に既に人格であるからこそ、人格として相互的に承認さ
>れ得るということ、(3)それを通じて（このような回り道を通して）人格とし
>て自己を実証するという事——これらの点を、俺の主張のポイントとして確
>認しておきます。

>商品所持者としての物象の人格化

“[ism-study.20] Re^4: On the "Person" etc .(1)” (1999/08/03 12:21)
では、俺は次のように書いています。――

>だから、（交換過程でのオープンな場面で
>の) 商品所持者＝ペルソナ＝社会的諸関係のアンサンブル＝物象の人格化――
>と俺は考えるわけです。

>神山さんと俺との基本的な対立点は、意志
>と意識とが与えられた商品である商品所持者が物象の人
>格化であるのかどうかということにある

“[ism-study.31] Re: An Answer To 3 Questions” (1999/08/05 12:22) で
は、俺は次のように書いています。――

>「独立的な諸個人」が交換過程に「入り込む」(eingehen) 瞬
>間、すなわち彼らが「交換過程の意識的な担い手として」交換過程に「現れ
>る」(erscheinen) 瞬間に、俺は物象の人格化の成立を見えています。

以上の総ての引用において、交換過程での商品所持者について、俺が人格とい
う曖昧な[*1]表現を用いずに「物象の人格化」あるいは「物象の人格化として
の人格」という表現を用いているということに、ご留意いただければ幸いです。

[*1]「曖昧な」と言うのは、人格と言ってしまうと、物
象化するべき人格と物象の人格化としての人格との両者
が含まれてしまうからです。もちろん、一言で、“交換
過程における商品所持者は人格だ”と言った表現も俺の
投稿の中にはあります。その場合にも、あくまでもそこ
で今井が交換過程での商品所持者についてが“人格”と
言うのは物象の人格化のことなのだとご理解ください。

5.最後の総括的質問について

>循環論法から結局脱却できたのでしょうか。

俺は“[ism-study.6] On the "Person" etc.” (1999/07/23 7:56) の中で次のように述べています。――

>労働の場面では、労働する

>人格と労働（力商品）の人格化との対立という形態で鋭く問題になってくるの
>ですが、単純商品流通を見ている限りでは出口がないわけです。

つまり、単純商品流通を見ている限りでは、結局のところ、「循環論法」は脱却することはできないのです。この課題は資本の生産過程論[*1]で解決されなければなりません。

[*1]もちろん、広義の資本生産過程論です。つまり、『資本論』で言うと、第1巻だけではなく、第2巻、第3巻をも含みます。但し、類的本質の形成そのものについてだけ言うと、決定的に重要であるのは第1巻5章です。

それでは、単純商品流通の世界で何もしなくていいのかと言うと、もちろんそんなことはないわけで、循環論法からの脱却への道程――つまり脱却するためには類的本質の形成（もちろん否定的形成、疎外された形成）が必要であるということ――が明示されなければならないわけです。そして、発生的関連において単純商品流通を見ると、単純商品流通は転倒構造を提示するということによって脱却への道程を提示しているわけです。

誤解がないように、繰り返します。単純商品流通をいくら眺めたところで「循環論法」の解決そのものはありません。いくら俺が“物象化すべき人格は類的本質だ”と言ったところで、単純な商品流通の枠内にある限りでは、ただの断言であるのに過ぎません。しかし、単純商品流通は、転倒構造を発生的関連において提示するということによって、解決への道程を示すわけです。

俺の考えでは、物象化すべき人格はこの線上に位置付けられるのです。正に、ペルソナ（物象の人格化としての人格）に先行して物象化があるということこそが、ペルソナを生み出すべきものとして物象が現実的・能動的に振る舞っているということこそが、商品が現実的な主体であるということこそが、物象化すべき人格、ペルソナに先行する人格を指し示しています（だって、物象は人格の物象化であり、この物象化はペルソナに先行しているのですから）。そして、正に物象の人格化としての人格が交換過程で現れているということこそは、物象化すべき人格が“フォイエールパツハ的な主体”でもなく、現実には交換過程でペルソナとして、否定態で、疎外態で、転倒態で、現れているのだということこそを指し示しています（だって、ペルソナは物象の人格化であり、しかるにこの物象というのは人格の物象化なのですから）。

単純商品流通の悪無限の世界から脱却するためには、先ず最初に単純商品流通の範囲内で(a)物象化（→物神崇拜）→人格化という発生的関連を押しえます；(b)物象化すべき生産関係を結んでいる人格と、物象の人格化としての人格との区別を押しえます（ここでは区別）；(c)物象の人格化がペルソナであるということ（俺には）自明なことであるから、物象を媒介にして、ペルソナとペルソナではない人格との現実化関連（現実性剥奪としての現実化関連）を押しえます（ここでは関連）；こうして、(d)物象の人格化としての人格が、結局のところ、物象化すべき生産関係を結んでいる人格の疎外態、転倒の転倒（第一の転倒が物象化、第二の転倒が人格化）であるということを押さえます；こうして、(e)脱却への道（関係において物象化し、これを通じてペルソナとして現れるべき人格）をハッキリさせておきます。――単純商品流通では、ここで、終わりです。

上の段落では、「ペルソナではない人格」とか「ペルソナとして現れる人格」とか言っていますが、類的本質とも労働する人格とも一言も言っていないということにご留意ください。単純な商品流通はここで終わりなのです。単純な商品流通は疎外の機能的な関連が構造的に現れてはいますが、疎外の発生根拠は現れていないのです。もう一度、“[ism-study.6] On the "Person" etc.” (1999/07/23 7:56) を引用して、繰り返します。――「単純商品流通を見ている限りでは出口がないわけです」。但し、単純商品流通は、どこにも出口がないということを示すのではなく、単純商品流通ではないところに（資本の生産過程に）出口があるということを示します。

単純商品流通に対して、超越的に生産過程を対置するわけではないのです。単純商品流通そのものが、“出口を知りたかったら、俺のところではなく、資本の生産過程に行ってごらん”ということを示しているのです。

なお、質問1と質問3については、神山さんが“[ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc.” (1999/08/02 18:53) で提出した質問に対して、俺が “[ism-study.20] Re^4: On the "Person" etc .(1)” (1999/08/03 12:21) で、——

>>今井さんは、生産過程から出てきた商品所持者、商品の「番人」が、商
>>品の人格化で、法的契機を含まずに、相互承認を含まずに、人格で、それ
>>が先であって...、というふうに把握されていらっしゃる、と理解してよい
>>でしょうか。

>
> 正におっしゃる通りです。

とお答えした時に、われわれの間では確認が済んだと考えていました。その後で、俺の叙述の未熟さ故に、議論が錯綜してしまったのでしょうか。

[ism-study.42] Re ^ 7: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/08/07 14:47:54
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.38] Re^6: On "New Liberalism" etc.
投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/08/06 09:53:03

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.44] Re: On "New Liberalism" etc.	窪西 保人	1999/08/07 18:04:36

窪西君、ISM 研究会の皆さん、今井です。

俺は“[ism-study.38] Re^6: On "New Liberalism" etc.” (1999/08/06 9:53) で次のように述べました。——

>それでは、一体、ベンサムはどういう媒介項なのか。これについてはまだ結
>論が出ていないので、もう少し時間をください。

と申しあげました。俺は昔、“約束を守らないと閻魔様に児童虐待される”と聞きました。俺は残念なことにもう子供ではありませんが、それでも閻魔様は怖いから、取り敢えずでっ上げを投稿して、約束を果たしたことにします。それでは、俺の大ぼらの続きを聞いてください。あくまでも試論ですから、後になってコロコロと意見を変更しても怒らないでください。

以下では、マルクスは超越的に正しいのに違いない——従ってマルクスが「貨幣の資本への転化」で自由・平等・所有とともにベンサムを挙げているのは絶対に正しいのに違いない——という不当な偏見から、ベンサムの位置付けを探ってみました。感覚的で、殆ど論証になっていません。こんな投稿が後々まで残るのかと思うとゾッとしますが、まあ、試論ということで。それに、これは主に叙述の問題であって、理論的にはそれほど大きな問題ではないから余り真面目に読まないように。(よし、逃げ道はつくったぞ)。

第一に、自由と平等との和解性において自由と平等とを媒介するのが所有およびベンサムである。そのようなものとして、所有およびベンサムは優れて単純商品流通の諸表象であり、「貨幣の資本への転化」において取り扱われなければならない。

(1)人格の独立的な振る舞いに即して自由と平等とを媒介するのが所有である。その統一形式は“自由・平等な私的所有者”である。自由・平等な私的所有者が自由と平等とを統合し、これを通じて社会を統合するべきものであると

いうことは論を俟たない。なお、所有によって媒介される限りでは、自由・平等は形骸化してはならないはずである。この意味で、所有は積極的・肯定的な社会統合原理なのである。

(2)人格の個別化(孤立化)された振る舞いに即して自由と平等とを媒介するのが没交渉性(ベンサム)である。一方では、形式的平等は、正に形式的であるからこそ、没交渉性に形式化(形骸化)し、他方では、形式的自由は、正に形式的であるからこそ、没交渉性に形式化(形骸化)する。一見すると、あたかもこれは社会破壊原理であって、決して社会統合原理ではないかのように見える。しかし、没交渉であるという態様が可能であるのは交換関係が相互的な関係であるからである(無人島のロビンソンには、そもそも没交渉な相手なんていやしないから、没交渉性は絶対に成立しない)。それ故に、(a)正に互いに没交渉であるからこそ、事実そのものにおいては、諸個人は交換の連鎖を通じて社会を形成してしまっている。しかしまた、(b)正に互いに没交渉であるからこそ、彼らは共同して自覚的・計画的に社会を形成しているのでは決してない。だから、(c)もし諸個人が没交渉であるならば、社会は予定調和であるしかない——予定調和であるべきである、予定調和でなければならない——のである。つまり、ベンサムもまた、社会統合原理であって、予定調和の世界を齎すしかないのである。その際に、現実に予定調和の世界が訪れるのかどうかということはどうでもよいことである。そもそも没交渉性を前提する限りでは、必然的に予定調和が当為として現れざるを得ないのである。なお、没交渉性(ベンサム)によって媒介される限りでは、自由・平等は形骸化してしまっている。この意味で、ベンサムは消極的・否定的な社会統合原理なのである。

第二に、所有・ベンサムに対して、自由と平等との(暴露された)対立性[*1]において両者を媒介するのが博愛である。既にここには自由と平等との対立という愚劣な形式、転倒した形式においてではあっても、資本主義的生産の対立性が予感されている。だから、博愛は単純商品流通の諸表象ではない。それは単純商品流通とは異なる資本主義的生産の対立性が暴露されているが、なお且つ自由と平等との和解という形態で単純商品流通の諸表象によって資本主義的な社会を統合しようとする表象である。だから、『資本論』の貨幣の資本への転化においては、博愛なんてものが出てきてはならないのである。『資本論』の貨幣の資本への転化において出てくるべき(自由と平等との)媒介的統一形式は所有・ベンサム以外にはあり得ないのである。同様の理由によ

って、博愛は三位一体をなさない。神と子と対立してはならないのである。

[*1]ここでの対立性とは厳密な意味での対立性である。すなわち、同じ根っこから発生するような、同じ土俵の上で戦うような、一方があつてこそ初めて他方があるような、そういう対立性である。

さて、現代社会の正当化には二つのものがある。第一の正当化は、単純な商品流通の諸表象によって現代社会を正当化する態度をとる。これによると、現代社会は自由・平等な私的所有者が形成する市場社会、自由主義社会、民主主義社会であり、真善美の社会、正当化され得る唯一の社会、絶対的に素晴らしい社会である。この態度こそは本来的な正当化の態度である。しかしまた、単純な商品流通において発生するこの本来的な正当性は資本主義的生産のリアリティによって徹底的に批判される。そこで、現代社会を不当なものとして受け取る当事者意識が発生する。

これに対して、どうかして資本主義的生産の社会性・機能性によって現代社会を守ろうとする態度が生まれる。すなわち、第二の正当化は、資本主義的生産の敵対性を認めた上で、資本主義的生産の社会性・機能性によって現代社会をどうかして正当化しようとする態度をとる。しかしまた、これによると、現代社会は、封建制社会・社会主義社会などに較べて“ヨリまし”な社会、必要悪としての社会、相対的に素晴らしい社会でしかない。だから、この態度は破綻した正当化(正当化になっていない正当化)の態度である。

それでは、以上の点に即して、所有とベンサムとはどのようにして位置付けられるのか。明らかに、所有もベンサムも、単純商品流通の諸表象に属する以上、本来的な正当化(第一の正当化)に属するはずである。しかしまた、両者とも第一の正当化に属するとしても、両者の間では意味合いが異なっている。

資本主義社会の真っ只中に生きているわれわれにとっては、単純商品流通での自由・平等は形式的自由・形式的平等でしかなく、正にその形式性の故に資本によって徹底的に批判(否定)されている——すなわち、ますます形式化・形骸化している[*1]——のだが、しかし単純商品流通の枠内においては実質的な自由・平等でなければならないはずである[*2]。そして、(個人的な私的)所有が想定しているのはこのような意味での(形式化・形骸化してはいないよ

うな、そしてその限りで実質的であるような) 形式的な自由である。

[*1]形式的なものに対して実質的なものが疎遠になっている(そのように現れている)ということは、それ自体、形式的なものが形式化・形骸化してしまっているということである。

[*2]形式化・形骸化が隠蔽されているような形式的な自由・平等とは、要するに実質的な自由・平等として現れているような形式的な自由・平等のことである。

しかしまた、単純商品流通それ自体が、疎外された世界、転倒した世界である以上、単純商品流通の枠内においてもまた形式的な自由・平等が正に形式的である(実質的ではない)ということが——あるいは私的な個人が単に相互的に独立的であるだけではなく、相互的に疎遠であるということが——表示されなければならない。単純商品流通の枠内で、疎外の構造を表示し、しかしそれを通じて事実上、社会の機能的な存立[*1]を表示してしまっているのが“ベンサム”なのである。だから、ベンサムは、単純商品流通が単純商品流通の枠内で措定する本来的な正当化[*2]でありながら、しかもなお且つ資本主義的生産の敵対的に社会的な機能性を——資本の生産過程での貨幣の資本への実質的な転化を——先取りする(antizipieren)形態なのである[*3]。だからこそ、“ベンサム”は自由・平等・所有の後に、つまり単純商品流通での貨幣の資本への形式的な転化の最後に置かれなければならないのである。

[*1]これは言うまでもないことであるが、社会の機能的な存立は、突き詰めていけば結局のところ資本主義的な生産によって齎される。しかしまた、これもまた同様に言うまでもないことであるが、ベンサムが露呈しているのは資本主義的生産の社会性それ自体では決してない。そうではなく、“ベンサム”は、あくまでも単純商品流通に即して、単純商品流通として、社会の機能的存立を表示しているのである。

[*2]あくまでもここでは、「天賦人權の真のエデン [ein wahres Eden der angeborenen Edens]」(KI (2. Auflage), S.191) が扱われているのである。それでは、何故に、“ベンサム”が自由・平等・所有とならんで「天賦人權の真のエデン」のエレメントであるのか。果たして、私利私欲のガリガリ亡者であるということそれ自体が「天賦人權」なのか。そうではなかろう。私利私欲のガリガリ亡者であっても、それでもなお社会が予定調和的に機能するということが「天賦人權」なのであろう。すなわち、社会が予定調和的に機能する以上、(川平慈英調で)“ガリガリ亡者であってもいーんです”ということ、“村落共同体とか領主のことなんて、なーんにも考えなくてもいーんです”ということこそが、“ベンサム”が「天賦人權のエデン」のエレメントである所以なのである。

[*3]自由・平等な私的所有者が政治的には優れて有権者であるのに対して、没交渉的な個人は合理的な経済人ではあっても有権者のあるべき姿ではあり得ない。

以上、(a)単純商品流通の枠内では自由(個別性)と平等(一般性)との媒介は所有とベンサムとに分かれる(自由・平等を媒介するものとして所有とベンサムとが「貨幣の資本への転化」で扱われなければならない)ということ、しかも(b)単純商品流通の枠内ではそのような媒介は所有とベンサムしかあり得ない(博愛なんかは「貨幣の資本への転化」で扱われてはならない。——裏を返すと、自由・平等を媒介するものとしてただ所有およびベンサムしか「貨幣の資本への転化」では扱われてはならない)ということ、しかも(c)「貨幣の資本への転化」ではベンサムは自由・平等・所有の後に置かれなければならないということ——を痴人の独り言として説明したつもり。

以上、大ぼらを吹いてみましたが、所有と同様にベンサムも自由（個別性）と平等（一般性）とを媒介する媒介項であるということには確信を持っています。確信を持っていないのは、所有という媒介項とベンサムという媒介項との区別がどこに存するのかという点です。

俺の説明は自分で読み直してみても説明になっていない、相当にいいかげんなものですが、解説書とかではどういうふうに説明しているのですかね。>>詳しい方。それともみんな悩んだりしないのかな。

参考文献

KI (2. Auflage), Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie.
Erster Band. Hamburg 1872, In: MEGA² II/6.

[ism-study.43] Re: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 窪西 保人
投稿日時： 1999/08/07 18:04:24
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.38] Re^6: On "New Liberalism" etc.
投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/08/06 09:53:03

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.45] On "Bentham" (1)	今井 祐之	1999/08/10 11:39:22

長文の詳しいお返事を書いていただいて感謝しております。

> 交換によって、主体（商品所持者）は、——
>

> Gleiche（同等なもの）——客体（商品）に即しては Equivalente（等価のもの）
> ↓
> Gleichgeltende（等しいものとして妥当するもの）
> ↓
> Gleichgültige（互いに無関心な、没交渉なもの）
>
> というように、次々と規定されていきます。ベンサムは正にこの「無関心なもの」（Gleichgültige）に関わっているわけです。取り敢えず、形式的平等の形式化（＝形骸化）が単純商品流通の枠内で行き着いた先が没交渉性（Gleichgültigkeit）、自分のことしか考えない私利私欲の塊だと俺は考えます。
> それでは、この没交渉性は専ら平等にのみ関わっているのかと言うとそんなことは無いのです。もう一方の極である自由を考察しても、やはりこの没交渉性が出てくるわけです。

「平等の形骸化」という視点は、ベンサム発生の説明としてありそうな気がします。これが個人をたんなる経済人に一面化するための前提といえるかもしれません。

ベンサムは社会的生産の敵対性を隠すために登場した「俗物の元祖」ではあるのですが、単純流通をそれ自体論理的につきつめてゆくと自由主義がベンサムに転化するという面をもっているかもしれません。

適当な感想ですみません。

> 「本来的な結果」は団結（資本の生産過程で事実的・無自
> 覚的・物象的に形成されている社会性を、最初は先ず、取り敢えずは、階級の
> 内部で公然と承認していくということ）になるわけです。

前の投稿ではほとんど個人的な政治生活上の悩みというか愚痴を書いてしまいましたが、ご丁寧にお答えいただきありがたく思います。

正月にテレビで『ジェルミナル』を見たんですが、あれを見てぼくはすっかり暗澹たる気持ちになってしまいました。主人公の革命家はそれほど間違った方針を取っていたわけじゃないと思うんですが、結果として個別闘争にも階級的組

織化にも失敗し、労働者に悪魔呼ばわりされツバをかけられて現場を去っていき
ました。

社会性承認と敵対性自覚の要求は具体的な場面では矛盾することがままあるわ
けで、そのなかに身を置かねばならないのが革命家の宿命なのでしょうか、現代
のサラリーマン活動家はツバをかけられる前に人事異動していなくなったりして、
困るのは残された現場の人たちで●また愚痴を書いてしまった。

> なにも二者択一しなければならぬってことはありません。二枚舌で行きまし
> よう。リスク回避，リスク回避。

『共産党宣言』でブルジョア体制打倒の要求と（ブルジョア社会でも実現可能
な）民主主義的要求が書かれているのも“二枚舌”路線なのでしょうね。

[ism-study.44] Re: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 窪西 保人
投稿日時： 1999/08/07 18:04:36
修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.42] Re^7: On "New Liberalism" etc.

投稿者： 今井 祐之

投稿日時： 1999/08/07 14:47:54

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.46] On "Benthum" (2)	今井 祐之	1999/08/14 00:05:10

引き続きの大作を送っていただきありがたく思います。たいへん勉強になりました。

> こんな投稿が後々まで残るのかと思うとゾッとしますが、

ぼくはすでに混乱した質問など書いてしまったわけで、もっとゾッとします。
気楽に投稿できるようにするためには、MLの議論は後々まで深く詮索しないの
がマナーかと（と言って過去の恥をごまかす へ;）。

> ベンサムもまた、社会統合原理であって、予定調和の世界
> を齎すしかないのである。その際に、現実に予定調和の世界が訪れるのかどう
> かということはどうでもいいことである。そもそも没交渉性を前提する限りで
> は、必然的に予定調和が当為として現れざるを得ないのである。

そうだと思います。予定調和論に根拠は無いんじゃないでしょうか。

> 社会の機能的
> な存立は、突き詰めていけば結局のところ資本主義的な
> 生産によって齎される。しかしまた、これもまた同様に
> 言うまでもないことであるが、ベンサムが露呈している
> のは資本主義的生産の社会性それ自体では決してない。
> そうではなく、“ベンサム”は、あくまでも単純商品流
> 通に即して、単純商品流通として、社会の機能的存立を
> 表示しているのである。

これはベンサムの説明として個人的に気に入りました。広松の「相互的転回」
に似てるような気がします。

> あくまでもここでは、「天賦人權の真のエデン
> [ein wahres Eden der angeboren Edén]」（KI (2.
> Auflage), S.191）が扱われているのである。それで
> は、何故に、“ベンサム”が自由・平等・所有とならん
> で「天賦人權の真のエデン」のエレメントであるのか。
> 果たして、私利私欲のガリガリ亡者であるということそ
> れ自体が「天賦人權」なのか。そうではなからう。私利
> 私欲のガリガリ亡者であっても、それでもなお社会が予
> 定調和的に機能するということが「天賦人權」なのであ

> ろう。

この点がよく分かりません (分からないので「ベンサム」が引っかかっております)。私的所有のばあいは、自己労働をくわえたモノは (自分が支配できることが確実な) 自分の身体の一部とみなされるわけですが、ベンサムのばあいは、このような自明性・確実性がぜんぜん無いと思うのですが。自明性から説明することができない以上、ベンサムを天賦人権にもとづくものと言うことはできないと思います。

ベンサムの正当化は、流通の表面で生じる習慣・常識の表明として「社会の機能的存立」を唱える以上のものではないように思います。

> 解説書とかではどういうふうに説明しているのですかね。>>詳

> しい方。それともみんな悩んだりしないのかな。

詳しくないですが、多くのばあい「単純流通の表面から出てくる単なる弁論」として4つとも片づけてしまってるような気がします。正当性についての意識が無いというか、ここでは誰もが流通仮象論者になっているというか。

[ism-study.45] On "Benthum" (1)

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/10 11:39:22
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.43] Re: On "New Liberalism" etc.
 投稿者： 窪西 保人
 投稿日時： 1999/08/07 18:04:24

コメント

コメントはありません。

窪西君, ISM 研究会の皆さん, 今井です。現在, 神山さんは上京中で, パソ

コンを使える環境にないから, 人格問題についてのチェーンはひとまずお休みいたします。

>これが個人をたんなる経済人に一面化する

これがちょっと今一つ解らないところなんですよ。私的所有者は優れて政治的な社会形成主体 (公民, 有権者) になり得る——いやならなければならない——が, “ベンサム”はそれ自体としてはせいぜい合理的経済人にしかならない。だからこそ, 『資本論』の「貨幣の資本への転化」では, 経済人そのものが問題なのではなく, 経済人であっても事実的に, 事実上, 事実そのものにおいて社会が機能してしまっているということに力点があるのだらうと, 推測したわけです。ただ, 今一つ確信がありません。

近代的市民は私人と公民とに自己分裂します。その意味では, 私的所有者を公民, “ベンサム”を私人として把握するということも可能かなあとも思いましたが, しかしそもそも私的所有者こそはこの分裂した私人と公民とを (疎遠な仕方, つまり分裂させたままで) 統一しているはず。だから, “これはあかん”という結論に達しました。

>正月にテレビで『ジェルミナル』を見た

俺は映画館で金を払って見ました (笑)。“差し迫る眠気, それとどう闘うか”ということが問題だったので, 細部の記憶が欠落していますが。

[ism-study.46] On "Benthum" (2)

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/14 00:05:10
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.44] Re: On "New Liberalism" etc.
 投稿者： 窪西 保人
 投稿日時： 1999/08/07 18:04:36

コメント

コメントはありません。

窪西君, ISM 研究会の皆さん, 今井です。相変わらず, 余り深く考えずに, 一気に書きちゃいます。

>予定調和論に根拠は無いんじゃないでしょうか。

いや, ここが厄介なところだと思うのです。「貨幣の資本への転化」で考察されているような予定調和“論”(という表象)にはしっかりした現実的根拠があるんじゃないですか。だって, 「はじめに行いありき」で, 共同本質(Gemeinwesen)——つまり貨幣——をつくっちゃったわけですから。つくれるとは限らないんだけど, 実際に(in fact)目の前に貨幣がある。社会が機能するとは限らないんだけど, 実際に(in fact)目の前に社会が機能しているわけです。但し, このように予定調和“論”には根拠はあるのだが, もちろん予定調和そのものには根拠はないわけです。あくまでも予定調和は当為に——予定調和“論”に——留まります。

>ベンサムのはあいは,

>このような自明性・確実性がぜんぜん無いと思うのですが。自明性から説明することができない以上、ベンサムを天賦人権にもとづくものと言うことはできない>と思います。

俺にもこの辺がさっぱり解らないところです。

(1)先ず確実性について。“ベンサム”においても確実性は必ず形成されざるを得ないわけです。但し, これがちょっと厄介なのですが, あくまでも主観的な確実性(=確信)です。だって, 社会をつくりましょうなんて決議したわけでもないのに, 少なくとも一面では社会が目の前で機能してしまっているわけだから(他面では社会は機能していないわけですが, それは「貨幣の資本への転化」の後のお話)。こりゃもう確信するしかないでしょう。この場合に当事者が確信するのは, もちろん自分がガリガリ亡者であるということではなく, 社会が予定調和的に機能しているであるということ(もちろん資本主

義的生産のリアリティによって社会が予定調和的に機能しているのではないではないという確信も生まれてくるけれども, それは「貨幣の資本への転化」の後のお話)。

(2)次に自明性について。ここも俺の脳髄には霧がかかっている、うまく説明することができないところです。俺は“[ism-study.42] Re^7: On "New Liberalism" etc.”(1999/08/07 14:47)で[*1]次のように述べています。

>果たして, 私利私欲のガリガリ亡者であるということそれ自体が「天賦人権」なのか。そうではなからう。私利私欲のガリガリ亡者であっても, それでもなお社会が予定調和的に機能するということが「天賦人権」なのであろう。

つまり, 没交渉性そのもの, それ自体が自明なもの, 自然なもの, 天賦のものと考えてしまうと, よく解らないのではないかと, というのが俺の考えなのです。独裁者の狡賢い企みとか愚民どもの下劣な討議とか, そういう“社会的”なメカニズムがないのにも拘わらず, 事実そのものにおいて, 事実的に, 実際に, 事実上, “社会”が機能してしまっている以上, 社会的・人為的・自覚的に機能させられているのではないのにも拘わらず社会が機能してしまっている以上, 社会であっても社会ではない以上, ——そうである以上, この社会は自明なもの, 自然なもの, 天賦のもの, 非社会的なもの, 社会ではないものとして現れざるを得ないのではないかと, という風に俺は解釈したわけです。で, この媒介によって, “没交渉的であってもいーんです”という“権利”も自明なもの, 自然なもの, 天賦のものとして現れる, と。曖昧な言い方ですが, 社会形成とは無関係に“没交渉して素晴らしい”というのが権利なのではなく——そんなのは社会的には絶対に承認されないガリガリ亡者の一方的な宣言です——, 社会形成に対する疎遠な, 没交渉な関係(つまり無関係な関係)において, “没交渉'でも'いーんです”というのが権利だろうと考えているわけです。

[*1]因みに俺はここでは, 「天賦人権の真のエデン

「ein wahres Eden der angeborenen Edén」などと書いていますが、もちろんこれは“ein wahres Eden der angeborenen Menschenrechte”の誤記です。どうも失礼いたしました。

要するに、没交渉性そのものがダイレクトに正当化されているのでは決してなく——そんなもん、もし社会形成から切り離されてそれ自体として考察されるならば、ただの放埒です[*1]——、没交渉性であるのにも拘わらず社会形成されてしまっているという観点から、没交渉性が媒介的に（つまり社会形成を通じて）、また消極的に（つまり、もし事実そのものにおいて社会形成に支障が生じるのであれば、もし事実そのものにおいて予定調和が成立しないならば、直ちに、無媒介に、そっくりそのまま攻撃されなければならないような形態で）正当化されているのではないかと考えたわけです。だから、まあ、自由・平等・所有とは“ベンサム”はやっぱりちょっと違うわけです。

[*1]実際にまた、後で述べるように、もし社会が交換を通じて実現されていないならば、私的利益の追求は正当化されないし、あるいは、たとえ社会が交換を通じて実現されているとしても、もしドロボー、ペテン師のそのように社会形成を阻害するような私的利益の追求は正当化されないわけです。

(3)最後に天賦人権そのものについて。そもそも天賦人権というものは一つの矛盾——人権は社会的に形成されるのにも拘わらず、天賦として、自然的に形成されたものとして、つまり社会的に形成されたのではないものとして現れるという矛盾、一言で言って、“社会は非社会である”、“自覚は無自覚である”という矛盾——です。「天賦人権にもとづくもの」であるのかどうかということを考える際にも、それが矛盾であるということの把握が肝心だと思います。窪西君もよくご存じのように、「天賦人権の真のエデン」のエレメントとしての自由・平等・所有は資本主義的生産において徹底的に否定されるわけです。同様にまた、“ベンサム”も後で述べるように資本主義的生産では徹底的に否定されます。この点で、“ベンサム”は自由・平等・所有と全く同様に、

天賦人権のゴタマゼ的統一のエレメントをなすと言っているのではないのでしょうか。

窪西君が「自明性・確実性」を重視するのは、恐らく、(a)「天賦人権」中の「天賦」という部分に着目して、(b)そのような天賦性が表象されざるを得ない現実的根拠を探っているからだと思います。もちろん、それも重要です。しかし、それ以上に、「天賦人権」が正に「天賦」+「人権」として一つの矛盾をなしているという観点も重要なのではないかと考えた次第です。

それでは、次の問題はどのようなのでしょうか？——自由・平等・所有はその形式性・抽象性の故に、資本という実質的・具体的・社会的な（しかし敵対的な、非人格的＝物象的な、無自覚的な）存在によって否定され、非現実化されなければなりません。しかし、共産主義社会は自由・平等・所有を肯定し、現実化しなければならないはず。個性性という観点から見ると、正に共産主義社会とは自由・平等・所有の現実化のことでした。個性性という観点から見ると、共産主義社会とは自由・平等な人格の労働に基づく個人的所有の再建の別名でした。これに対して、“ベンサム”は一体にどのようなのでしょうか？自由・平等・所有と同様なことが“ベンサム”の場合にも妥当するのでしょうか？特に、共産主義社会で本当にガリガリ亡者が現実化されるのでしょうか？

まず、資本主義社会での“ベンサム”の否定について。これについては、大筋では、それほど難しい問題はないでしょう。諸人格の没交渉性は、諸物象としての諸労働力——資本の生産過程の内部では労働力は資本という物象の実存形態です——の強制労働の強制的な結合に転回します。資本の生産過程の敵対的社会性が当事者意識に暴露されるということによって、無自覚的な社会性は、資本の公共性（無自覚性の枠内ではあるが、自覚的な社会性）に転回します。個別的利益の一般性は、個別的資本の一般的利益に転回します。最大多数の最大幸福は、資本の最大利潤・最大蓄積に転回します。静態的な予定調和は、不均衡の均衡化と均衡の不均衡化としてしか存立し得ず、周期的な波動を繰り返す資本の動態的な生命過程（生活過程）に転回します。

次に、共産主義社会での“ベンサム”の肯定について。封建制社会とかで

は、自己利益が人格的依存性（領主だの共同体だの殿様だのお家だの）の下に包摂されていました。領主の利益だの共同体の利益だのの形態で社会（実はエテ公の集団）の利益が“俺様”の利益を包摂していました。“お家のために切腹してくれい”というわけです[*1]。どれほど没交渉的な形態においてであっても、自己の私的利益を飽くなきまでに追求するということは偉大な進歩でした。“私利私欲を追求してもいいんです”ということは“ドジンの村の利益なんて考えなくてもいいんです”，“ドジンの酋長の欲求なんて考えなくてもいいんです”ということです。“猿山のことなんて考えなくてもいいんです”，“ボス猿のことなんて考えなくてもいいんです”ということです。だから、ガリガリ亡者という疎外された形態においてであっても、そして予定調和という無自覚的な形態においてであっても、やはり“ベンサム”の形成は、共産主義社会の主体である自由な個性の形成にとって不可欠な回り道であったわけです（一気に論理が飛躍）。

[*1]ドジンの集団においても、飽くなきまでに私的利益を追求しようという個人は偶然的には発生したでしょう。しかし、それは決して社会的に正当化され得るものではありませんでした。何故ならば、社会形成が交換過程を通じて行われているのではない以上、そのような偶然的個人は社会形成を阻害するものでしかないからです。資本主義的生産に歴史的に先行した諸形態——交換過程を通じて社会が実現されているのではない共同社会——を考えてみてください。そこでは、商人や高利貸しや正当化されてはおらず、逆に社会秩序を破壊するものとして糾弾されました。

これに対して、既に述べたように、単純商品流通の世界では、社会形成は予定調和的に成し遂げられるしかないから、逆に、ガリガリ亡者が“いいんです”という形態で正当化されるしかないわけです。飽くなきまでに私的利益を追求するとは言っても、例えばドロボー野郎、ペテン師野郎は、交換過程を阻害し、そしてそれを通じて社会形成を阻害するから、単純商品流通の世界でも絶

対に正当化されません。

繰り返しますが、“ガリガリ亡者であってもいいんです”というのは、あくまでもただ社会形成に対する関係の中でのみ発生する正当化形式であって、社会形成とは無関係に“何をやってもいいんです”というのとは全く異なるわけです。それどころか、交換過程の社会的成立に対する関係という観点から見ると、“ガリガリ亡者であってもいいんです”（だって交換過程を成立させるから）というのは“ドロボー野郎、ペテン師野郎であってはダメなんです”（だって交換過程を破壊するから）というのと表裏一体なもの、不可分なものなのです。あくまでも単純商品流通における社会形成というのが絶対的な基準になっているわけです。

ちょっと自分で書いていても“論証が甘いな”という感が否めないのですが、まあ、試論ということでお許しを。中途半端ですが、ひとまずここで切ります。

>気楽に投稿できるようにするためには、MLの議論は後々まで深く詮索しないのがマナーかと（と言って過去の恥をごまかす ^^;）。

発言する方としては、“旅の恥はかき捨て”というくらいの気持ちで大ボラ吹きましょう。

[ism-study.47] Questions About "Person"

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/18 11:39:53
 修正日時： _____

元発言

表題: [ism-study.39] Re: Re^4: A Confirmation About Person

投稿者: 神山 義治

投稿日時: 1999/08/06 11:45:48

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.48] Questions About "Person" [PS]	今井 祐之	1999/08/19 20:13:02
[ism-study.49] Questions About "Person" [PS^2]	今井 祐之	1999/08/21 14:21:36
[ism-study.50] Re: Questions About "Person"	神山 義治	1999/08/21 18:28:20
[ism-study.51] Versachlichung der Personen	神山 義治	1999/09/05 19:17:30

神山さん、ISM 研究会の皆さん、人格論についての議論も煮詰まってきました。そこで、神山さんのお手を煩わせて申し訳ありませんが、お互いの対立点をもう一度、確認しておこうと思います。どうも俺と神山さんとは問題意識を広く共有しているのにも拘わらず微妙な部分で意見を異にしており、しかもこれに用語法の違いが加わって、俺の貧困な頭脳では議論がやや解りにくくなっているように思われますので。

ISM 研究会のみなさん、この話題は非常に重要であり、現代的な社会の認識の際には避けては通れない問題だと思います——だからこそ俺と神山さんとが論争しているわけです——が、かなり専門的であり、また論点も多岐に亘りつつあります。しかも、俺自身、最初から最後まで、すっかり頭が混乱してしまっています。そこで、一段落ついたら浅川さんに論点整理とコメントをいただく予定です（宜しく願いいたします>>浅川さん）。

目次

はじめに

1.物象化するべき人格について

2.商品所持者について

2.1 「自由な自己意識」について

2.2 アンサンブルとしての人格について

2.3 経済的扮装について

2.4 商品・貨幣・資本の人格化の区別について

参考文献

注

はじめに

さて、“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person” (1999/08/05 23:29) では神山さんは次のように述べています。——

>神山説は、人格に、承認性を不可欠に考えてみている。

同様にまた、同上投稿において、神山さんは次のようにも述べています。——

>承認に 관련된 規定が「人格」である、こう

>私は、かんがえてみているわけです。

一言で言うと、人格とは、俺の場合には相互的に承認する（それ故に相互的承認の前に形成され、その資格で相手を承認する）主体（相互的承認を措定する主体）、神山さんの場合には相互的に承認した（あるいは相互的承認と同時に発生している）主体（相互的承認によって措定された主体）のことである。——これが神山さんと俺との間で最も鋭い対立をなす点でしょう。ここから、第一に物象化するべき人格とは何のことであるのか、第二に物象の人格化とは何のことであるのかという二つの点について、見解の相違が発生するわけです。

以下では、神山さんの見解を再確認するために、いくつか質問をしたいと思っています。恐らく俺の貧しい頭脳の理解力不足に基づく誤解も多いでしょうが、手厳しく答えていただければ幸いです。

なお、このメールでは、注がかなり長くなってしまいました。そこで、読みやすくするために、これまでの慣例に反して、注は文中に挿入するのではなく、文末に纏めておきました。

1.物象化するべき人格について

結局のところ、(1)神山さんにとって、物象化するべき人格的生産関係を形成している人格とは何でしょうか？(2)それはどのような意味で“人格”なのでしょう？

既に何度も述べているように[*1]、俺にとっては、これは類的本質として人格です。類的本質は承認されていようといまいと人格であると、俺は考えています。このように、人格を類的本質として把握するということによって、生産過程でのその否定的な(=類からの自己の疎外としての)形成、交換過程での商品所持者としてのその否定的な(=ペルソナとしての、つまり物象の人格化としての)実存とを統一的に把握しようと、俺は考えています。

既に述べたように、俺の考えでは、人格の物象化は物象の人格化に先行するのです。両者を媒介するのが広い意味での物神崇拝であり、これには物象の社会的能動性を物の属性として知覚的に把握する意識だけではなく、単純商品流通の諸表象も含まれます。

相互的承認との関連を言うと、既に述べたように、俺の考えでは、物象の人格化としての人格はその資格(人格という資格)において相互的に承認し得るものであり、その本性(物象の人格的形態としての本性)において相互的承認すべきものであり、相互的承認において自己を実証する(sich bewähren)ものです。そして、結局のところ、物象化を媒介にして、物象化するべき人格も、相互的承認において、人格としての自己を実証しているということになります。

“あるけどない”ということとの関連について言うと、既に述べたように、俺の考えでは、物象化するべき人格も物象の人格化としての人格も“あるけどない”人格であるという点では同じです。“あるからある”人格が成立するや否や、既に共産主義社会が成立しています。また、“物象化するべき人格は‘あるけどない’人格であるが、物象の人格化としての人格は‘あるからある’人格だ”などと考えてしまえば、“結局のところ人格とは社会的諸関係のアンサンブルでしかないのだ”ということになってしまいます。俺の考えでは、問題は“あるけどない”という枠内での発生的な関連、その枠内での自己区別です。物象化するべき人格が“あるけどない”のは自己から自己を疎外するからであり、物象の人格としての人格が“あるけどない”のは自己から自己を疎外したからです。

俺のこの理論に従うと、神山さんの理論では、どうしても物象化するべき人格が出てこないように思われるのです。俺の考えでは、物象化するべき人格、つまり(俺の場合には)類的本質(そして労働する人格)は生産過程で類的からの疎外という自己否定的な形態で発生するのです。ところが、ここでの発生は、誰がどう考えても、相互的承認を要件にしていけないのです[*2]。

われわれの目の前にある現代的な社会的システムの発生においては——そして『資本論』の交換過程論ではこの発生が問題になっているわけです——生産過程では、類的な本質は疎外された形態で(類からの自己の疎外という形態で)形成されていますが、相互的承認はいかなる意味でも行われません。このような発生においては、(神山さんにも同意していただけるはずですが)相互的承認は専ら交換過程で行われるしかないと思うのです。もし相互的承認が部分的に生産過程にも導入されるならば、それはシステムの発生の過程においてではなく、システムそのものの自己止揚の過程においてであると、俺は考えます。もし相互的承認が全面的に生産過程に導入されているならば、既に現代的な社会的システムは消滅してしまっていると、俺は考えます。

なお、ひょっとすると、神山さんは、俺と同様に、物象化するべき人格と物象の人格化としての人格とを区別して、前者には相互的承認が要件ではないが、後者には相互的承認が要件であると考えているのかもしれませんが(但し、もしそうであるならば、それは前出引用と矛盾します)。けれども、それならばそれで、(3)何故に前者(物象化するべき人格)には相互的承認が要件ではないのでしょうか？(4)どのような意味で前者は人格なのでしょう？(5)前者が相互的承認に先行して人格である以上、交換過程に入り込んだ(eingehen)商品所持者も相互的承認に先行して人格であるのではないのでしょうか？

既に述べているように、俺の場合には、物象化するべき人格と物象の人格化との人格とは、物象化を媒介にして自己を疎外しているのかどうかということによって、区別されるのです。物象化するべき人格も物象の人格化としての人格もどちらも社会形成主体[*3]という点では同じだと思うのです。但し、前者が自己と他の自己との関係を諸物象の関係として疎外する社会形成主体であるのに対して、後者は既に諸物象の関係として自己疎外的に形成されている事実的關係を自己と他の自己との自覚的・人格的關係として媒介的に実現する社会形成主体であるという点で、両者は区別されるわけです。だからこそ、俺の場合には、“人格の物象化”→“物象の人格化”という発生的な関連が決定的に

重要になってくるわけなのです。

“それでは、お前の場合には相互的承認はどのように位置付けられているのか、お前は相互的承認という重大な契機を軽視しているのではないか”という疑問が生じるかもしれません。確かに、俺の場合には、相互的承認は、それ自体としては、両者を区別する徴表ではありません（既に何度も述べているように、俺の理論では、相互的承認によって初めて措定される主体は人格ではなく、私的所有者です）。しかし、相互的承認を軽視しているつもりは俺には全くないのです。繰り返しになって申し訳ありませんが、既に何度も何度も述べているように、俺の場合には、相互的承認は、物象の人格化としての人格が、自己が人格であるということを実証する（sich bewähren）重大な契機、社会を形成する主体が現実的に[*4]——交換関係として——社会を自覚的に（但し無自覚性の枠内で）形成する[*5]のに不可欠であるような重大な契機なのです。

2.商品所持者について

既に見たように、神山さんは、「人格に、承認性を不可欠に考えてみる」（“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person”）という立場から、“商品所持者は人格だからこそ相互的に承認し得る”という俺の規定に反対しています。そこで、相互的承認を行う主体の資格が問題になります。すなわち、“[ism-study.26] Re:”（1999/08/04 20:42）の中では神山さんが次のように述べているように、——

>人格だから、相互承認できる、というのが今井さんで、商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格、ゆえに、というのが私です[*6]

というわけです。

2.1 「自由な自己意識」について

さて、“[ism-study.5] Re: On "Kabunusi Soukai"(OKUMURA Hiroshi)”

（1999/07/22 16:31）の中で神山さんは次のように述べています。——

>かなり一般的。人格とは、自由な自己意識ということ。

これについて、“[ism-study.33] Re^2: A Confirmation About Person”（1999/08/05 17:53）の中で俺は次のようにコメントしました。——

>ところが、俺の場合には相互的承認を行うべき主体が既に「個別的な自覚的>個性」かつ「一般的な実践的主体」であるのに対して、神山さんの場合には>「自由な自己意識」は相互的承認によって初めて発生する——相互的承認の以前には人間は自由な自己意識ではない——はずなのです。

これに対して、“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person”（1999/08/05 23:29）の中で神山さんは次のように答えています。

——
>わかりました。

> 「自由な自己意識」＝人格、という表現がややこしくなった原因かもしれないですね。自由な自己意識性が労働そのものの内的在り方なら、人格が>先にある、ことになりますね。

そうだとすると、——神山さんの議論では「人格が先にある」ということにならない（相互的承認によって初めて人格が発生する）以上——、(i)結局のところ、やはり「神山さんの場合には「自由な自己意識」は相互的承認によって初めて発生する——相互的承認の以前には人間は自由な自己意識ではない——」のですね？

質問(1)の回答が yes である場合（以下の質問(2)~(4)は質問(1)の回答が no である場合にはお答えしていただく必要はありません）。

もし自己意識が相互的承認によって初めて発生するのであれば、第一に、(2)神山さんによると、「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」をもつ当事者（商品所持者）はそれだけでは——もし相互的承認を経っていないのであれば——、自由な自己意識をもって

いないのですね？

第二に、(3)神山さんの用語法では、(ヘーゲルなどの用語法とは異なつて)相互的承認を求める自己的な意識はまだ「自己意識」になってはいないのですね？

そうだとすると、(4)神山さんは承認を求める自己的な意識のことを何と呼ぶのでしょうか？

質問(1)の回答が no である場合（以下の質問(5)～(7)は質問(1)の回答が yes である場合にはお答えしていただく必要はありません）。

もし自己意識が相互的承認に先行して（相互的に承認すべき主体として）発生しているのであれば、(5)神山さんの場合には、自己意識と人格とは区別されており、自己意識の発生は人格の発生に先行しているのですね？

そうだとすると、質問 1 に戻ってしまいますが、(6)物象化するべき人格は実は人格ではないのだということになりますね？

そうだとすると、(7)労働過程では自己意識は否定的・自己疎外的に形成されるが、人格は交換過程でしか否定的・自己疎外的に形成されないということになりますね？

2.2 アンサンブルとしての人格について

さて、既に見たように、神山さんの理論では、「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」（「ism-study.26」 Re:」）の発生は相互的承認を要件にしないのに対して、人格の発生は相互的承認を要件にするということになります。

それならば、(1)——そしてもし相互的承認がないということをして、物象化するべき人格は人格でないと考えるならば（この仮定は質問 1 および質問 2.1 への回答に依存します）——、神山さんの場合には、やはり“人格は社会的諸関係のアンサンブルでしかない”ということになると思うのですが、いかがでしょうか？ 何故ならば、神山さんの理論に従うと、(a)交換過程での相互的承認という形態で当の社会的諸関係を“現実的”に形成する主体は、——なるほど「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」を持っている当事者ではあるが、しかし、それにも拘わらず——、まだ人格ではない（相互的に承認し合って——その限りで現実的な社会

形成を行って——初めて人格になる）からであり、且つ、(b)社会的諸関係を（交換関係に先行する）生産関係として“本源的”に形成している主体を想定するとしても、当の本源的な形成の時点では当該主体は相互的に承認し合ってはおらず、従ってまた（神山さんがおっしゃる）「人格」でもないはずだからです。

あるいは、(2)もし物象化するべき人格は（相互的承認がないのにも拘わらず）人格であるならば、神山さんの場合には、“少なくとも交換過程の内部では、人格は社会的諸関係のアンサンブルの相互的関連の中に留まり続けるのであって、社会的諸関係を発生的に形成する主体ではない”ということになると思うのですが、いかがでしょうか？ 何故ならば、神山さんの理論に従うと、商品所持者が（物象の人格化としての）人格ではない以上、人格は相互的承認によって措定されたものでしかなく、この相互的承認を措定するものではないからです。

人格[*7]が「その現実性においては」社会的諸関係のアンサンブルであるということは、俺も全く否定しないのです。商品所持者は、物象（的諸関係）の人格化である以上、相互的承認の前であろうと後であろうと、社会的諸関係のアンサンブルです。相互的承認において発生する私的所有者が社会的諸関係のアンサンブルであるということは、言うまでもありません。しかし、既に述べたように、人格は社会的諸関係のアンサンブルとして——単純商品流通の中で社会的諸関係によって形成されたものとして——実存していながら、絶えずこの社会的諸関係を単純商品流通の枠内で形成しているということを通じて、同時にまた社会形成の発生源を指し示していると思うのです。発生的関連においては、社会的諸関係の真っ只中で、社会的諸関係のアンサンブルでありながら、当の社会的諸関係を形成している主体が露出していると思うのです。俺の場合には、ここに、意志と意識とが与えられた商品である商品所持者の決定的な意義があるわけです。“人格とは社会的諸関係のアンサンブルである”という理論（関係主義的理論）に反論するためには、やはり社会的諸関係そのものの形成過程を発生的関連において探ることが必要だと思えます。

承認との関連を言うと、そもそも人格は本源的な社会形成主体（但し自己疎外する類の本質）である以上、承認という形態で社会形成を行う主体も人格（但し物象の人格化としての人格）だと俺は考えるわけです。物象化という回り道を通して言うと、本源的な社会形成主体にも、承認する主体としての位置

を与えることができます。

もちろん、——こういう質問をしておいて言うのもなんですが——、神山さんご自身は“人格とは社会的諸関係のアンサンブルのことであり”とは考えていないと思うのです。しかし、もし「人格に、承認性を不可欠に考えてみる」ならば、どのようにして“人格とは社会的諸関係のアンサンブルのことであり”という命題を乗り越えるのか、俺にはよく解らないから、上記のような質問をした次第です。

2.3 経済的扮装について

俺は“[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.” (1999/08/02 11:57) の中で次のように述べました。——

>俺がペルソナと言うときに念頭に置いているのは、
 >マルクスが用いている Charaktermask という名詞です。
 >——「一般に展開の進展に連れて、われわれは、諸人格
 >の経済的扮装はただ経済的諸関係の人格化であるのに過
 >ぎず、諸人格はこの経済的諸関係の担い手として互いに
 >相対するという事を見出すであろう [Wir werden
 >überhaupt im Fortgang der Entwicklung finden,
 >daß die ökonomischen Charaktermasken der
 >Personen nur die Personifikationen der
 >ökonomischen Verhältnisse sind, als deren
 >Träger sie sich gegenüber treten.]」
 > (KI (2. Auflage), S.114)。「この両局面のどちらで
 >も、商品と貨幣という同じ二つの物象的エレメントが対
 >峙しており、また買い手と売り手という同じ経済的扮装
 >をまとった二人の人格が対峙している [In jeder der
 >beiden Phasen stehn sich dieselben zwei
 >sachlichen Elemente gegenüber, Waare und
 >Geld, --- und zwei Personen in denselben
 >ökonomischen Charaktermasken, ein Käufer

>und ein Verkäufer.]」 (KI (2. Auflage),
 >S.166)。

これについて、神山さんは“[ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc.” (1999/08/02 18:53) の中で次のように述べています。——

>経済的扮装は、重要ですね。私は、物象の媒介の必然的な位置値におかれ
 >たものというふうにおもっています。

これについて、俺は“[ism-study.20] Re^4: On the "Person" etc (1)” (1999/08/03 12:21) の中で次のように述べています。——

>おっしゃる通り、重要だと思います。言葉の使い方のつまらない違いで議論
 >がずれ違ってしまうのはよくないので、俺の用語法を明示しておきます。俺の
 >用語法では、「経済的扮装」はすなわちペルソナであり、交換過程に現れた商
 >品所持者・貨幣所持者のことです。で、上に述べたように、商品所持者・貨幣
 >所持者は交換過程 (= オープンな社会) に出てきた瞬間に既に物象の人格化な
 >のです。
 > ここがちょっと俺と神山さんとで違うところなのではないでしょうか。恐ら
 >く神山さんにとっては、まだ法的ではないような経済的な扮装はまだ物象の人
 >格化としての人格ではないのだと思います。
 > 「物象の媒介」というのは人格的な媒介のことですよ？ それならば、こ
 >の「位置値」というのも俺と神山さんとの間でちょっと違うのかもしれない
 >ん。俺の場合には、相互的承認するべき人格——相互的承認によって指定され
 >た人格ではなく——という「位置値」なのです。

さて、(1)神山さんにとって経済的扮装とは何なのでしょう？ 明らかに、それは対他的な、社会的な扮装です (商品に対して扮装を付けて振る舞うなんてことはあり得ません)。ところがまた、これは法的な扮装ではありません。既に述べたように、俺にとっては、これこそは既に商品の人格化なのです。

更に、(2)神山さんは「経済的扮装」が「物象の媒介の必然的な位置値におかれたもの」であると述べていますが、それはどのような媒介なのでしょう

か？既に述べたように、俺にとっては、それこそは人格的な媒介なのです。

2.4 商品・貨幣・資本の人格化の区別について

既に見たように、神山さんの場合には、少なくとも物象の人格化としての人格は相互的承認によって発生します。

相互的承認では、商品所持者も貨幣所持者も資本家も私的所有者として抽象化されます。このことが一番ハッキリと現れるのは資本家においてでしょう。単純商品流通が単純商品流通として成立している限りでは——すなわち労働市場が市場として現れている限りでは——、資本家は資本に対する私的所有者として承認されるわけでは決してなく、私的所有者一般としてしか承認され得ないはずです[*8]。このように考えてみると、商品の人格化、貨幣の人格化、資本の人格化という人格化の区別は相互的承認から独立的であるように思われます。

ひょっとすると、商品の人格化も貨幣の人格化も資本の人格化も人格としては同じだろうと考える方もいるかもしれません。しかし、物象の区別に応じて、それらの人格は現実的に区別された振る舞い（商品所持者は商品を売る、貨幣所持者は商品を買う、資本家は労働力商品を買って搾取する）をするわけです。物象の区別に応じて、それらの人格は——俺の考えでは——、交換過程での相互的承認では私的所有者として同じ振る舞いをしているのにも拘わらず、それでもやはり人格として（行為当事者として）異なる振る舞いをするわけです。

さて、(1)もし商品所持者・貨幣所持者・資本家の間で相互的承認における振る舞いに区別がないのであれば、商品の人格化と貨幣の人格化と資本の人格化とはどのように区別されるのでしょうか？と言うのも、どうも俺の理解が根本的に間違っているのかもしれませんが、神山さんの主張に従うと、次のような関連が成立しないと、論理一貫しないように思われるからなのです。——

人格は相互的承認によって発生する。

↓

商品の人格化・貨幣の人格化・資本の人格化は（交換過程での）相互的承認によって発生する。

↓

当事者が所持している物象の区別（商品・貨幣・資本）に応じて相互的承認の（態様の）区別が発生するからこそ、商品の人格化・貨幣の人格化・資本の人格化という区別も発生する。

あるいは、(2)もし商品所持者・貨幣所持者・資本家の間で相互的承認における振る舞いに区別があるのであれば、それはどのような区別なのでしょう？と言うのも、既に述べたように、俺の理解では、第1巻1篇2章「交換過程」における相互的承認は、取引相手はその物象（＝物象）に対する正当な私的所有者であるということを承認し合うということであって、その物象（＝物象）が商品であるのか、貨幣であるのか、資本であるのかという区別はこの相互的承認にとってはどうでもよいことであるように思われるからなのです。

なお、ご承知のように、俺の場合には、商品所持者が商品の人格化ですから、貨幣所持者も貨幣の人格化、資本家も——「意志と意識とが与えられた資本」（[KI (2. Auflage), S.171]）である限りで——資本の人格化というように、（相互的承認における態様の区別ではなく）物象の区別に応じて人格化の区別が導出され得るわけです。

参考文献

KI (2. Auflage), Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie.
Erster Band. Hamburg 1872, In: MEGA² III/6.
Resultate, Sechstes Kapitel. Resultate des unmittelbaren
Produktionsprozesses, Das Kapital (ökonomisches Manuskript
1863--1865) Erstes Buch, ökonomische Manuskripte 1863--1867.
Teil 1, In: MEGA² II/4.1.

注

[*1]“[ism-study.15] Re²: On the "Person" etc.”
(1999/08/02 11:57) では俺は次のように述べています。——

>どう

>にかして物象化するべき人格に類的本質（本源的な社会的関係形成主体）を、
>また人格の物象化としての人格に社会関係のアンサンブルを割り当てたい

“[ism-study.21] Re: On Labor Power, HIROMATU
etc.” (1999/08/03 12:51) では俺は次のように述べて
います。——

>こ

>れに対して、人格（類的本質）は自己的に把握された自己なのです。

“[ism-study.36] Re^2: An Answer To 3 Questions”
(1999/08/06 09:52) では俺は次のように述べていま
す。——

>それでは、こう言い換えましょう。——「諸人格の生産関係」と言う場合の
>人格とは一体なになのですか？ 物象でもないし、物象の人格化でもないです
>よね？ 俺の場合には、これこそが現象する——但し否定的に、疎外されて現
>象する——べき類的本質あるいは労働する人格なのです。

“[ism-study.37] Re^4: A Confirmation About
Person” (1999/08/06 09:52) では俺は次のように述べ
ています。——

>俺は類的本質＝人格として把握し、類的本質＝労働する人
>格として把握するから、俺の議論では「人格が先にある」ということになるわ
>けです。

“[ism-study.41] Re^4: A Confirmation About
Person [PS][Resent]” (1999/08/06 20:50) では次の
ように述べています。——

>「物象というものを措定する人格」[社会的実践主体]は、結
>局]、類的本質だと考えています。そして、類的本質は労働する人格であると考
>えています。

同様にまた、同上投稿では俺は次のようにも述べていま
す。——

>“物象化するべき人格
>は類的本質だ”

[*2]なお、“[ism-study.9] Re: On the "Person"
etc.” (1999/07/26 20:41) の中で神山さんは次のよう
に述べています。——

>労働の産物は人格性の発露です。自己と対象物との相互承認。しかし商
>品生産では、産物とそれをつくった人格とは疎遠です。

ここでの「人格」こそが俺が問題にしている人格なので
しょう。ひょっとすると、神山さんは労働過程では「自
己と対象物との相互承認」があるから人格が発生してい
るのだと考えているのかもしれませんが（もし誤解でした
ら申し訳ありません）。

しかし、第一に、この「自己と対象物との相互承認」
が交換過程での諸人格の相互的承認とは異なるというこ
とは明らかです。俺は、交換過程で述べられている相互
的承認はそれ自体としては現実的な関係であるが、その
前提として意識的な相互関係（通常に用いられている
ような意味での承認、つまり意識における承認）を含む
と考えています。ところが、労働過程での（神山さんが
おっしゃる）「相互承認」には諸人格の相互的承認が決
定的に欠如しています。俺は労働過程では相互的に承認

されていないような人格が否定的に形成されると考えます。

第二に、そもそも、「自己と対象物との相互承認」という神山さんの表現自体に俺は反対します。何故ならば、「対象物」の方が自己の何を承認するのか不明だからです。労働過程では、(神山さんがおっしゃる)「承認」をするのは相互的なものではなく、自己の一方的な行為であるように思われます。俺の場合にも、労働過程では自己が対象化する (vergegenständlichen) のと同時に、対象もまたが自己化する (aneignen) のですが、この二重化を統一しているのは自己の側です。

なお、以上では、神山さんがおっしゃる「対象物」には、非自己としての対象物 (労働手段・労働対象) のみを想定してきました。たとえばに神山さんがおっしゃる「対象物」に自己としての他の労働者が含まれているとしても、結論は同じです。他の労働者が「対象物」として——単なる生産力要因として——現れている限りでは、労働者たちは、互いが人格 (= 自己) であるということとを人格 (= 自己) という資格で相互的に承認し合うわけではないからです。

[*3]なお、“[ism-study.20] Re^4: On the "Person" etc.(1)” (1999/08/03 12:21) の中で俺は商品所持者が (物象の人格化としてではあっても、それでもやはり) 人格である理由を次のように述べています。——

>一方では社会を形成する一般的な実践的主体 (相互的承認において
>他の人格を承認することができる個人) であり、他方では自分で責任を負うこと
>ができる個別的な自覚的個性 (意志と意識とを持ち自ら責任を負って自立
>的・独立的に行為することができる個人) である

このように、厳密に言うと、人格は単なる社会形成主体

ではなく、自己の行為として社会を形成する自覚的な個人のことです。すなわち、人格とは上記の一般性と個別性とを統一している自然的個人 (自然人) のことです。本来的には、資本は人格ではありません。

但し、第一に、資本主義的生産では、物象こそが事実的に能動的な主体であるから、物象化と人格化とがやがて対立するようになり、遂には資本という物象が形態としての人格を獲得するようになります。社会形成という形態的契機は正に形態的であるからこそ形骸化し、自然的個人という根拠から自立化し、遂には自然的個人ではない資本が法的人格を獲得するようになるわけです。こうして、資本主義的生産では、正に物象化と人格化とが分離しているからこそ、人格に不可欠な自然人性 (自然人であるという性質) が不明確になるわけです。

第二に、資本主義的生産に先行する共同体 (封建制・奴隷制など) では、資本主義的生産と同様に自己は疎外・物象化されているのにも拘わらず、資本主義的生産とは異なってこの疎外・物象化は徹底していないから、物象化と人格化とが分離せずに、共同体の臍の緒から独立していない個々の人間が人格として承認されるのかどうかということは偶然的になります。そこで、時には被差別民は非人格として表象され、時には逆に“奴隷も人格である”と表象されるわけです。こうして、資本主義的生産に先行する共同体では、逆に、正に物象化と人格化とが分離していないからこそ、却って人格に不可欠な独立性が不明確になるわけです。

[*4]“[ism-study.33] Re^2: A Confirmation About Person” (1999/08/05 17:53) の中で、相互的承認が——単に認識的なものであるだけではなく——現実的なものであるということ、俺は強調しています。承認 (anerkennen) と言うと、どうしてもわれわれは認識

(erkennen) の枠内のことを連想してしまいます。しかし、——これはマルクス解釈として妥当であるのかどうか、甚だ疑問ですが——、俺自身の理論では、交換過程での相互的承認は現実的な自覚的行為（相手を頭の中で自由・平等な私的所有者として認めた上で、相手に対して自由・平等な私的所有者に対する仕方に関係する行為）として位置付けられます。

[*5]より正確に言うと、交換過程で社会形成するということは社会形成を交換という現実的行為の中で自覚化するということです。但し、商品所持者たちは無自覚性の枠内でこれを自覚化するわけです。すなわち、商品所持者たちは社会形成の発生源（＝生産）から疎遠な仕方です、この発生源そのものには無自覚なままで、しかも交換という私的な個別的行為を通じて、これを自覚化しているわけです。

[*6]厳密に言うと、俺の説は「人格だから、相互承認できる」というのではなく、“商品の人格化として人格だから、相互承認できる”ということです。

“[ism-study.20] Re^4: On the "Person" etc .(1)” (1999/08/03 12:21) の中では俺は次のように述べています。——

>商品の人格化（またその限りで人格）だから相互的に承認することができる

また、“[ism-study.28] A Confirmation About Person” (1999/08/04 23:26) の中では俺は次のように述べています。——

>但し、——これは強調しておきたいので
>すが——、商品の人格化である限りで「人格だから、相互承認できる」という

>のが俺の説です。

ここでは、文脈から、「強調」された部分が、神山さんの元発言に俺が追加した部分——すなわち「商品の人格化である限りで」という部分——であるということが明白です。また、“[ism-study.37] Re^4: A Confirmation About Person” (1999/08/06 9:52) の中では俺は次のように述べています。——

>俺の場合には、商品所持者は物象の人格化として人格だからこそ、相互的承認をすることができ、またこの相互的承認によって自己が人格であるということを実証する

また、同上投稿の中で俺は次のように述べています。——

>こういうわけで、“そもそも人間一般が、そのままの資格で、流通過程で相互的承認なんかできるのかいな、物象化の人格として既に人格であるからこそ、相互的承認することができるんじゃないかな”と考えているわけです。

以上、総ての場合について、“物象の人格化”という限定が強調されているということにご留意ください。

なお、“[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.” (1999/08/02 11:57) の中では俺は、——

>商談に先行して、生産過程からでてきた瞬間に、商品所持者が商品の人格化としての人格になっているのです。商品所持者は、相互的に承認し合うからこそ人格になるのではなく、人格であるからこそ相互的に承認し得るわけです。

と述べています。しかし、文脈から見て、「人格であるからこそ」と言う場合の「人格」が前文の「商品の人格

化としての人格」であるということをご理解いただけるものと考えます。同様に、同上投稿の中で俺は、——

>ここでは、交換過程に登場する商品所持者たちが、(1)商品の人格化であるということ、(2)正に既に人格であるからこそ、人格として相互的に承認され得るということ、(3)それを通じて（このような回り道を通して）人格として自己を実証するという——これらの点を、俺の主張のポイントとして確認しておきます。

とも述べています。ここでも、文脈から見て、「(2)正に既に人格であるからこそ」と言う場合の「人格」が全文の「(1)商品の人格化である」ということを受けての発言であるということをご理解いただけるものと考えます。

[*7]なお、マルクスのテキストにおいては主語は人格ではなく、「人間の本質」になっています。テキストの訳文・原文については、“[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.” (1999/08/02 11:57) をご覧ください。結局のところ、突き詰めて考えると、この「人間の本質」とは類的本質のことであると、俺は解釈しています。これに対して、人格という概念は、類的本質（社会を形成する主体）とアンサンブルまたはペルソナ（社会によって形成された主体）との——物象化するべき人格と物象の人格化としての人格との——両者を包含しているわけです。

[*8]“そのようなものとして現れている”ということと“そのようなものとして相互的に承認し合っている”ということとは全く異なるわけです。第1巻2篇4章「貨幣の資本への転化」においては、労働市場では、資本家は資本の人格化として（事実的に、事実上）現れています

が、資本家として承認されているわけでは決してありません。だからこそ、俺は相互的承認によって発生する私的所有者と人格とを区別するのです。

マルクスは次のように述べています。——「資本家と労働者とはただ買い手つまり貨幣と、売り手つまり商品としてのみ市場で相対するのだとは言っても、この関係は彼らの取引の独自の内容によって始めから独自のものとして [eigen] 色付けられている。しかも、資本主義的生産様式では、両者が市場に同じ相対立する規定をもって登場するということが恒常的に繰り返されるということ、すなわち恒常的なものであるということが前提されているから、ますますこの関係は独自のものとして色付けられているのである。[.....] ところが、これに対して、労働市場では、労働者に対して貨幣は常に資本の貨幣形態として相対するのであり、従って貨幣所持者は人格化された資本として、資本家として労働者に対して相対するのであって、それと同様に、労働者は労働者でまた労働能力の、従って労働の単なる人格化として、労働者として貨幣所持者に対して相対するのである。[.....] 単なる買い手と単なる売り手とが対峙するのではなく、資本家と労働者とが買い手と売り手として流通部面で、市場で相対するのである。資本家と労働者としての彼らの関係が買い手と売り手としての彼らの関係にとっての前提なのである。[.....] 現実的な富——交換価値という面から見ると貨幣、使用価値という面から見ると生活手段および生産手段——が人格として、富の可能性である労働者に対して、すなわち労働能力に対して、他の人格に対して相対するのである [Obgleich sich Capitalist und Arbeiter nur als Käufer, Geld, und Verkäufer, Waare, auf dem Markt gegenübertreten, so ist dieses Verhältniß durch den eigenthümlichen

Inhalt ihres Handels von vorn herein eigen gefärbt, um so mehr, da bei der capitalistischen Produktionsweise vorausgesetzt ist, daß das Auftreten beider Seiten auf dem Markt in derselben entgegengesetzten Bestimmung sich beständig wiederholt oder ein beständiges ist. [...] Aber auf dem Arbeitsmarkt dagegen tritt ihm das Geld stets als Geldform des Capitals gegenüber und daher der Geldbesitzer als personificirtes Capital, Capitalist, wie er seinerseits dem Geldbesitzer als blosse Personification des Arbeitsvermögens und daher der Arbeit, als Arbeiter gegenübertritt. [...] Es ist nicht ein blosser Käufer und ein blosser Verkäufer, die sich gegenüberstehn, sondern es sind Capitalist und Arbeiter, die sich in der Circulationssphäre, auf dem Markt, als Käufer und Verkäufer gegenübertreten. Ihr Verhältniß als Capitalist und Arbeiter ist die Voraussetzung für ihr Verhältniß als Käufer und Verkäufer. [...] Der wirkliche Reichthum, dem Tauschwerth nach betrachtet, Geld, dem Gebrauchswerth nach betrachtet, Lebensmittel und Produktionsmittel --- tritt als Person dem Arbeiter, der Möglichkeit des Reichthums, d.h. dem Arbeitsvermögen, einer andren Person gegenüber.」(Resultate, S.89--90)。

このように、資本家と労働者とは、取引の形式に即しては貨幣所持者（貨幣の人格化）および商品所持者（商品の人格化）として事実的に相対し合い、その上で、取

引の内容に即しては資本家（資本の人格化）および賃金労働者（労働力商品の人格化）として事実的に相対し合う。この相対する（gegenübertreten）という——価値形態論での用語を使うならば妥当する（gelten）と言ってもいいでしょう——事実的關係は、承認する（anerkennen）という自覚的關係からは区別されると、俺は考えます。

もちろん、後には、労働者は労働者として承認されるように、また資本家は資本家として承認されるように、争うようになります（第1巻3篇8章1節「労働日の諸限界」）。しかし、これは生産過程の敵対的社会性が流通過程でも暴露された事態です。だからこそ、当事者が市場で知っているただ一つの法則である「商品交換の法則」（KI (2. Auflage), S.240f）ではカタがつかずに、「暴力が事を決する」（ebenda, S.241）ということにならざるを得ないわけです。第8章1節は第3篇「絶対的剰余価値の生産」に置かれてはいますが、その十分な理解のためには、明らかに、第4, 5, 7篇での敵対的な社会的生産の発展と当事者意識に対するその暴露とを前提しています。

[ism-study.48] Questions About "Person" [PS]

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/19 20:13:02
 修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.47] Questions About "Person"
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/18 11:39:53

コメント

コメントはありません。

ちょっと補足です。

俺は“[ism-study.47] Questions About "Person"” (1999/08/18 11:39)

の注3の中で、――

>本来的には、資本は人格ではありません。

と述べています。ところが、マルクスはしばしば“資本は人格化された生産手段（あるいは人格化された生産条件、あるいは人格化された生産手段+生活手段）である”と述べています。主語が資本家ではなく、資本であるということにご注目ください。つまり“資本家=人格化”だけではなく、“資本=人格化”という表現をもマルクスは使っているわけです。もし後者の表現を用いるならば、「資本は人格ではありません」という俺の命題は、あたかも、“資本は人格化である”というマルクスの命題と対立するかのように見えます。

それでは、(1)このマルクスの表現はどのように理解すればいいのでしょうか。(2)それは法人化現象とは違うのでしょうか。(3)もし違うとしたら、「本来的には、資本は人格ではありません」という俺の表現はマルクス理論と根本的に対立するのでしょうか。

(1)への回答。マルクスの上記の表現は、ここで俺が問題にしているような、交換過程で発生する（資本の場合にはやがて生産過程でも――いや生産過程の中でこそ――発展する）ところの、独自の意味での人格化（すなわち、人格の物象化の必然的な帰結ではあるが、人格の物象化とは区別され、やがては対立するような人格化）を表現するものではありません。そうではなく、それは、資本という形態においては生産手段が労働者を搾取するものとして人格的（＝自己的・主体的・能動的）に振る舞っているということ（＝主体化）を表現するものです。従って、人格の物象化と物象の人格化との区別という枠組みにおいては、それは――“人格化”とは言っても――明らかに物象化の方を表現するものです。但し、そもそも物象化するということは、必然的に、その後で、人格化することにならざるを得ないから、その限りでは、それは物象化の観点から――われわれが住んでいる現代的な社会での唯一の現実的な主体である物象の観点から――物象化と人格化とを統一する表現であると言っていいでしょう。つまり、資本は、正に生産手段 etc の人格化であるからこ

そ、資本家という人格的媒介を自己の実現形態として措定せざるを得ないわけです。

(2)への回答。違います。俺は注3の中では、人格の物象化と物象の人格化とのこの対立において、人格という形式が形式化・形骸化して根拠（＝自然人）から自立化し、こうして資本がそれ自身で法的人格を獲得するという極めて独自の現象――われわれが議論している人格発生時点には現れようがなかったような現象――について言及しているわけです。すなわち、(a)マルクスが“資本は生産手段 etc の人格化である”であると表現する場合には、それは“本来的”な事態――まだ物象化（→物神崇拜→人格化）の構造が発生したばかりで、破綻してはおらず、安定しているという意味で――をも破綻した事態をも含み得るわけです。これに対して、(b)法人化現象において資本が直接的に法的人格を獲得するのは、明らかに、ただ破綻した事態――物象が自己の人格的媒介を否定してしい、物象化が人格化の枠を打ち破ってしまったという意味で――のみを含み得るのに過ぎません。

(3)への回答。対立しません。俺は物象化と人格化との統一という観点ではなく、物象化と人格化との対立という観点で、人格化を考察しているからです。この観点からは、資本が（生産手段の）人格化（＝主体化）であるという表現は却ってミスリーディングになります。但し、――(a)もしこのことさえ正確に把握されるならば、“資本家=人格化”と“資本=人格化”という――マルクス自身が用いている――二つの表現は容易に媒介可能になると、俺は考えます。(b)また、統一であれ対立であれ、問題は“物象化→人格化”という発生的な関連です。そして、正にこの関連において、“資本自身がそもそも人格化（＝主体化）である（＝人格化としての資本）からこそ、やがて資本家という人格（人格としての自然人）を現実的に措定し（＝人格化としての資本家）なければならない”という把握は極めて重要になります。(c)また、この発生的関連において、資本が本質的に資本家であるということ考慮に入れると、“資本は資本家としては（対自的には）人格になるが、それ自体としては（即自的には）本来的には人格ではない”というのがより正確な表現でしょう。俺が「本来的には、資本は人格ではありません」と述べているのは、この表現の省略形であるとお考えください。

[ism-study.49] Questions About "Person" [PS ^ 2]

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/21 14:21:36
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.47] Questions About "Person"
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/18 11:39:53

コメント

コメントはありません。

愚劣極まりない凡ミスの訂正です。ちょっと専門的なお話であり、多くの方にはどうでもいいことでしょうから、興味がない方は、今井の自己満足的な訂正だということで、とぼしてください。

俺は“[ism-study.47] Questions About "Person"” (1999/08/18 11:39) の注 2 の中で、—

>俺の場合にも、労働過程

>では自己が対象化する (vergegenständlichen) の

>と同時に、対象もまたが自己化する (aneignen) のです

>が、この二重化を統一しているのは自己の側です。

と述べています。そもそも「対象もまたが」における「が」が余計なのですが、それを全く別にすると、ここでは、俺は“対象もまた自己化する (aneignen)”と述べているわけです。これは全く間違ったデタラメな表現です。正確には、“自己が対象をもまた自己化する (sich aneignen)”と表現するべきです。すなわち、「自己化する」という動詞の主語は絶対に自己の方であって、決して対象の方ではありません。

いずれにせよ、この変更によって「この二重化を統一しているのは自己の側です」ということがますます明瞭になります。と言うのも、この二重化した振る舞いのそれぞれの側面において主語は常に自己であるからです。従って、ヨリ正確には、上記の表現は「この二重化を統一しているのは、主語である自己

の側です」ということになるわけです。自己は、どちらの側面においても常に主語であるということによって、この二重化した振る舞いを自己的に (=主語として) 統一しているわけです。

“なんだ、ドイツ語文法の問題か”と思う方もいらっしゃるかもしれませんが。確かに他動詞の主語が何であるのかということそれ自体はドイツ語の問題なのです (その限りではどうでもいいことです) が、しかし二重化における人間的自己の主語的・主格的 (=主体的) な振る舞いは万国共通です。

[ism-study.50] Re: Questions About "Person"

投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/08/21 18:28:20
 修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.47] Questions About "Person"
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/08/18 11:39:53

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"	今井 祐之	1999/09/05 22:22:40

皆さん、今日は。神山です。

今井さん、大量の労作ありがとうございます。

全体の順序に沿ってコメントさせていただく余裕がないので、私の強調点だけ述べてみます。お互いの問題意識、文脈、強調点の違いが、論議のずれ違いをもたらしているようです。ですから、個々のご質問すべてに直接お答えすべきところですが、お許しください。

> 一言で言うと、人格とは、俺の場合には相互的に承認する (それ故に相互的承認の前に形成され、その資格で相手を承認する) 主体 (相互的承認を措定する

> 主体)、神山さんの場合には相互的に承認した（あるいは相互的承認と同時に発生している）主体（相互的承認によって措定された主体）のことである。
>——これが神山さんと俺との間で最も鋭い対立をなす点でしょう。

人間 Mensch に対して、社会的な反省規定におけるその規定性、承認性を人格 Person とすると、私は強調しましたが、今井説との対立を強く打出すためでした。ただ、私の論議も最初は、承認性、社会関係を形成する、人格の本質、人格的能力も、実現された人格性も、どちらも、人格という言葉で表してもいいと考えてました。人格という言葉、その時々文脈で緩やかな使い方をしてましたので、今井さんと、自分自身を混乱させたようです。

>>かなり一般的。人格とは、自由な自己意識ということ。

「自由な自己意識」という言葉も、人間本質の在り方、労働する人間、人間の媒介的本質と媒介関係の実現との統一、というように「かなり一般的」につかったわけです。とくに、近代では、対象（普遍性）から疎外された、しかし疎外によって自由になった、抽象的な自由な主体のことです。生産共同体から解放された、抽象的な個人、関係行為（相互承認行為）において人格として振舞う法的な人格、また、対象すべてを否定する近代の哲学的自我を、念頭においています。

今井さんの精緻な考察が、今一つ私に分りにくいのは、おそらく、人格化という用語へ

のこだわりがまだ私に十分理解できていないからです。

>[*4]"[ism-study.33] Re^2: A Confirmation About Person" (1999/08/05 17:53) の中で、相互的承認が
>——単に認識的なものであるだけではなく——現実的な
>ものでもあるということ、俺は強調しています。

広松に対して、自由な人格性が対象における実在であることが欠落していることを、今井さんも批判なさるわけですが、今井説では、人格論が中心で、広松に労働論が不在であることは、正面きつては展開されておらず、それが分りにくいところなのかなと思います。

私は、承認の能力（人間の社会的能力）を人格や人格的本質・社会的性質と呼ぼうと、承認された自己規定を人格や実現された人格性と呼ぼうと、事態は変わらないと考えます。個に内在する関係形成能力と関係内在性と、関係という条件における対他的な規定とを、人格として捉えてもかまわないと思います。人間の類的能力、自然の人間の本質、人間の自然的本質、人間の形態規定性、労働する存在、人格的關係行為を行う存在、これらを人格と呼ぼうと呼ぶまいと、用語の問題でしょう。

> 人格[*7]が「その現実性においては」社会的諸関係のアンサンブルであると
> いうことは、俺も全く否定しないのです。

>[*7]なお、マルクスのテキストにおいては主語は人格ではなく、「人間の本質」になっています。テキストの訳文・原文については、"[ism-study.15] Re^2: On the Person" etc." (1999/08/02 11:57) をご覧ください
> い。結局のところ、突き詰めて考えると、この「人間的

> 本質」とは類的本質のことであると、俺は解釈していま
 > す。これに対して、人格という概念は、類的本質（社会
 > を形成する主体）とアンサンブルまたはペルソナ（社会
 > によって形成された主体）との——物象化するべき人格
 > と物象の人格化としての人格との——両者を包含してい
 > るわけです。

類的本質、人間の本質、労働する個人、合目的な自己媒介する主体性、無限性運動
 （
 区別なき区別・生命）の対自化された姿、これらを、人格と名づけても、名づけなく
 も
 、自己矛盾しうる発生点が把握されていれば、同じことでしょう。広松批判としても、
 こ
 の人間本質の、矛盾、疎外、がおさえればよいのではありませんか（もちろん人格
 論
 として行うことはよいことだと思われませんが）。

ちなみに、私が、人格を関係に反省したものと述べても、別に、関係主義的に関係に
 拘
 束された結節点という意味で言っているわけではありません。人格が主体概念であるこ
 と
 はいうまでもないことです。

> このように、厳密に言うと、人格は単なる社会形成主体
 > ではなく、自己の行為として社会を形成する自覚的な個
 > 人のことです。

とおっしゃることと私の理解は重なります。

今井さんが、

> 資本という形態においては生産手段が労働者を搾取するものとして人格的
 > （＝自己的・主体的・能動的）に振る舞っているということ（＝主体化）を表

> 現するものです。

と述べられているように、人格化は、主体化という意味でも使われています。人格の物
 象
 化と物象の人格化も、主体の客体化、客体の主体化、生産と消費の循環構造、という意
 味
 で使われている個所もあったはずですが（今手元にテキストがないので、なければごめん
 な
 さい）。

用語法・定義の問題に拘って、議論が不生産的になるのを恐れますので、いわれてい
 る
 、発生連関、内容に即して、議論の調整をしてみたいと思います。

商品生産において、生産の人格的關係が、否定され、物象が主体化する關係として実
 現
 し、人格關係そのものは、交換關係に疎外され、疎外されることで、生産から分離した
 人
 格關係が成立している、と（今井さんと全く同じか分かりませんが）私も考えます。

> われわれの目の前にある現代的な社会的システムの発生においては——そし
 > て『資本論』の交換過程論ではこの発生が問題になっているわけです——、生
 > 産過程では、類的な本質は疎外された形態で（類からの自己の疎外という形態
 > で）形成されていますが、相互的承認はいかなる意味でも行われません。この
 > ような発生においては、（神山さんにも同意していただけるはずですが）相互
 > 的承認は専ら交換過程で行われるしかないと思うのです。もし相互的承認が部
 > 分的に生産過程にも導入されるならば、それはシステムの発生の過程において
 > ではなく、システムそのものの自己止揚の過程においてであると、俺は考えま
 > す。もし相互的承認が全面的に生産過程に導入されているならば、既に現代的
 > な社会的システムは消滅してしまっていると、俺は考えます。

そのとおりでしょう。

賃金労働としての疎外された労働は、自己労働という在り方の放棄で、この労働を自己労働にしている生産者の労働、私的労働が、疎外された労働の抽象的な形態です。私的労働は、相互に孤立しあい、人格的労働として妥当しません。非人格、つまり物象が関係形成の能動性になります。私的労働主体は、生産において、関係がありません。自己を人格として規定できません。承認能力の潜在的持主たちは、承認の関係を生産では、つくれません（これを人格があるけどないといってもいいかもしれません）。しかし、交換運動として、関係を形成します。生産の社会性は、物象の交換必然性に担われます。承認の関係は交換がつくれます。生産関係が物象的能動性に委ねられる・物神崇拜的に認知する・交換・法的人格。

私的諸労働は、労働においては、人格的につながらず、交換において、孤立した個人が人格的につながりあうというしかたを、たてます。

私的諸労働とは、生産共同体がない、生産の共同意思的媒介がないということ、ということ、生産において人格性が否定されていること、です。人格性をたてるのは、唯一交換です。交換が、孤立した個人の、共同意思、共同体をたてます。生産共同体を喪失した反面が、法的人格です。

> 神山さんの場合には、"少なくとも交換過程の内部で

- > は、人格は社会的諸関係のアンサンブルの相互的関連の中に留まり続けるので
- > あって、社会的諸関係を発生的に形成する主体ではない"ということになると
- > 思うのですが、いかがでしょうか？

交換過程の法的人格は、社会的諸関係でしかないもの、ではありません。自己規定であって、自由な主体です。

> 物象化を媒介にして、物象

> 化するべき人格も、相互的承認において、人格としての自己を実証していると

> ということになります。

ただし、労働から疎外されており、労働も、人格関係を労働において形成しますが（協業）、物象的關係においては、主体ではなく、ただのモノです。人格的労働は、私的労働として、自己疎外的であり、人格性と、社会的労働とを分裂させます。分裂によって、また、労働する人間存在の、個別性の項（法的人格）と、普遍性の項（社会的生産）とが、明確に分岐するのです。どちらの項も、労働存在の、疎外し合う両極です。抽象的に解放された個別性が法的人格であり、その反面が、物象的に媒介される社会的労働です。法的人格のなかでは、社会的労働が排除され、社会的労働のなかでは、法的人格が排除され、しかし、社会的労働が展開し、法的人格に対して、社会的労働の力が対峙し、社会的労働において、人格性の全面的な実現の必要がリアルになっていきます。

法的人格は、物象的關係の媒体にすぎないものではなく、物象を制御する原理です。物

象は人格の客体だから、人格は物象の主人だから、です。自由な法的人格と物象との矛盾が問題です。生産を含まない法的人格の形式性、法的人格と媒介されず人格の否定＝物象の自立性として媒介される社会的生産、という1つの疎遠な分離したありようが問題です

。株式会社では、自由な人格とは、株主だけでない！、労働世界の公共性は、全面的な人格的承認を持たない！。株主、従業員、あらゆる人格に対して、物象が対立している！

こ
ういう問題として出てくるわけです。商品生産・私的生産の場合、私的生産者の振舞いが
が
、物象的運動を媒介します。私的主体という矛盾が社会・関係の物象化として媒介されま
ま
す。株主も、経営者も、すべての私的主体に対して、関係が自立的です。

私的所有者は、抽象的な関係です。つまり、自分で前提をたてて、全体を包摂するよ
う
なものではなく、自分の外に自分の根拠があります。物象の側は、生産を含んでおり、社
社
会関係を自分の媒介としてたてていきます。私的所有者の関係に内容を与えるのは、資本
本
です。私的所有者は、資本（物象）に与えられた役割を演じます。相互承認のラベルで、
これはあなたのものでない、と他人を締め出す契機、契約して交換する契機。資本の自己増
増
殖が、私的所有者を制限としてしまうと、その突破の形態を措定するわけです（信用、株
株
式会社、土地所有）。私のこんな問題意識からすると今のところ、交換において、私的生
生産の媒介が交換で、私的生産という生産共同体喪失の反面が法的人格、法的人格と物象
と
の矛盾の展開、私的主体の社会的媒介の展開、という以上のことはあまり考えていないの
の
です。また、所持者を人格化と呼ぼうと、所有者を人格化と呼ぼうと、それも内容に即し
し
て理解されればいいことのようにおもわれます。

[ism-study.51] Versachlichung der Personen

投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/09/05 19:17:30
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.47] Questions About "Person"

投稿者： 今井 祐之

投稿日時： 1999/08/18 11:39:53

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.53] Re: Versachlichung der Personen	今井 祐之	1999/09/06 16:12:57

今井さん、ISMの皆さん、今日は。神山です。夏季休業で間があいてご無沙汰しておりました。

人格論の私の最新版を簡潔に提出いたしたいとおもいますので、皆さん、ディスクの塵などとおもわず、受取ってくださいれば幸いです。今までの議論を私なりに調整したつもりです。

なお、煩瑣になるので、以下では、です・ます調は使わないことにします。

Versachlichung der Personen について

0. 人格は、マルクスの骨格に位置する対象である。
ヘーゲル所有論を引継いで、マルクスの中心テーマである。

1. 所有と人格（物神性と交換過程）

図

物神性

1 個の商品（価値・使用価値）

物 Ding ←持つ haben←人間 Mensch

交換過程 相手を探す 1 個の商品（2 個の商品の交換=実在化に向う）

所持 Besitz← 人間 Mensch

1) 人格 Person (Sache を客体)

2個の商品の交換=実在化の実現（価値・使用価値の実現）に際し
所有 Eigentum← 2) 人格 Person

「普遍的なものが絶対に数多のアトムに分散し、こうして精神としては死滅しているが、このときには普遍的なものはそこにおいてすべての人々が各々の人々として、即ち諸人格として妥当するところの平等というものである」（精神現象学、金子訳、777）。

「この承認されてあることが自我の実体性であるが、この実体性は抽象的な普遍である」（778）。

「人格は自分を自分から区別することによって、誰か他の人格と関係する。…双方がたがいに定在をもつのは、所有主である限りのことである」（法哲学、三浦和男訳、第40節）。

「個人は承認されて『法の前で平等な人格』となる。…個人の個（体）性は具体的な関係を欠いたまったく抽象的なもの」「人格は生身の人間ではない。…個人、個性をもたない人格という『抽象的な普遍』の部分」（加藤編著『ヘーゲル精神現象学入門』182）。「抽象的な人格と所有権という形で個人の存在が公共的に承認されている」（181）

人格1) は、すでにアトムとしての人格である。「精神」=共同体は解体され存在していない。孤立し合うアトムとしての個人が、普遍性であり、実体である。この個人は、生身の個人全体でなく、人格の平等という共通性において、普遍的である。

共同体が解体されているという社会的生産の在り方、社会関係において、人間は、関係的であり、抽象的な人格、1) である。Mensch は、孤立化という規定において、すでに人格である。この点、物神性の人間も、私的生産する、人格である。

1) はそれ自身としては存在せず、2) を含む。1) は、2) を前提している。軌道づけられている。1) は、2) に推移する。1) は2) になるべき位置に置かれている。

共同体が解体されて、人間は、抽象化され、人格、1) 2) である。

2) は1) の実現である。平等という規定は、単なる等価交換という物象的運動でなく、人格としての承認により存立する。承認されなければ意味をなさない

い。承認によって人格は実体を獲得する。人格の実体は、承認である。1) は2) において「として」承認され、2) は人格の「定在」、承認された人格、現実態としての人格、優れた意味における人格としての人格である。

答は出ているが、ここで疑問を創ってみる。1) はどういう意味で人格なのか。

(1) 物象の人格化だからである。すでに関係によって規定されているのである。では、この物象を指定する人格は、何なのか。

(2) 人格とは、人間の対他性だからである。相互承認しうる能力として人格なのである。この能力自体承認されたものに即座に転換する。

一般的に、人格は、1) '人格的能力としての人格、他者に反省して自己規定する労働の本質力である。人格は、動物（生命一般）に対しての合目的労働の特質である。2) '人格は他の人格という前提をもつ。定在としての人格は、他者に反省して自己規定した人格である。承認された人格としての人格。

商品交換の人格は、交換という労働の自己疎外において、成立つ。私的生産は、完全な孤立だから、生産そのものにおいては、2) 'はないのだから、1) 'も存立し得ない。しかし、人間労働である以上、人格として存立し媒介される。それが、交換における存立なのである。交換を立てる私的生産においては、人格は否定され、生産から分離した交換において人格が成立つ。労働は、その人格を生産においてでなく、交換において実証する。私的に孤立しあひ、かつ社会的に依存しあう労働は、その存立を、関係の必然性を商品に、私的行為者をその持主に、と振分けた媒介構造においてなりたせしめる。人間は、孤立し、孤立を人格的に承認しあう主体という位置に置かれている。

労働の自己矛盾において人格は実在的である。

整理しなおそう。私的労働という商品世界の発生点において、人格は在るのか？

2. 人格関係はない。

私的労働の主体どうしは、私的、つまり、孤立的かつ排他的である。共同体を想定せず、共同体の共同意思を介したメンバーとしての承認を持ち合わせていない。人格として向合つてはいない。

3. しかし、人格関係は労働の、人間の、必須の契機である。

人間労働は、合目的であり、他の人間に対して、承認関係をつくりうるもの(労働の人格的能力としての労働の人格性)であり、承認関係を介して実現される(承認関係としての労働の人格性)。労働の社会的編成は、人間の意思、人格関係に媒介される。私的労働が社会的労働の分枝として連結されるには、人格関係を要する。

4. 非人格的編成。社会的生産関係の物象化。

私的労働の内部は社会的に隔離され見えない。社会的労働の編成は、交換物の交換の連鎖の運動として、人々の意思に規制されることなく、媒介される。

5. 交換における人格関係

人格関係としての連結は、私的労働内部ではなく、私的労働の間の、交換関係においてのみ必要とされる。人格的承認は、全くの最小限の形式として成立つ。社会的生産の自己規制としての意思は、私的所有者・私的所有物・契約というスポットに限定される。これにより、法的自由が歴史上はじめて成立する。

6. 所有の疎外。

私的労働の関係は、交換関係として実現し、私的労働は、人格として自己規定する。私的労働は私的人格として実現し、私的人格の内容は私的労働である。この局面からすれば、私的労働の物象化は、私的所有者の人格の物象化、の中身である。私的所有者として現れる私的当事者、私的所有者という人格の間の関係は、物象的に規制されている。私的所有者として現れる人格と人格との関係は、物象化された関係である。「ミル評註」にいう私的所有者からの私的所有物の疎外、共同本質の疎外である。交換において関係は物象化されている。私的生産とはすぐれて交換として実在するのである。

もちろん、念のため言うておけば、交換を自己の契機として措定するのは、私的生産である。私的生産のシステムにおいて、交換に先立って、商品は、人格の物象化である。

7. 商品論的世界で、物象と人格とを定義しているのは、私的生産である。

Der der Ware immanente Gegensatz von Gebrauchswert und Wert, von Privatarbeit, die sich zugleich als unmittelbar gesellschaftliche Arbeit darstellen mus, von besondrer konkreter Arbeit, die zugleich nur als abstrakt allgemeine Arbeit gilt, von Personifizierung der Sache und Versachlichung der Personen - dieser immanente Widerspruch erhalt in den Gegensätzen der Warenmetamorphose seine entwickelten Bewegungsformen. (MEW.23,S.128)

流通手段規定における恐慌の可能性に関して、価値・使用価値、私的社会的労働、物象の人格化と人格の物象化、と矛盾が3つ並べられてある。これらはどういう関係にあるのか、なぜ物象化が恐慌とかかわるのか、物象の人格化が人格の物象化より先に書いてあるのは意味があるのか、などの詮索はここではしない。とりあえず、物象の人格化、人格の物象化という言葉の出てくる個所の確認だけである。

抑えておくべき事項は、この個所に先行する物神性論に述べられている、私的生産が商品世界の根拠である、ということだけである。

8. しかし、私的所有、人格という形式と、私的労働という内容は疎遠である。

この内容は、交換に疎遠に、想定されている。自己をそういう想定されたものとしているような、交換に実現しているような、商品の能動性に想定されているような、労働の姿が、商品世界の規制原理である。

この内容は、商品世界に留まる限り、商品自身によって措定されていない。

9. 商品世界の労働の人格

私的労働内部の、賃労働はここでは措定されていない。したがって、ここでは、賃労働者の人格が物象化するとはいえない。労働する人格は、私的労働する人格、自己労働の当事者として現れる人格しか想定されていない。私的労働する人格の内部の労働する人格としての賃労働者の人格は人格として効力を持

たない。労働する人格は、私的労働する人格として妥当する。

私的所有者としての人格は、資本家、労働者、株主、経営者、あらゆる人間の受取る規定である。労働者もこの人格を受取って主体である。

10. 資本として、物象は、私的生産を指定する。

直接的生産過程を資本が包摂するとどうなるか。私的生産の内部が引き摺り出されてくる。

賃労働者は、労働力という物件として過程に入る。同時に流通では自由な人格である。これは、私的所有者の人格の物象化か。そうである。所有物の内容である労働力が能動的だからである。だが、労働力という物件の使用をめぐり、売り手、買い手の人格どうしの権利のぶつかりあいがおきる。

11. 協業

協業を資本が包摂するとどうなるか。労働力の結合は、資本の物である。しかし、労働者相互の人間関係は、私的所有者の転化形態である市民、人権主体の関係として、認知されるので、工場内に、人権主体の公共空間があることが部分的に承認される。工場内に国家の規制が入るわけである。

しかし、私的所有とは調整されているのではない。疎遠に社会的管理の形態が形成されたのである。私的所有の存立は残ったままである。国家としての生産の共同性が一定媒介されるが、流通から発生した私的所有者の人格関係と、生産との疎遠性が、止揚されたのではない。

生産において、私的所有と調和しない、「われわれのもの」という意識、潜在的な、労働者共同社会、共同占有、人格的關係が形成される。が、これは、資本の正当化としての私的所有からすれば、「泥棒」である。

12. 労働の人格

ここで、人格性とは、労働の人格性である、という根拠に還帰している、根拠が指定されているのである。労働する人間存在の自由としての人格という、真理が、疎外的に明かされているのである。

この疎外において、抽象的な自由な人格も、社会的生産も、その抽象性を、労働する人格の契機としてシステムに止揚、統一すべきである、という当為がなりたっている。課題が成立している。

13. 賃労働の自己否定

10以下を踏まえて翻って、私的生産者の人格性の否定としての商品の運動、物象化の根拠は、私的生産者が自分のものにして他人の労働、賃労働にある。私的生産内部での、賃労働者の自己疎外が根拠である。物象化とは、賃労働者の人格性の否定（労働力の資本化、資本の力としての労働結合）、物象化であったのである。

個々の労働力として、賃労働者は人格性を否定されている。

のみならず、結合労働は、潜在的に、労働者の相互の人格的結合を形成する。これは、資本が形成してしまう社会的な関係である。しかし、これが、資本の力に疎外されている。

生産過程で賃労働が資本に吸収される場面からではなく、賃労働をわがものにしていくような私的労働、疎外された労働の抽象的形態としての私的労働一般、それに根拠づけられる商品から、そして資本へ、という展開である。賃労働の疎外が、商品という物象化の根拠に指定されるのである。

14. 物象を指定する人格

(1)「物象を指定する人格」とは、労働において自己を実現できない労働の人格性のことである。自己否定的に、自己実現する人格のことである。生産において人格として妥当せず、人格性を否定され、物象の運動に自己の関係を転換する人格である。

(2)生産を指定していない商品世界では、「物象を指定する人格」は生産内部のものとしては、想定されたものにすぎない。商品世界の「物象を指定する人格」とは、あえていえば、直接には、私的生産者である。商品は、自家営業も大企業も無差別に含まれる私的生産者一般の關係の物象化である。私的生産内部の賃労働者は、登場できないで、労働の効力は、私的生産者のものとして妥当している。私的労働する人格が直接には、商品世界では、物象化する。私的当事者の振舞いすべては物象化する(共同本質の疎外)。

(3)商品は、資本として主体化する。貨幣の自己増殖として主体化する。(私的生産＝商品のシステムは、全面的には、あらゆる対象(生産・生活諸手段)の商品化、対象と労働する個人との分離を前提し、この前提を指定してシステムである。)

貨幣の手段として貨幣の過程に置かれた再生産根拠、ここに資本という物象的運動の根拠がある。否定されているのは、賃労働者の人格性であった（類的本質の疎外）。

物象化するの、労働する諸個人の形態である生産諸関係である

Personifizierung der Sachen und Versachlichung der Produktionsverhältnisse)。

(4) 資本は自己の生産根拠として協業を獲得する。労働結合は物件の結合である。

しかし、資本の力となる生産の関係とは、じつは、労働する人格の相互の關係に顕在的に、転換されるべきもの、だということがあきらかになる。資本は労働の人格性を指定するのである。

以上、です。株式会社等展開された形態の問題は、資本の自己否定性としての、人格と物象の矛盾の展開形態ですが、今回は省略します。

[ism-study.52] Re ^2: Questions About "Person"

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/09/05 22:22:40
 修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.50] Re: Questions About "Person"
 投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/08/21 18:28:20

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.54] Re: Re^2: Questions About "Person"	神山 義治	1999/09/06 16:59:38

神山さん、お忙しい中での投稿、どうもありがとうございます。先ず、前回の投稿に対するお返事が遅れたことをお詫びします。

今見たら神山さんから新しい投稿があり、ちょっと神山さんの見解が変更さ

れたとしか俺には思えないのですが、取り敢えず、以前の神山さんの見解に対してお返事しておきます。新しい投稿に対するお返事は暫くお待ちください。

- 1.用語問題について
- 2.廣松批判について
- 3.その他

- 1.用語問題について

>人間の類的能力、自然の人間の本質、人間

>の自然的本質、人間の形態規定性、労働する存在、人格的關係行為を行う存在、これらを

>人格を呼ぼうと呼ぶまいと、用語の問題でしょう。

俺としては、そもそも神山さんの用語法がまだ俺にとっては明確にはなっていないから、その確認のために質問したのです。と言うのも、もし人格の物象化と物象の人格化というフレームワークを用いるならば、当然に物象化すべき人格とは何のことであるのかということが明確になっていなければならないと考えたからです。既に述べたように、俺の考えでは、物象化すべき人格とは疎外された労働において（しかも疎外された労働によって）自己否定的に形成されている類的本質のことです。従って、たとえ仮に「これらを人格を呼ぼうと呼ぶまいと、用語の問題で」あるとしても、これらを人格と呼ぶのか呼ばないのかということは明確にしなければならないと考えたわけです。そして、もしそれを人格と呼ばないならば、その用語法に即して人格の物象化というフレームワークを整理し直す必要があると、俺は考えます。

明らかに、物象の人格化と人格の物象化というフレームワークは、物象化すべき人格と物象の人格化としての人格（俺の考えでは社会関係のアンサンブル）との同一性を前提しています。どちらも人格であるわけです。そして、俺の考えでは、既に述べたように、発生的関連においては、物象化すべき人格とは類的本質のことであり、また物象の人格化としての人格は社会的諸関係のアンサンブルのことです。すなわち、上述のフレームワークは正反対のもの（物象的に社会的な生産関係を指定するものと物象的に社会的な生産関係によ

って措定されたもの、つまり、一言で言うと、社会を措定するものと社会によって措定されたもの)が“一つのもの”(どちらも人格)であるということを前提しています。

>また、所持者を人格化と呼ぼうと、所有者を人格化と呼ぼうと、それも内容に即して理解されればいいことのようにおもわれます。

了解いたしました。これについては、俺の方ではちょっと誤解がありました。“[ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc.” (1999/08/02 18:53)の中で神山さんは次のように述べています。――

>今井さんは、生産過程から出てきた商品所持者、商品の「番人」が、商品>品の人格化で、法的契機を含まずに、相互承認を含まずに、人格で、それ>が先にあつて...、というふうに把握されていらっしゃる、と理解してよい>でしょうか。法に先行する経済的人格化のような関係をお考えですか。そ>の場合、「人格」とは何ゆえ、「人格」であるということになるのでしょうか。

また、“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person” (1999/08/05 23:29)の中で神山さんは次のように述べています。――

>これに対して、神山説は、人格に、承認性を不可欠に考えてみている。

これらの発言から、神山さんは私的所有者を人格化と呼ぶ用語法にこだわっているのかと、俺は考えていました。これは誤解でした。失礼いたしました。

さて、既に述べたように、そもそもの俺の質問の趣旨は用語法を明確にして欲しいということであったのです。そもそも用語が指している概念が明確でないといふ内容の理解も不可能ではないでしょうか。とは言っても、せっかく神山さんが“用語法は どうでも いい のだ”という根本的な問題を提起してくださったので、それに即して、対立点を浮き彫りにするために、両者の主張をやや図式的に再定式化します。――

神山説：取り敢えず、人格は相互的承認によって発生するというように定式

化しておく。人格は生産においては発生しないし、また交換過程に現れただけでも発生しない[*1]。とは言っても、問題は内容の理解であつて、用語法は どうでもいい。

[*1]なお、神山さんは、――

>ただ、私の論議も

>最初は、承認性、社会関係を形成する、人格的本質、人格的能力も、実現された人格性も

>、どちらも、人格という言葉で表してもいいと考えてました。

と述べています。「最初は」そう考えていたのだが、「現在では」そう考えてはいないと、ここでは解釈します。

今井説：人格は相互的承認に先行して発生する。物象化するべき類的本質としての人格は労働において(労働する人格として)、但し否定的に(自己からの類の疎外として)発生する。しかし、物象は正に人格的生産関係の物象化であるからこそ、人格化せずにはいられない。他の人格概念など認めない。何故ならば、用語法は内容の理解を制約するからである。

こういったわけで、俺は、第一に、“たとえ仮に用語が どうでも いい ことであるとしても、先ずは用語を明確にしなければならない”ということを主張します。第二に、“人格のような決定的なキーワードにおいては、用語の意味内容の違いが理論の違いにまで行き着かざるを得ない”ということを主張します。なお、第一の問題についてはこれまでにさんざん問題にしているから、以下では、主に第二の問題――神山さんの“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"” (1999/08/21 18:28)に基づいて俺が提起する問題――を取り扱います。

先ず、用語法がいかにかに重要であるのかということを立てるために、論より証拠、以下では神山さんご自身の用語法に基づいて神山さんの理論を論駁したいと思います(神山さんの理論には人格概念を全く別にしても、俺の理論とは異なる点がいくつかあるのですが、それはここでは全く問題にしません)。そ

の際に、以下では、(a)神山さんがご自身の用語法を用いてご自身の理論を展開している（つまり今井の用語法におもねた表現を用いていない）と仮定します。(b)また、——これは“[ism-study.49] Questions About "Person"”

(1999/08/18 日 11:39) のいくつかの質問にまだお答えをいただいている段階では余りフェアではないのかもしれませんが——、神山さんの用語法を次のように解釈しておきます。——人格は交換過程での相互的承認によって発生する（人格とは法的人格のことでしかない）。それ故に、諸物象の関係として現れるのは諸人格の関係ではないし、相互的に承認する主体も諸人格ではない。

なお、人格概念の展開（そしてそれによる人格の諸契機の統一的把握と人格の自己矛盾の把握）というのは俺にとっては生命線ですから、以下では、やや戯画的な表現と受け取られるかもしれないような表現があります。もちろん、俺自身、“神山さんがこんな風に考えているわけがないなあ”と思いつつ書いています。ですが、人格概念の展開の必要性を訴えるためには止むを得ざる表現だということで、どうかお許しください。

>交換過程の法的人格は、社会的諸関係でしかないもの、ではありません。自己規定であ
>って、自由な主体です。

先ず、「交換過程の法的人格は、社会的諸関係でしかないもの、ではありません」について。法的人格は俺の場合にも神山さんの場合にも相互的承認によって発生します。この点では、俺と神山さんとの間に用語上の違いはありません。対立点は“人格とは法的人格でもあるものである”と考える（今井説）のか、それとも“人格とは法的人格でしかないものである”と考える（神山説）のかという点にあります。

神山さんの場合には、法的人格は相互的承認によって形成されるわけだから、社会的諸関係のアンサンブルなのです。そして、人格は、相互的承認によって発生する以上、法的人格以外にあり得ないわけだから、「社会的諸関係 [のアンサンブル] でしかないもの」なのです。なにしろ神山さんの場合には、発生的関連においては承認する主体は人格ではなく、人格以外のなにかです。神山さんの場合には、人格は直接的生産過程において生産関係を結ぶ主体ではないだけでなく、交換過程で交換関係（但し商品の現実的譲渡における関係ではなく相互的承認における関係）を結ぶ主体ですらないわけで

す。(a)もちろん、後にはこの発生的関連は相互的関連に展開します——第一の取引で法的人格という規定を受け取った主体が第二の取引で新たに承認を行うようになります——が、しかしそれにしても承認する主体は、神山さんの場合には、人格としての資格で承認するのではなく、それ以外の資格で承認するわけです。神山さんの場合には、どの取引においても人格は相互的承認によって——両取引相手の相互的關係（相関）によって——措定されたものでしかありません。(b)同様にまた、法的人格は有権者として政治的社會關係を形成する主体として現れるようになります。しかしまた、当の法的人格そのものは關係（しかも相関としての關係）によって形成された主体であるということに、変わりはありません。——このように、どういう風に考えても、神山さんの場合には、「交換過程の法的人格は、社会的諸關係 [のアンサンブル] でしかないもの」（つまり社会的諸關係によって措定されたのに過ぎないもの）であるように思われるわけです。

俺の場合にも、法的人格は相互的承認によって発生します。だから、——人格は「社会的諸關係 [のアンサンブル] でしかないもの」ではありませんが——、“法的”人格は「社会的諸關係 [のアンサンブル] でしかないもの」です（俺の場合には、法的人格と人格とが区別されているということを想起してください）。もし人格が法的人格でしかないのであれば、“人格は社会的諸關係のアンサンブルでしかない”という考えは至極妥当・正当だと、俺は考えています。なお、法的人格は、たとえ何千回何万回と新たに交換を繰り返そうとも、またたとえ交換関係以外の関係（例えば政治的関係）を形成しようとも、やはりそれ自体としては結局のところ、相互的承認によって形成された社会的關係のアンサンブルでしかありません。法的人格も關係を形成する主体ですが、この当の主体自身は關係によって形成された主体です。つまり法的人格は關係によって形成された主体として關係を形成するのに過ぎないわけです。だからこそ、俺は法的人格に対して商品所持者を、また商品所持者に対して類的本質を人格として規定し、その自己疎外の発生的関連を探ろうとしているわけです。

次に、「自己規定であって、自由な主体です」について。「自己規定」というのは相互的承認において自己を規定するということであると、俺は解釈しました。と言うのも、神山さんの用語法では、人格について言及する際には、それ以前の——例えば労働における——「自己規定」は問題外になる（労働過程

では相互的承認が行われておらず、しかるに人格の要件は相互的承認である以上)はずだからです。

神山さんの場合には、少なくとも相互的承認において自己規定しているのは人格以外の何か別の主体です。但し、神山さんご自身の用語を用いると、それは「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」(“[ism-study.26] Re:”)をもっている主体であるのでしよう。これに対して、人格の方はそのような主体によって規定されたものでしょう。しかも、神山さんの場合には、人格は、相互的承認によって措定されるのですから、他の——この主体とは別の——主体(=取引相手)によって規定されたものでしょう。さて、法的人格は法的人格を獲得した後も、何百回何千回と相互的承認を繰り返すでしょうが、やはりそのたびごとに、法的人格は法的人格としての資格においてではなく、「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」をもっている主体としての資格において、自己を法的人格として再規定する——しかも他の主体(=取引相手)による承認を通じて再規定する——わけです。こうして、いずれにせよ、人格は「自己規定である」という神山さんの命題は、神山さんの用語法に即しては、間違いだということになります。

>私が、人格を関係に反省したものと述べても、別に、関係主義的に関係に拘束された結節点という意味で言っているわけではありません。人格が主体概念であること
>はいうまでもないことです。

神山さんの場合には、人格は、相互的承認を措定するのではなく、相互的承認によって措定されるわけだから、——つまり関係を形成するのではなく、関係によって形成されるのだから——、「関係主義的に関係に拘束された結節点という意味」しかもちません。もし「関係主義的に関係に拘束された結節点という意味」以外のものを人格に与えるのであれば、結局のところ、常に関係を再生産する主体として人格を規定するしかありませんが、神山さんの用語法ではそうなっていません。

>人格関係そのものは、交換関係に疎外され、疎外されることで、生産から分離した人

>格関係が成立している、と(今井さんと全く同じか分かりませんが)私も考えます。

神山さんの場合には、「人格関係そのものは、交換関係に疎外され」ということはあり得ません。何故ならば、「交換関係」——但し相互的承認によって形成されている限りでの関係[*1]——そのものによってしか「人格関係」が形成され得ないからです。神山さんの用語法では、「交換関係に疎外され」ているのは、「人格関係」以外の何か別の関係でしょう。

[*1]結局のところ、交換過程における関係形成は相互的承認——既に述べたように俺の場合にはこれが既に認識的な振る舞いだけではなく現実的な振る舞いでもあるのですが——に留まらず、実際に商品を譲渡し合うということによって現実化されるわけです。

>承認能力の潜在的持主たちは、承認の関係を生産では、つくれま
>せん(これを人格があるけどないといってもいいかもしれません)。

神山さんの場合には、生産では人格は「あるけどない」のではなく、“ないからない”——全くない——わけです。何故ならば、神山さんがおっしゃるように、「承認の関係を生産では、つくれ」ない——そしてもし「承認の関係を[.....]つくれ」ないならば、そもそも人格は発生しない——からです。神山さんの用語法では、生産における(労働による)人格の否定的な形成はすっぽりと抜け落ちてしまい、人格は交換過程での相互的承認の結果になってしまいます。

これに対して、俺の場合には、生産では類的本質としての人格が発生するが、但し否定的に——自己からの類の疎外として——発生するわけです。こうして、生産では人格は「あるけどない」ということになります(なお、蛇足ですが、既に繰り返し述べているように、俺の場合には、交換でもまた人格は——商品所持者であろうと私的所有者つまり法的人格であろうとも、いずれにせよ——「あるけどない」ということになります)。

>ただし、労働から疎外されており、労働も、人格関係を労働において形成しますが(協

>業)、物象的關係においては、主体ではなく、ただのモノです。

神山さんの場合には、少なくとも協業の発生時点では、「労働」は「人格關係を労働において形成し」ません。何故ならば、協業の発生時点では、相互的承認などあり得ないからです。神山さんの用語法では、「労働において形成」されているのは「人格關係」以外の何か別の關係でしょう。

>非人格、つまり物象が關係形
>成の能動性になります。

この表現においても、神山さんの場合には、「非人格」というのは“非＝法的人格”のことを指すはずです。何故ならば、神山さんの用語法では、人格は法的人格以外にはあり得ないからです。ところが、この法的人格は（神山さんの用語法でも俺の用語法でも）物象の存立を前提するはずです。と言うのも、法的人格は物象の人格化であるからです。

神山さんの用語法では、結局のところ、用語上、“人格先にありき”ではなく、“物象先にありき”になる（人格の物象化という用語そのものを放棄する）はずですから、——物象の人格化の方は“私的所有者（法的人格）である”ということによく解るのですが——、「非人格」としての物象の方は一体なにを指しているのか、循環論法になってしまっただけよく解りません[*1]。

[*1]神山さんの用語法では、物象は非 [人格] であるが、肝心の“人格”は法的人格でしかあり得ず、従ってまた物象の人格化しかあり得ないわけですから、物象は非 [物象の人格化] であるということになり、従ってまた物象は非 {非 [物象の人格化] の人格化} であるということになり、結局のところ堂々巡りになってしまうわけです。物象＝非 [人格] ＝非 [非物象]。この循環論法から脱出するためには、やはり物象によって定義されていない人格、自己根拠としての人格、労働によって措定される人格を想定するしかないだろうと考えます。そして、俺の考えでは、これこそが物象化するべき人格の

問題なのです。

なお、誤解がないように強調しておきますが、社会的關係とは全く別に“人格なるもの”が実存しているなどということを主張するつもりは、俺には全くありません。(a)現代的社会では、人格は類的本質でありながら、しかし物象の人格化（社会的諸關係のアンサンブル）としてしか実存し得ません。だからこそ、類的本質と社会的諸關係のアンサンブルとは（全く分離してはいるが）“一つのもの”であるわけです。だからこそまた、人格は自己矛盾であるわけです。(b)物象の人格化を全く別にしても、そもそも、現代的社会では、諸人格の關係は諸物象の關係としてしか実存し得ません（人格の物象化）。寧ろ、物象化しているということこそは、人格が類的本質であるということを示しています。

もし循環論法を避けるならば、こうなります。——「非人格」と言うからには、それは“人格ではないもの”であり、従って人格の発生を前提しているはずです[*1]。もしそもそも“人格であるもの”が定義されていなければ、“人格ではないもの”も定義されません。ところが、神山さんの場合には、人格は交換過程の相互的承認によって発生する法的人格としてしか——従って物象の人格化としてしか——定義されず、それ故にまた物象を前提にしてしか定義されません。逆に言うと、もし循環論法でないのであれば、物象は人格の発生を前提にしては定義されないということになります。ですから、神山さんの用語法では、「關係形成の能動性にな」っているのは「非人格」以外の何か別のものでしょう。このように、神山さんの場合には、「非人格」という用語法も放棄した方がいいように思われます。たとえ仮にそれをなんと呼ぼうと構わないとしても、神山さんの用語法では、人格が物象化を前提にしてしか発生し得ない以上、いずれにせよ「非人格」以外の別の用語を当てるべきではないでしょうか。

[*1]だからこそ、俺は物象のことを“非人格”と呼ぶけれども、人格のことを“非物象”と呼ばないのです。俺

の用語法では、なるほど物象の人格化としての人格は“非物象”ですが、物象化すべき人格は“非物象”ではありません。物象は非人格として人格に即して定義されるべきであるが、人格は物象からは独立的に定義されるべきだと、俺は思います。俺の用語法では、未来社会では、人格の物象化——従って固有な意味での物象——も物象の人格化も消えてなくなりますが、人格が消えてなくなるわけではありません。

以上のように、神山さんの理論は神山さんの用語法の変更を要請するように、俺には思われます。あるいは、逆に言うと、神山さんの理論では、人格は相互的承認に先行して発生するように、俺には思われます。これこそが神山さんの理論内容に相応しい人格概念であるように、俺には思われます。

なお、前出の諸引用においては神山さんがご自身の用語法を用いていると、俺は最初に仮定しました。ひょっとすると、そもそもこの仮定が間違っているのかもしれませんが。ひょっとすると、神山さんは前出の諸引用において、俺にも解るようにご自身の理論を展開するために、今井の用語法を用いていたのかもしれませんが。しかし、それならばそれで、人格という用語に代わるどのような用語をどの部分で神山さんご自身が用いるのかということを確認にしていたら幸いです（と言うのも、俺の用語法は神山さんの用語法と明らかに異なるからです）。そうでなければ、神山さんの主張の中でどこが“人格”に關説した部分でどこが“人格以外の主体”に關説した部分であるのかよく解らず、こちらの頭が混乱してしまって、神山さんの主張を理解するのが困難になってしまいます。

また、ひょっとすると、神山さんが用いている用語の意味内容についての俺の解釈が根本的に間違っているのかもしれませんが。神山さんの用語法では、“人格＝物象の人格化＝法的人格”（このように俺は神山さんの用語法を解釈していました）ではないのかもしれませんが。しかし、それならばそれで、——“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"”（1999/08/21 18:28）の諸質問にお答えいただくような形であってもそうでなくても構いませんから——、やはりご自身の用語法を明確にいただけると幸いです。

ところで、神山さんは次のように述べています。——

>人格という言葉、その時
>々の文脈で緩やかな使い方をしました

従って、ひょっとすると、神山さんはここでもやはりまた人格という用語について「緩やかな使い方」をしているのかもしれませんが。しかし、それならばそれで、何故に神山さんはここでも「緩やかな使い方」をしてしまうのでしょうか？ 類的本質と法的人格という正反対のものが同一的であるという現実的根拠をもつような、従ってその問題を認識主観が正しく取り扱おうとすると「緩やかな使い方」をせざるを得ないような、そのような理論的問題だからなのではないでしょうか？

それでは、次に、用語が問題を制約するという点に移ります。とは言っても、俺と神山さんとの間で理論が根本的に違うということはありませんから、ここでは論争のために、細かい対立点を浮かび上がらせます。

>自由な法的人格と物象との矛盾
>が問題です。

先ず、ここでも、神山さんの場合にも俺の場合にも、法的人格とは相互的承認によって措定された私的所有者のことを指しているという用語上の同一性を確認しておきます。その上で、両者の間での用語法の違いが理論内容の違いを齎すであろうということを論じます。—— (a)俺の場合には、法的人格と物象との矛盾は人格と物象との矛盾の一要素です（そして、以下に述べるように、人格と物象との矛盾は人格の自己矛盾であり、また人格の自己矛盾は労働の自己矛盾です）。既に繰り返し述べているように、俺の考えでは、物象の人格化は人格の物象化を前提にし、従って人格 a→物象→人格 b という発生的関連が成立します。ここで、人格 a は類的本質であり、人格 b はペルソナ（あるいは社会的関係のアンサンブル）です。細かく言うと、次のような構造が成立すると思います。

人格 a（類的本質）－矛盾 1→物象－矛盾 2→人格 b（ペルソナ）

人格の物象化と物象の人格化との矛盾

すなわち、人格と物象との矛盾と言っても、それは人格 a と人格の物象化との矛盾（矛盾 1）と、物象と物象の人格化との矛盾（矛盾 2）とに分かれ、その全体を直接的に統一しているのが物象の人格化と人格の物象化との矛盾であると考える次第です[*1]。で、神山さんが「自由な法的人格と物象との矛盾」と述べているのは矛盾 2 のことだと解釈します。更にまた、神山さんは、人格の物象化というフレームワークについてはこれを捨象するはずですから、神山さんの場合には人格と物象との矛盾は「自由な法的人格と物象との矛盾」以外にはないのだと解釈します。すなわち、神山さんの場合には、人格論のフレームワークからは矛盾 1 は捨象される（他のフレームワークからは捨象されないのでしょうが）と、俺は想定します[*2]。

[*1]マルクスが何を想定して「人格の物象化と物象の人格化との対立」に言及しているのか、俺には今一つよく解りません。だから、俺のフレームワークがマルクスのそれと同じであると主張するつもりは俺には全くありません。もしかしたら全く別ものであるのかもしれませんが。しかも、物象は人格の物象化の結果であり、人格 b は物象の人格化の結果である以上、マルクスが言及している「人格の物象化と物象の人格化との対立」は矛盾 2 だけを指しているかのようにも見えます。しかし、マルクスが少なくとも神山さんがおっしゃる「自由な法的人格と物象との矛盾」だけを想定しているのでは決してないということは確実だと思います。そうでなければ、流通手段で恐慌の可能性について述べるところで、「使用価値と価値との対立、私的労働が同時に直接的に社会的な労働として表示されなければならないという対立、特殊な具体的労働が同時にただ抽象的・一般的労働としてのみ妥当するという対立」（KI (2. Auflage), S.138）と並んで「商品に内在的な対立」（ebenda）としてこのタームを用いたりしないでしょう。ここでは、

俺は（マルクスと同じであるのか不明ですが）“物象化の過程そのもの（矛盾 1）と人格化の過程そのもの（矛盾 2）とが矛盾するのだ”という意味で、このタームを用いておきます。

[*2]ここで、“矛盾 1 は労働の矛盾であって、人格と物象との矛盾ではない——あるいは人格と物象との矛盾と言う必要はない——のではないか”と考える人もいるかもしれません。(a)先ず、「人格と物象との矛盾ではない」という疑問に対する回答。違います。狭義では、労働の自己矛盾はあくまでも労働という行為（Tun）そのものの矛盾のことであるのに対して、矛盾 1 はあくまでも労働の結果、労働の産物として指定された主体の矛盾です。広義では、矛盾 1 も矛盾 2 も矛盾 1 と矛盾 2 との矛盾も総て労働の自己矛盾です。(b)次に、「人格と物象との矛盾と言う必要はない」という疑問に対する回答。必要です。と言うのも、本文中に、俺が述べているように、矛盾 1 は矛盾 2 とペアで初めて変革主体形成論の基礎づけが行われ得ると、俺は考えているからです。矛盾 1 は優れて主体の矛盾であるわけです。労働の自己矛盾に留まっていたら、これを意識する変革主体の形成は問題外になってしまいます。労働は労働の自己矛盾を意識する主体（人格）をも指定するのですが、この主体は労働の自己矛盾を自己自身の自己矛盾として把握すると、俺は考えるわけです。

(a)そこで問題になるのが生産過程の問題です。俺の考えでは、物象の人格化としての資本家について言うと、人格化は流通過程で発生するが、生産過程において発展します。俺の考えでは、直接的生産過程でこそ人格と物象との矛盾は事実的に進展します。神山さんが「自由な法的人格と物象との矛盾」という用語を用いる場合には、生産過程内での資本による法的人格（自由・平等な私的所有者）の否定は含まれるのでしょ[*1]が、生産過程でのこの矛盾は含

まれないはずで。例えば、神山さんの場合には、私的人格としての資本家と物象的に社会的な生産との矛盾は直接的生産過程で進行する[*2]限りでは、「自由な法的人格と物象との矛盾」というフレームワークには含まれないはずで。また、例えば、神山さんの場合には、生産過程の内部で進行する全面的に発達した諸個人の可能性も「自由な法的人格と物象との矛盾」というフレームワークには含まれないはずで。また、例えば、神山さんの場合には、生産過程の内部で発生する類的本質の自己の類的能力の発現とそれの資本の社会的生産力への疎外との矛盾も「自由な法的人格と物象との矛盾」というフレームワークには含まれないはずで[*3]。——以上の問題はいずれもそれ自体としては法的人格（私的所有者）の否定という問題ではなく、類的本質の否定的形成という問題だと考える次第です。

[*1]因みに、これは蛇足ですが、俺の上記のフレームワークでは、直接的生産過程での自由・平等な法的人格の否定は、単なる矛盾2——物象と物象の人格化（法的人格を含む）との矛盾——ではありません。そうではなく、それは、物象の人格化（更には法的人格の形成）を前提にして、その法的人格が今度は人格の物象化において物象化するべき人格として再設定された事態であると考えます。なんかちょっと解りにくいかもしれませんが、上記の“人格a→物象→人格b”というフレームワークは発生的関連に即しているのに対して、今度は発生的関連が相互的関連に展開して、人格bが人格aとして設定された事態であると考えてるわけ。すなわち、——

人格a→物象→人格b
└──────────┘

こういうわけで、直接的生産過程での自由・平等な法的人格の否定は、俺のフレームワークでは、矛盾1（人格の物象化）の場面で生じるような、矛盾1と矛盾2（物象の人格化）との矛盾であるわけ。

[*2]これは、要するに、直接的生産過程の内部で進行する限りでの管理労働者への管理労働の委譲の問題のことです。確かに資本にとって資本家は私的所有者として必要であるわけですが、しかし生産過程で生じているこの事態は、差し当たっては、私的所有者としての資本家が資本と矛盾している——つまり資本家が私的所有者という資格で資本と矛盾している——のでは決してなく、「意志と意識とが与えられた資本」（これが俺にとっては資本の人格化の規定です）としての資本家が資本と矛盾している——つまり資本家が「意志と意識とが与えられた資本」（資本の人格化）という資格で資本と矛盾していると、俺は考えます。もちろん、後には、この矛盾は資本家支配の正当化危機として——従ってまた法的人格としての（正当化形態としての、私的所有者としての）資本家と資本との矛盾として——当事者意識に対して暴露され、またこれを媒介にして社会意識に対して暴露されます。資本家について「自由な法的人格と物象との矛盾」という用語法で神山さんが想定しているのはこちらの方の事態であると、俺は解釈します。

これは確かに資本という物象と、「意志と意識とが与えられた資本」としての資本家（俺の用語法ではこれが既に資本の人格化であるということにご注意ください）との矛盾ではありますが、資本という物象と法的人格（私的所有者）との矛盾ではないと俺は考えます。

[*3]もちろん、恐らく神山さんの理論では、これらの問題は別のフレームワークには位置付けられるはずで。そしてまた、恐らくはそのフレームワークは物象と法的人格との矛盾というフレームワークの基礎をなすのでしよう。しかしまた、神山さんの理論では、前者のフレームワークと後者のフレームワークとはあくまでも違った

ものに留まり続けなければなりません。神山さんの場合には、生産過程での矛盾が正当化危機にまで行き着いた時に初めて、物象と法的人格との矛盾というフレームワークにこの問題が収まるようになるのでしょうか。

(b)既に何度も述べているように、俺の場合には、――

“人格 a”－人格の物象化→“物象”－物象の人格化→ “人格 b”

という発生的関連が成立し、しかも人格 a と人格 b とは正反対のもの（関係を措定するものと関係によって措定されたもの）でありながら人格として同一的であるわけです。それ故に、俺の場合には、変革主体論としては、人格と物象との矛盾は人格そのものの自己矛盾として定式化されます（神山さんは、これを自己矛盾として定式化するとしても、用語上、人格以外の別の主体の自己矛盾として定式化するはずです）。こうして、俺の場合には、変革主体論においては、法的人格は“自己矛盾を意識する主体”という位置が与えられます（神山さんの場合には、法的人格は“自己矛盾ではない別の矛盾――別の主体の自己矛盾――を意識する主体”という位置が与えられるはずです）[*1]。

[*2]誤解がないように繰り返して強調しておきますが、俺の用語法では、類的本質としての（物象化するべき人格としての）人格は労働によって措定される以上、人格の自己矛盾とは実は労働の自己矛盾のことであるのに過ぎません。矛盾の発生源は労働であって人格ではありません。そしてまた、労働の自己矛盾そのものは直接的には資本の自己矛盾として現れるわけです。しかし、変革主体論において法的人格が決定的に重要であるのはこの労働の自己矛盾を意識する主体であるからだと、俺は考えます。もちろん、資本主義的生産の中で変革主体が変革能力を客体的に身につけていくということは当然の前提ですが、その延長線上に、変革意識を主体的にもつようにならないと、社会変革は起こりません。正にこの点

に、人格の自己矛盾という定式化の実践的意義があると俺は考えます。

[*1]なんか「自己矛盾」なんて言うと、えらく小難しい屁理屈を捏ねているように思う方もいらっしゃるかもしれませんが、それ自身はそんなに難しいことではないのです（難しいのはそこに至る過程の方です）。例えば、サラリーマンが“今日は会社にいきたくないなあ”と考えると仮定します。会社にいきたくないのは要するに会社が悪いからなのです。そこで、(a)このサラリーマンは先ず“会社が悪いのは仕方がないことなのだ（人間の業のせいなのだ）”と考えるかもしれません。しかし、これではそもそも社会的な矛盾が自然に解消されてしまっており、このサラリーマンはまだ自己意識していません。ここではおよそ変革実践というものは発生しません。(b)このサラリーマンは次に“会社が悪いのは悪徳資本家とか無能経営者とかが悪いからなのだ”と考えるかもしれません。しかし、これでは――確かに矛盾が社会的な矛盾として把握されてはいますが――、システム的な矛盾が他の個性（悪徳資本家とか無能経営者とか）に解消されてしまっており、このサラリーマンはまだ自己矛盾を意識していません。ここでは、変革実践は（乱暴に言う）特定の悪徳資本家・無能経営者をぶち殺せばいいということになります。(c)このサラリーマンは更に“会社が悪いのはシステムが悪いからなのだ”と考えるかもしれません。しかし、これでは――確かに矛盾がシステム的な矛盾として把握されてはいますが――、自己が（自己に疎遠なものとして）形成したシステムの矛盾が自己に疎遠なままで（自己が形成したということ抜きにして）把握されてしまっており、このサラリーマンはまだ自己矛盾を意識していません。ここでは、変革実践は（乱暴に言う）悪徳資本家・無能経

営者どもを次から次へと皆殺しにして、システムをぶち壊せばいいということになります。(d)このサラリーマンは遂にシステムを形成しているのは自分自身であるのだということを見抜くようになります(その過程については、ここではこれを省略します)。他ならない自分が形成したシステムが自分を搾取していたのです。自分はシステムを形成するもの(人格a)でありながら、自己とは疎遠なシステムによって形成されたもの(人格b)であったのです。自分自身が矛盾した実存だったので。しかしまた、他ならない自分が“自分ではないシステム”を形成している以上、この“自分ではないシステム”はまた他ならない自分によって変革されるはずであり、また自分によってしか変革されないはず。ここでは、変革実践はシステム変革としての自己変革という定式を受け取ります。——てなわけで、一人のサラリーマンに的を絞った(階級的観点を一切捨象した)えらく単純な例ですが、“自分であって(人格a)自分ではない(人格b)”という自己矛盾を意識する主体について俺が言及する時には、まあ、取り敢えず、こんなイメージをお持ちください。

>私的諸労働とは、生産共同体がない、生産の共同意思的媒介がないということ、ということ、生産において人格性が否定されていること、です。

神山さんの場合にも、「生産において人格性が否定されている」のでしょうが、それは疎外された労働による人格の自己否定的形成ではなく、あくまでも交換過程で発生した自由・平等な私的所有者の——法的人格の——否定だということになるはず。神山さんの用語法では、「人格性」は交換過程でしか形成されないのだから、生産過程でのその否定も、交換過程で形成されたものが生産過程で否定されるということになるはず。だから、こと人格論に関する限りでは(他の議論に関してはそうではないのかもしれませんが)生産過程と交換過程とは全く分離したまま、交換過程で発生した人格性が交換過程から全く

切り離された生産過程で単純に否定されるということ、「生産において人格性が否定されていること」という表現は意味しているはず。俺の場合にも、生産においては正に人格が否定されているわけです。何故ならば、生産において類的本質としての人格が形成されるわけですが、但し自己からの類の疎外として否定的に形成されているから。もちろん、神山さんと同様に俺も、生産過程での法的人格の——抽象的自由・抽象的平等・私的所有の——否定を強調します。しかし、俺の場合には、資本主義的生産での法的人格(交換過程で形成された)の否定——抽象的自由・形式的平等・私的所有の否定——は、人格そのものの否定的形成の必然的な結果であるだけでなく、切っても切り離せない“一つのもの”です。

最後にもう一度だけ確認しておきます。既に述べているように、俺にとっては類的本質、物象の人格化、私的所有者の総てを包括する用語が人格です。それらは別のもので決してなく、同じ一つのものであり、但し疎外の発生的関連において(物象化を媒介にして)正反対のものに転倒しているわけです。まあ、用語それ自体は人格でも格人でもなんでもいいのですが、それらを包括する用語がなければなりません。俺にとっては、「人格でも格人でもなんでもいい」というのが用語法の問題です。これに対して、「それらを包括する用語がなければなりません」というのは用語法の問題ではなく、理論内容の問題です。

最後にもう一度だけ確認しておきます。既に述べているように、俺にとっては類的本質、物象の人格化、私的所有者の総てを包括する用語が人格です。それらは別のもので決してなく、同じ一つのものであり、但し疎外の発生的関連において(物象化を媒介にして)正反対のものに転倒しているわけです。まあ、用語それ自体は人格でも格人でもなんでもいいのですが、それらを包括する用語がなければなりません。俺にとっては、「人格でも格人でもなんでもいい」というのが用語法の問題です。これに対して、「それらを包括する用語がなければなりません」というのは用語法の問題ではなく、理論内容の問題です。

2.廣松批判について

>広松に対して、自由な人格性が対象における実在であることが欠落していることを、今井さんも批判なさるわけですが、今井説では、人格論が中心で、広松に労働論が不在であ
>ることは、正面きつては展開されておらず、それが分りにくいところなのかなと思います
>。

第一に、ちょっと細かい点ですが、俺の用語法では「人格性」は「対象における実在」ではなく、あくまでも「自己における実在」です。「対象における実在」というのがちょっとよく解りにくいのですが、俺の場合には対象的

に振る舞っている限りでの自己は人格ではありません。物象の人格化は、いかに物象の人格化であろうとも、それでもやはり自己の行為を行う主体です。

第二に、これはもう俺が廣松、廣松とその名を連呼しているのが悪いのですが、俺は哲学者ではありませんから、俺には廣松さんという個性を特別に批判しようという気は——全くないわけではないのですが——あまりありません。

俺は“[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.” (1999/08/02 11:57)

の中で次のように述べています。——

>だから、廣松さんを批判しよう

>というのは廣松さんのことがにくてにくて溜まらないからでは決してなく、今日の社会変革理論に一石を投じたいからなのです。闇雲革命論の方々の>理論構造は大体において廣松さんと同じです。まあ、そんなかでマルクスのテ>キストに即して割と緻密な理論を構築しているのが廣松さんなので、ここでは>廣松さんを引き合いに出したわけです。

俺が廣松さんを批判しているのはあくまでも“資本主義には出口がない、資本主義は完結している”と考えている人たちの最も優れた——つまり批判しやすい——例だからです。理論に即して出口がないということは、実践に即しては——これもこれで主観主義と客観主義とに分裂するのですが——主に主観主義（「闇雲革命論」）を齎すと、俺は考えています。そして、資本主義には出口がないという理論の背景には——廣松さんについて述べたようにこれもこれで相互的に転回するのですが——主に単純商品流通のイメージがあると、俺は考えています[*1]。

[*1]ですから、これまでの俺の投稿は、発生的関連について考察している限りでは、総て廣松さんではなく、宇野さんを批判しているのだと考えていただいても構いません。出口がないということでは両者は全く同じです。労働論が全くないということでも同じだからです。但し、宇野さんの場合には交換過程論さえなく、人格論さえないから、またこれに対して『資本論』の第2篇以降の部分は取り敢えずあるわけだから、廣松さんに対する

のとは別の切り口が必要になります。もっと解りやすく言うと、宇野さんの理論は廣松さんの理論よりもずっと複雑ですから、学派内でも目茶苦茶に分裂しており、全体像の批判は非常に困難です。いずれにせよ、悪循環の構造の中に悪循環の突破点もあるのだという点では、まあ、同じです。

なお、“お前は相手の土俵で闘うことしかできんのか”とお考えになる方もいらっしやるかもしれません。もちろん、そうではありません。相手の土俵そのものの攻撃によって相手の土俵を崩すということが眼目なのです。単純商品流通の世界は疎外された世界なのだから、疎外の構造を通じて、この悪循環の真っ只中に発生点を指し示しているということを論証したいわけです。つまり、関係主義者の土俵が関係主義者の土俵ではないのだということを論証したいわけです。

第三に、何故に「今井説では、人格論が中心で、広松に労働論が不在であることは、正面きつては展開されて」いないのかという点について述べます。先ず、廣松さんには労働論どころか、基本的には『資本論』第1巻2篇以降が欠如しているということを確認しておきます。“[ism-study.21] Re: On Labor Power, HIROMATU etc.” (1999/08/03 12:51) の中で俺は次のように述べています。——

>廣松さん

>は、一方では、資本主義的生産を捨象して単純な商品流通しか考察しないから、資本主義的生産を完結した世界として把握してしまい、しかしこれとは全く逆に、他方では、資本主義的生産（階級社会）のイメージでしか単純な商品>流通を考察しないから、単純商品流通の現象を総て仮象として把握してしまう>のです。

(中略)

>廣松さんは、一方では資本主義

>的生産を捨象し、しかし今度は単純な商品流通を考察する時には、他方では単>純商品流通を捨象してしまうのです。だから、廣松さんは殆ど専ら商品論・貨>幣論しか論じていないのにも拘わらず、当の商品論・貨幣論を正しく掴まえる

>ことができないのです。こうして、廣松さんの脳髓の中では資本主義的生産が
>単純商品流通に、そして逆に単純商品流通が資本主義的生産に相互的に転回し
>てしまっているのだと思います。

ここでは廣松さんに対する直接的な批判点として、「資本主義的生産を捨象し」ているということではなく、「商品論・貨幣論を正しく掴まえることができない」ということを、俺は挙げたつもりです。これと同様な表現を採用すると、廣松さんに対する直接的批判点として、「労働論が不在である」ということではなく、物象の人格化論「を正しく掴まえることができない」ということを、俺は挙げるべきでしょう。

次に、労働論ではなく、人格論で廣松さんと争わなければならない理由を申し上げます。回答は二つあります。第一の回答は極めて簡単です。——正に労働論がないからです。差し当たっては、人格論で争うしかないからなのです。労働論がない人に対して労働論を対置するためには、その前に人格論そのものにおいて労働論の必要性を主張することができなければならないと考えているわけです。“[ism-study.37] Re^4: A Confirmation About Person” (1999/08/06 9:52)の中で俺は次のように述べています。——

>いくら俺が“物象化するべき人格

>は類の本質だ”と言ったところで、単純な商品流通の枠内にある限りでは、た
>だの断言であるのに過ぎません。しかし、単純商品流通は、転倒構造を発生的
>関連において提示するということによって、解決への道程を示すわけです。

繰り返しになりますが、要するに、「労働論が不在である」ような人にいきなり労働論をぶつけても、それは単なる断言であって、全く無意味だと思うのです。——“労働論？ そんなのいらないよ。抽象的労働も仮象、労働過程も仮象、労働する人格も仮象なんだから。流過程の悪循環（商品論・貨幣論）さえ知っておけば、後はマル経だろうと近経だろうと大して変わりはないよ。必要なのはただ一つ、仮象の世界の構造を知ることだけだよ”——廣松さんがこう主張するかどうかは、廣松さんは死んじやったのでよく知りませんが、廣松一派の方々がこう主張しても不思議はないでしょう。もちろん俺が人格論を明確にしたいのは廣松批判のための手段になるからだけではなく、その

明確化それ自体が現代社会の解明のために役立つと考えているからなのです[*1]が、しかし、こと廣松さんとの関連について言及する限りでは、俺が人格論の枠内で相手の土俵において相手の土俵を突き崩し、これによって、これを通じて、これを媒介にして、「労働論」の必要性を主張するということが必要であると考えているからなのです[*2]。そして、これは可能であると俺は考えています。俺の考えでは、単純商品流通は相互的関連の悪循環の中で完結しているものとして現れますが、しかしそもそも疎外された世界が完結しているはずがないのであって、単純商品流通の枠内でこの世界の非完結性を指し示す運動もまた現れているはずだと考えています[*3]。

[*1]以下では、またまた話がぶっ飛びますから、お気軽にお読みください。——実は、完結した単純商品流通の世界の非完結性こそは「貨幣の資本への転化」の問題なのです。(a)第一に、現行版『資本論』の第1巻2篇「貨幣の資本」への転化については、認識主観の認識手続きに関する限りでは、単純商品の概念的把握と金儲けという表象との矛盾という見田さんの古典的な見解があります。認識主観の認識手続きに関する限りでは、俺はこれよりも優れた見解を知りません。しかし、見田さんに決定的に欠如しているのは、何故に認識主観はこのような手続きをふまえることができるのかという問題、つまり認識手続きの現実的根拠の問題です（そこで、次の(b)で述べるような問題については見田さんの理論は全く無力です）。俺自身、まだきちんと整理することができていないのですが、認識主観が現行版『資本論』のような手続きを経ることができるのは、単純商品流通がその完結性の真っ只中で疎外の発生的関連を通じて自己の非完結性をも現実的に表示しているからだと思うのです。(b)第二に、『資本論』諸草稿と『資本論』との間で、一見して誰にでも解るような叙述の相違があります。そこにバックハウスらは、論理的方法から歴史的方法へのマルクスの方法的俗流化の一例を見て取るので

す。そもそも論理的—歴史的というのがナンセンスな対立項——マルクス自身はそんな対立項を用いていない！——なのですが、マルクス批判をしようとしているバックハウスらにそんなことを言っても全く無意味です。ですから、俺は、単純商品流通に即してその非完結性（商品・貨幣の世界から資本の世界への移行）を論証しなければならないわけです。

[*2] 神山さんの場合には、人格は労働によって措定されるのではなく、交換過程での相互的承認によって措定されるのですから、労働論と人格論との対置という図式になるのは必然的だと、俺は考えます。しかしながら、それならばそれで、何故に人格論に対して労働論を対置するということが可能なのでしょうか。

[*3] 以上の手続きについては、“Re^4: A Confirmation About Person [PS][Resent]”の中で俺は簡単に述べたつもりですから、そちらの方をご覧ください。

さて、その際に決定的なポイントとなるのは、俺の考えでは、類的本質とペルソナあるいはアンサンブルとは——正反対なものです——別なものでは決してなく、発生的関連において自己疎外的に分裂した“一つの同じもの”なことなのだと思います。ペルソナと類的本質とが“一つのもの”なことなのだと思います。だから、俺の場合には、人格でも格人でもペペンでもピピンでもパパンでもなんと呼んでも構いませんが、とにかくペルソナと類的本質とを統一的に表現する“用語”が絶対に必要であるわけです。そうである以上、それは相互的承認に先行して発生し、相互的承認において自己を実証する主体でなければなりません。

ここで、第二の回答への移行が生じています。第二の回答はやや特殊的です。——俺にとっては、労働論と人格論とは切っても切り離せないからです[*1]。俺にとっては廣松さんの（あるいは、廣松さんの人格論ではなくても

いいのですが、常識的な人格論）人格論を批判するということが直接的に労働論を復権させるということの意味しているわけなのです。既に述べているように、俺にとっては人格論は類的本質論から出発するわけなのです。第一の回答で俺が人格論と述べていたのは物象の人格化論のことです。恐らく神山さんも、「労働論」と区別して「人格論」と言っている時に想定しているのは恐らく人格化論だと思います。

[*1] 神山さんの場合には、労働論と人格論とは全く分離しています。何故ならば、神山さんの場合には、人格は交換過程で形成されるからです。この点が俺と神山さんとの間で最も対立する点だと思います。

[*2] その際に、誤解がないように強調しておきますが、固有の人格論（労働から切り離されて独自の運動を行う限りでの人格の理論、要するに物象の人格化論）と固有の労働論とをごちゃ混ぜにするつもりは俺には毛頭ありません。俺は山本広太郎さんと、類的本質＝人格を強調するという点では同じなのですが、固有の人格論を取り扱うのかどうかという点では鋭く対立します。山本さんには結局のところ人格化論がないわけです。

3.その他

> 人格化は、主体化という意味でも使われています。人格の物象
> 化と物象の人格化も、主体の客体化、客体の主体化、生産と消費の循環構造、という意味
> で使われている個所もあったはず

ここがちょっと神山さんが何を主張しようとしているのか俺の頭脳には解りにくいところなので、もう少し説明をいただければ幸いです。「生産と消費の循環構造」という箇所から見ると、どうも物象化・人格化という用語法についてそれが超歴史的に（どの時代にも発生するものとして）妥当するような追加

的な用語法を提示していらっしやるかのように見えます（もし誤解であれば、ご指摘ください）。そこで、一応、俺自身の物象化・人格化の用語法を再提示しておきます。

俺の理解では、主体と客体との関連という観点で言うと、先ず、物象化（Versachlichung）というのは、主体の客体化（Objektivierung）なのだけれども、単に主体が客体を措定するという意味ではなく、正に疎外された仕方で主体が客体を措定する——従って現実的には客体の方が転倒的に主体化する——ということです。これこそは、俺が一連の投稿で使用していた「物象化」のことです。他の意味では、少なくとも俺の方は物象化という用語を使用していません。

次に、人格化というのは、“[ism-study.48] Questions About "Person" [PS]”（1999/08/19 20:13）の中で述べているように、俺の考えでは、それが物象化（＝“生産手段・生活手段の人格化”）を意味しよう（『資本論』で言われているような）人格化を意味しようとも[*1]、いずれにせよ、漠然と主体が形成されるということではなく、正に疎外された形態で主体が形成されるということです。

[*1]この注内で、“生産手段・生活手段の人格化”という表現における人格化を人格化 a、“物象の人格化”という表現における人格化を人格化 b と呼びます。商品生産では諸人格の関係が諸物象の関係に転倒します。これが物象化です。その後で、今度は諸物象の関係が諸人格の関係に転倒します。これが人格化 b です。これに対し、人格化 a は物象化と人格化 b との統一という観点から——主体ならざるものが主体になるという点では物象化と人格化 b とは統一されています——物象化の方に——しかも資本という物象を成立させる物象化の方に——着目した用語法です。

なお、ドイツ語では、人格化には擬人法という意味もあります。これは、純粋に文学的な用法である限りでは、疎外とは無関係です。但し、この擬人法は、物象の能動性を表現する（ムッシュー・カピタル、マダム・

ラ・テルなど）限りでは、疎外の表現——但し物象の人格化（人格化 b）ではなく、物象化としての主体化（人格化 a）——であり得るわけです。

このように、俺の用語法では、物象化にせよ人格化にせよ、それはただ疎外された世界についてのみ用いられています。“疎外された”というのが決定的です。俺の用語法では、共産主義では物象化も人格化もあり得ません。もし神山さんが他の用語法を使う（あるいは提示する）のであれば、その都度、明確に定義していただけると、非常にありがたく思います。

[ism-study.53] Re: Versachlichung der Personen

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/09/06 16:12:57
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.51] Versachlichung der Personen
投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/09/05 19:17:30

コメント

コメントはありません。

神山さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。

先ずはお詫びと訂正です。“[ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"”では、俺は不注意にも、——

>ちょっと神山さんの見解が変更さ
>れたとしか俺には思えないのです

と書いたのですが、不適切な発言なので、取り消します。失礼いたしました。
“[ism-study.51] Versachlichung der Personen”（1999/09/05 19:17）の中で神山さんは、——

>今までの議論を私
>なりに調整したつもりです。

と書いています。この文言は、神山さんがご自身の「今までの議論」を、今井にも解るように今井の用語法に「調整した」ということを意味するのだと、俺は解釈しておきます。神山さんの場合には、“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"” (1999/08/21 18:28) で述べられているように、もし理論内容が正しいならば、人格概念はいかようにも変更可能ですから、このような「調整」も可能であるのでしょう。

これに対して、残念ながら、俺の場合には、このような「調整」が困難なのです。その問題意識については、不十分なが “[ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"” (1999/09/05 22:22) で書いたつもりです。そこで、この投稿では、以上のことを前提にして、取り敢えず、特にヘーゲルとの関連についてのみ、神山さんの発言にコメントします。但し、ヘーゲルについては俺は余り詳しくないから、神山さんを筆頭とするヘーゲルに詳しい方に批判・訂正していただければ幸いです。

>0. 人格は、マルクスの骨格に位置する対象である。
> ヘーゲル所有論を引継いで、マルクスの中心テーマである。

うーん、「マルクスの骨格に位置する対象」としてわれわれが人格を受容するならば、やはり俺は、われわれにとって人格概念は非常に重要であり、従ってどの対象を指して人格という名辞を用いるのかということもまた非常に重要だと思うのです。例えば、資本もわれわれにとって「骨格に位置する対象」でしょう。俺の考えでは、石ころを資本と呼ぶのか、機械を資本と呼ぶのか、価値の運動体として総ての契機を包摂・統括する物象の生産関係を資本と呼ぶのか、どれを資本と呼ぶのかでやはり理論の領域も性質も大きく変わってしまうでしょう。これと同じことが人格にも当て嵌まるように思われるのです。

>人格の実体は、承認である。

恐らくこの点が俺と神山さん（あるいはヘーゲル）との間で異なる点なのだろうと思います。俺にとっては、承認は人格の形態的な契機[*1]であって、人格の実体は類的本質です。こう考えるということによって初めて、人格は現代社会の変革主体としても、未来社会の現実的主体としても位置付けられるのだと、俺は考えます。

[*1]誤解がないように何度でも繰り返しますが、形態的契機だからと言って“そんなもんでもいい、捨象してもいい、無視してもいい”と俺が考えているわけでは決してないのです。ヘーゲルおよび神山さんが法的人格を重視するのは、それ自体としては全く正当だと、俺は考えます。もしこれがないならば、現実的に社会的諸関係のアンサンブルとして（しかしまた自由に）振る舞っている現実的な個人の運動（物象の運動そのものからは区別される当事者行為）の解明は不可能になってしまうでしょう。従ってまた、神山さんが強調しているように、社会変革の展望も不可能になってしまうでしょう。問題は人格・法的人格なのか——つまり人格・社会的諸関係のアンサンブルなのか——ということだけなのです。

なお、この投稿の以下の部分では“人格・法的人格”という表現が現れます（・は恒等式の記号です）。この表現は“人格は法的人格でしかない”ということの意味するのだと解釈してください。俺の場合にも、もちろん法的人格は人格なのですが、“人格は法的人格でもある”（人格は法的人格として現れる）ということになるわけです。

ヘーゲル人格論については、俺はヘーゲルを読んでいないからよく解りません（この点については神山さんにご教示いただきたいと思っています）。解る範囲内で言うと、山本広太郎さんが強調しているように、マルクス人格論とヘーゲル人格論とは鋭く対立すると、俺は考えています。神山さんはよくご存じのよ

うに、『精神現象学』では、人格が俎上に上るのは法的状態において——つまり法的な人格として——です。だからこそ、ヘーゲルにとっては人格は「抽象的普遍」でしかないもの、ペルソナでしかないもの、社会的諸関係のアンサンブルでしかないものになってしまうわけです。このようなことが生じるのも、ヘーゲルが人格の物象化と物象の人格化との対立軸を見ていないからだ[*1]、[*2]と、俺は考えます。要するに、人格の物象化と物象の人格化とがヘーゲルの場合には未分化なものであると、俺は考えるわけです。

[*1]もちろん、ヘーゲルにもご立派な自己意識論（ヘーゲル的な意味での類的本質論）はあるのです。しかし、人格の物象化と物象の人格化との対立というように問題を立てていないから、人格＝自己意識ということを見抜くことができなかつたのだと思うのです。だからまた、ヘーゲルにとって自己意識はそれ自体としては人格ではなく、法的状態において初めて、法的な人格として、ペルソナとして、社会的諸関係のアンサンブルとしてようやく人格になるということになるのでしょう。

[*2]これの原因がヘーゲルの理論そのものにあるのか、それともヘーゲルが生きていた歴史的時代における資本主義的生産の発展どにあるのか、俺にはよく解りません。人格の物象化と物象の人格化との対立は（単純な商品流通ではなく）資本主義的な生産において初めて生き生きとした形式で発現し得る以上、ドイツ資本主義の未発達にその原因を求めるということも可能であるのかもしれない。但し、次のことだけは確認しておきます。——人格の物象化も物象の人格化も認識的な転倒ではなく、現実的な転倒であり、従ってまた人格の物象化と物象の人格化との対立も現実的な対立です。認識的矛盾（物象化と物神崇拜との矛盾）と現実的矛盾（物象化と人格化との矛盾）との区別——前者は後者の媒介項になります——が“人格の物象化と物象の人格化との対立”

の大前提になります。従って、たとえ仮にヘーゲルが発展した資本主義社会を見ることができたとしても、“人格の物象化と物象の人格化との対立”という定式を打ち立てるといことはヘーゲルには困難であつただろうと、俺は予測します。

これに対して、マルクスの場合には、人格の物象化と物象の人格化とが区別されて、やがて対立にまで行き着いた資本主義社会が理論対象になっています。ここで、「人格の物象化と物象の人格化との対立」という対立軸が定立された時点で、人格そのものの（物象を媒介にした）自己分裂——類的本質とペルソナとへの分裂——が問題にならざるを得なくなつたのだと、俺は考えます。探求の道においては、法的な人格が「抽象的普遍」であるということの把握はそのような抽象的な形態を受け取る商品所持者・貨幣所持者・資本家の把握に遡及し、商品所持者・貨幣所持者・資本家——つまり（俺の用語法では）物象の人格化——の把握は商品・貨幣・資本の把握に遡及し、そして商品・貨幣・資本——つまり人格の物象化——の把握は類的本質を人格として再把握するというに遡及すると、俺は考えます。物象の人格化を（人格の物象化と並ぶ）対立項の一つとして把握するということがこそが、実は物象化するべき人格の把握を要請しており、これを通じて類的本質を人格として、そして法的な人格の方をその実現形態として把握するというを要請しているのだと、俺は考えます。但し、探求の道では、これはいずれも発展した資本主義社会——人格の物象化と物象の人格化とが対立している——を前提するわけです。

そう考えると、マルクス人格論が「ヘーゲル所有論を引継いで」いるという部分にも限定が必要だと思ふのです。「所有論」云々という箇所から判断すると、ここで神山さんが言及しているマルクス人格論とは法的な人格論のことである（つまり類的本質論は捨象されている）と解釈されます。ここで、もう一度確認しておきますが、俺が人格論と言う時には、それは法的な人格論だけではなく、類的本質論まで含んでいます。確かにヘーゲル（および神山さん）の場合には人格・法的な人格ですから、人格論・所有論なのでしょう。しかし、マルクスはこれを批判していると思ふのです。神山さんもよくご存じである地代論緒論におけるマルクスのヘーゲル批判を例に挙げてみましょう。このヘーゲル批判のメインはヘーゲル所有論が結局のところ法的幻想の立場に陥っているとい

うことなのですが、俺が着目するのは次の部分です。——

ヘーゲルによる私的な土地所有の展開ほど滑稽なものはない。〔ヘーゲルによると、〕人格としての人間は、外的自然の魂である自己意志に現実性を与えなければならず、それ故に外的自然を自己の私的所有物として占有しなければならない。もしこれが「そもそも人格というもの」の規定、人格としての人間の規定であるとすれば、人間は誰しも、自己を人格として現実化させるためには、土地所有者でなければならないということになってしまうであろう。

Nichts kann komischer sein als Hegels Entwicklung des Privat
Grundeigentums. Der Mensch als Person muß seinem Willen
Wirklichkeit geben als der Seele der äussern Natur, daher sie als
sein Privateigentum in Besitz nehmen. Wenn dieß die Bestimmung
„der` Person ist, des Menschen als Person, so würde folgen,
daß jeder Mensch Grundeigentümer sein muß, um sich als
Person zu verwirklichen. [Hm, S.668]

俺はこの部分をヘーゲルの“人格・法的人格”という定式に対するマルクスによる批判だと解釈しているのです。但し、このような解釈が成り立つためには、以下の二点について注意が必要です。

第一に注意が必要であるのは、“人格は土地所有者でしかない”という『法哲学』ヘーゲルの規定は、“人格は法的人格でしかない”という『精神現象学』でのヘーゲルの規定——従ってまた“人格は私的所有者でしかない”という規定——と同じものであろうということです。要するに、“人格は土地所有者でしかない”という規定において重要であるのは“土地”という部分ではなく、“所有者”という部分だということです。

“何故に私的所有一般ではなく土地に対する私的所有なのか”という疑問を抱く方がいらっしやるかもしれません。しかし、土地に対する私的所有を他の形態での私的所有（商品に対する私的所有、貨幣に対する私的所有、資本に対する私的所有）から区別することがわれわれにできるのは、土地所有が資本によって規定されているということをわれわれが知っているからです。ところが、ヘーゲルの場合には、『資本論』がないから、商品も貨幣も資本も土地も——私的所有の対象としての資格では——外的自然（従って土地）なのでし

う。確かに、商品・貨幣・資本も土地も自己にとっての単なる対象という資格では「外的自然」（自己の外側にあつて非自己的に、対象的に振る舞っている対象）でしょう。とは言っても、そうではあつても、外的自然はやはり優れて土地（商品・貨幣・資本から区別される限りでの土地、動産的物件から区別される限りでの不動産的物件、われわれが今日、“土地”という言葉で表象するような土地）ですから、外的自然に対する私的所有が外的自然に対する私的所有である所以は、それが資本によって直接的に生産されない限りでの土地（われわれが今日、“土地”という言葉で表象するような土地）に対する私的所有だということになります。それ故に、私的所有一般は外的自然に対する私的所有であり、外的自然に対する所有は優れて土地（商品・貨幣・資本から区別される限りでの）に対する私的所有であり、こうして私的所有一般は土地（商品・貨幣・資本から区別される限りでの）に対する私的所有になるのでしよう。

このように、上記引用文は地代論に置かれているからよく解らなくなってしまうのですが、ヘーゲルにとっては土地所有こそが私的所有一般であつた——人格・法的人格・私的所有者・私的な土地所有者——ということ、従つてまたマルクスはヘーゲルの“人格・私的な土地所有者”という定式を批判しているのではなく、“人格・私的所有者一般”——つまり“人格・法的人格”——という定式を批判しているのだと、俺は理解しています。上記引用文が地代論に置かれているのは、ヘーゲルにとって私的所有一般が優れて私的な土地所有であつたからであるのに過ぎないと、俺は考えています。

第二に注意が必要であるのは、ここでの現実化は人格の人格としての現実化ではなく、人間の人格としての現実化のことを指しているのだということです。

現実化する（verwirklichen）と言うと、やはり『フォイエルバッハ・テーゼ』の第6テーゼ——「その現実性〔Wirklichkeit〕においては、人間の本質〔das menschliche Wesen〕は社会的諸関係のアンサンプルである」（Thesen, S.6）——との関連が問題になります。つまり、もしヘーゲルにとって土地所有者＝私的所有者一般であり、且つマルクスが“人格・私的所有者一般（法的人格）”というヘーゲルの定式を批判しているならば、一見すると、あたかも、ここでは、ブルジョア社会の現実的主体として私的所有者（法的人格）とは別なフォイエルバッハ的主体（ありもしない主体）をマルクスは

想定しており、従ってマルクスによる上記ヘーゲル批判はフォイエルバッハ・テーゼ[*1]とは——あるいは『資本論』初版の後書きでの「個々人は主観的には諸関係をどんなに超越しようとも、社会的には依然として諸関係の被造物なのである [deren[= derVerhältnisse] Geschöpf er[=der Einzelne]

social bleibt, so sehr er sich auch subjektiv über sie erheben

mag.]」(KI (1. Auflage), S.14) という命題とも——完全に矛盾するとい

うことになってしまうかのように見えます。しかし、そうではないのです。

「現実化」、「現実性」の意味が『資本論』第3部の地代論緒論と第6テーゼおよび初版後書きとの間では全く違うのです。

(a)既に述べたように、『フォイエルバッハ・テーゼ』の人間の本質とは類的本質のことであり、人格のことでありと俺は考えています。従って、人間の本質が現実性において社会的諸関係のアンサンブルであるということは、類的本質としての人格が現実性において社会的諸関係のアンサンブル——つまり物象の人格化としての人格——であるということの意味しています。もっと省略して言うと、『フォイエルバッハ・テーゼでは』人格の人格としての現実性に言及しているわけです。

(b)これに対して、地代論緒論では、人格の人格としての現実化についてではなく、人間の人格としての現実化に言及しているのです。当該文において、主語が「人間の本質」でも「人格」でも「類的本質」でもなく「人間」であるということに着目してください。一言で言うと、ここでは人格の現実化ではなく、人間の現実化に言及しているのです。ここで、俺の用語法では類的本質としての人格が労働において否定的・自己疎外的に形成されるのだということを感じてみてください。その意味では、人格が人格として自己を現実化させるのが物象の人格化として（そして相互的承認を媒介にして法的人格として）であるのに対して、人間が人格として自己を現実化させるのは類的本質としてののだ——と了解することができます。

以上の二点に注意が払われさえすれば、前出引用文でのマルクスのヘーゲル批判は、結局のところ、ヘーゲルの“人格・法的人格”という定式に対する批判なのだという解釈が成立します。ヘーゲルを読んでいない俺にはマルクスに頼るしかないのですが、ヘーゲル所有論が結局のところ「滑稽な」法的幻想の立場に陥ってしまったのは、このような形式的な人格把握が原因なのだマルクスは地代論緒論で述べているように、俺には思われます。

最後に、誤解を避けるために何度でも繰り返しますが、固有の人格論（物象の人格化論、そしてそれを通じて法的人格論）を展開するという自体にはなんの異論もないのです。寧ろ、マルクス経済学にはこれまで決定的に欠如していた重大な問題でしょう。問題はその展開の仕方なのです。固有の人格論（法的人格論）を人格論の中に位置付ける（類的本質論によって根拠付ける）のか、それとも人格の物象化を捨象して（労働による人格の否定的形成を捨象して）人格論をただ固有人格論としてのみ展開するのか——これこそが俺にとっての問題なのです。神山さんおよびヘーゲルの“人格・法的人格”という定式を批判するのもこの問題意識から生じているのだということをご理解いただければ幸いです。

同様にまた、神山さんの議論とヘーゲルの議論とを混同するつもりもありません。もちろん、神山さんの議論はヘーゲルの議論とは全く別ものなのでしょう。けれども、“人格・法的人格”という定式を立てた時点で、もし理論を一貫させようと試みる（最後の最後まで“人格・法的人格”という定式を維持させる）ならば、“人格とは社会的諸関係のアンサンブルでしかない”ということになってしまい、その結果として、固有の労働論と固有の人格論（神山さんがおっしゃる人格論）との関連が不明確になってしまい、変革主体と人格との関連も不明確になってしまう——そういう危険が生じる可能性があると思うのです。逆に言うと、神山さんの理論はヘーゲル流の“人格・法的人格”という定式を拒否するはずだと思うのです。

参考文献

Hm. Das Kapital (Ökonomisches Manuskript 1863--1865) Drittes

Buch, In: MEGA² II/4.2.

KI (1. Auflage), Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie.

Erster Band. Hamburg 1867, In: MEGA² II/5.

Thesen, Thesen über Feuerbach, In: MEW, Bd. 3.

[ism-study.54] Re: Re ^ 2: Questions About "Person"

投稿者： 神山 義治

投稿日時： 1999/09/06 16:59:38

修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"
 投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/09/05 22:22:40

コメント

コメントはありません。

今日は、神山です。

今井さん、膨大なコメント有難うございます。取急ぎ御礼のみ申し上げます。私の主張に対し、貴重な時間を割いて頂き有難うございます。私の書き方は、今井さんの優秀な頭脳をしても理解しがたいほどの宜しからぬ有り様のように、神山理論はこうだといろいろ考えていただき申訳ありません。[ism-study.51] の私の新しい投稿は、以前の私の投稿[3][50]を下敷きにしてます。私の結論みたいなもの、骨格の簡潔な要約です。労働の関係形成の意味、諸社会関係形成行為と労働の総体再生産的意義、関係能力の承認態の資本制的限界と、労働の自己意識としての法的自由の意義、法的システムの自立性・絶対性（個人による社会全体の形成という内部論理）の抽象性、など、広げて論じることのできる要約です。今井さんからのご批判・疑問は、私は、ほぼこの要約で解答されていると思っていますが、もちろん丁寧にお答えする責任が私にあるのですが、——まずは、メール拝受致しましたご報告まで、今はご容赦ください。

[ism-study.55] A survey of the controversy about "Person"

投稿者： 浅川 雅巳
 投稿日時： 1999/09/06 23:57:35
 修正日時： —

元発言

元発言はありません。

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.56] Re: A survey of the controversy about "Person"	今井 祐之	1999/09/07 08:28:16

神山さん、今井さん、窪西さん、ISM 研の皆さん、浅川です。

そろそろ、議論のほうも一区切りつきつつあるようなので、このあたりで、これまでの議論を第3者的な立場から整理してみようかと思えます。といっても、「人格」、「ベンサム」、「新自由主義批判」など多岐にわたるテーマのすべてに言及することは僕の手にも余るので、最大のテーマであった「人格」に付いて議論を整理してみようかと思えます。

傍目八目という言葉もありますが、しかし、事情をよく知らない野次馬が横合いから口を出して話をこじらせるというのもよくあることです。議論の参加者の皆さんはもちろん、その他の方も、「ここはおかしい」というところがありましたら、遠慮なく突っ込んでください。（それから、議論の時系列的な流れを無視して内容に沿って再構成しました。その点をお含み置きください）

今井さん ([ism-study.4]) ;
 「真の人格」 = 「物象というものを指定する人格」 ... 《1》

←→ 「物象の人格化としての人格」 ... 《2》

神山さん ([ism-study.17]、[ism-study.50]) ;
 「自由な実践主体一般」 = 「自由な自己意識」 ... 《1》
 ⇒[*1] 「疎外によって自由になった、抽象的な自由な主体」 ... 《2》

[*1]この矢印は、《1》が《2》に必然的に推移することを意味している。(cf[ism-study.51] (神) 参照)

《1》...類的本質の担い手

《2》...社会的諸関係のアンサンブル（物象的連関の人格的担い手）

（《2》...自由な主体=「自由な法的人格」→〈市民〉, 〈人権主体〉）

「類的本質の担い手《1》」と「物象の人格化としての人格《2》」は、分裂し対立しているが、じつは同一物の二契機です。あるいは、資本主義社会での「類的本質の担い手《1》」は、「じつは“物象の操り人形=『物象の人格化としての人格《2》』”でしかないところの『自由な法的人格《2》』」としてつねに立ち現れます。ところが、「物象の操り人形”でしかない」と見えたその姿こそ見せかけで、労働する諸個人だけは、同時に本物の主体=「類的本質の担い手《1》」なのです。だから、「自由な法的人格《2》」は、「物象の人格化としての人格《2》」に過ぎないという浅い分析に留まってしまえば、広松氏とともに、物象に操られる不自由な人間しか見出せず、社会変革の主体を見失う[*1]。

[*1] [ism-study.6] On the "Person" etc (今)

>"人格とはそもそも法的人格とし

>て通用するペルソナ（仮面）なのだ"と考えると、廣松さんのように"類的本質なんてのは虚構の主体なのだ"ということになってしまいます。

[ism-study.9] Re: On the "Person" etc. (神)

>広松は、自由な人格を社会という対象から追い出し、自分だけが自由な人格だとしているのです。これは、私的所有の捨象です。変革論としては、>広松の嫌う当のものです。労働者は商品だが自己意識なんでござるよ、>という疎外革命論、労働者だって人間なんだ、という人間主義、現場主義、>無媒介な階級主体論、これがいやならルンペンによる革命（いやな社会>だなあ）。あるいは、道徳的に主張されるだけの企業の社会的責任論。こ>れの裏腹の生産の捨象としての自由主義。

補足すれば、広松は、浅い分析によって「物象の人格化としての人格《2》」の

抽象性・形式性を発見した途端に、「類的本質の担い手《1》」も「自由な法的人格《2》」も否定してしまいます。今井さんは、前者が否定されていることを特に重大と考え、神山さんは、後者の否定の方をより深刻な問題と捉えます。

「類的本質の担い手《1》」は、資本主義社会では「物象の人格化としての人格《2》」とならざるをえないにもかかわらず、依然として社会の産出を事実において担ってしまっているのです[*1]。そして他方において他人に隷属することをよしとほしな存在でもあるのです。もし、資本主義社会の「類的本質の担い手《1》」が、「自由な法的人格《2》」という性格を持たないとしたら、奴隷制社会の奴隷と同じで、新社会の形成主体、社会変革の担い手とはなりえない[*2]。

[*1] [ism-study.19] Re: On the "Person" etc. (窪)

>労働者は目的意識的にモノをつくりますが、（われわれの社会においては）

>目的意識的に社会をつくってるわけではないですよ。社会関係を形成す

>べく運動せざるをえないようなモノをつくることによって、無意識的に社会を

>形成しているというか。

[*2] [ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc. (神)

>法的、というのは、生まれながらにして、とか、

>おきてとして、とか、という自然生的な紐帯でなく、抽象的だが、自由で、

>自覚的な社会形成行為にかかわります。賃労働者階級も、この形態を持

>たなかったら困るんです。もたなかったら始まりません（あたりまえです

>が）。自由な労働する人間の、姿として、もたなかったら、その抽象性す

>ら乗り越えられません

広松の混乱を乗り越えるためには、「類的本質の担い手《1》」「物象の人格化としての人格《2》」「自由な法的人格《2》」を統一的に捉えることが重要なので、今井さんが「物象の人格化としての人格《2》」や「自由な法的人格《2》」ばかりでなく「類的本質の担い手《1》」をも「人格」として捉えるべきだとする理由はよく理解できます。今井さんはさらに「類的本質の担い手《1》」と「物象の人格化としての人格《2》」の結びつきを立ち入って展開している[*1]。

[*1][ism-study.52] (今)

>人格 a"－人格の物象化→"物象"－物象の人格化→"人格 b"

他方、〈人格〉は、対他的な関係というのがもっとも厳密なこの概念の使い方、社会のメンバー間の相互承認という問題は、新社会形成を考える上でも重要なので、この側面を重視する神山さんの考えも捨てがたい。(おそらく、今井さんにとっても「自由な法的人格《2》」は、「物象の人格化としての人格《2》」が自分自身を「類的本質の担い手《1》」でもある者として捉えかえて、自己矛盾の自覚にいたる際の重要な媒介契機としての意義を持つのでは？事実上の社会形成主体であることを自覚する上で、形式的な社会形成主体であることの自覚●おそらく、この自覚は相互承認を介してしかもたらされない●は、前提条件となるのでは？)

今井さんにとって、〈人格〉の重要性は、〈類的本質〉言い換えれば〈本源的な社会的関係形成主体《1》〉の重要性であり、神山さんにとっては、〈人格〉の重要性とは、〈相互承認〉の重要性、すなわち〈自由な実践的な社会形成主体〉ただし形式的で抽象的なそれ(《2》)の重要性に他ならない。

今井さんが「物象はどこで人格化するか?」[*1]という問題にこだわる理由は、〈主体的能動性〉は、否定的な形態ではあれ、はじめから労働する諸個人に備わっているものであることを確認するためでしょう。だから、今井さんにとっては、この「本源的な」能動性に対置される「法的人格」の能動性は、能動性ではあっても物象に支配されたそれ、「物象の人格化としての人格」である他はないことが強調されるのです。反対に神山さんが、労働する諸個人の「本源的な」能動性を強調することにも、対応して「法的人格」を「社会的諸関係のアンサンブル」として捉えることにも慎重である理由は、労働する諸個人の能動性は、今のところまだ(つまり、資本主義社会では)否定態としてしか存在しないがゆえに、当事者の自覚にもたらされるときにはつねに、法的人格(＝相互承認している自己意識)の形式をとらざるをえないことを重

視するからです。どれほど、抽象的・形式的であろうと「法的人格」の能動性は、労働す

る諸個人の能動性であること、それは自覚的に社会関係を形成する能動性になりえていることが強調されます。

[*1] 〈人格〉という言葉は、〈主体的能動性〉と〈相互承認している自己意識〉という二つの意味を持っています。(注意！後者のほうには前者が契機として含まれています。)となると、「物象はどこで人格化するか?」という問いも、二つの意味を持てしまいます。つまり、「物象はどこで自分の身代わりとなって行動してくれる能動的主体を指定するか?」と「物象はどこで、相互承認しあう自己意識を自己の形態として指定するか?」の二つである。この問題を巡るお二人の議論がややかみ合っていないような印象をもつのはそのためかもしれない。

お二人とも、「物象の人格化としての人格《2》」を単なる“物象の操り人形”としか見ない広松を批判します。神山さんは、「物象の人格化としての人格《2》」が、同時に「自由な法的人格《2》」であること強調します。そのことによって、社会を形成する能動性は、資本主義ではこの形態でしか存在しえず、だからこそ、労働する諸個人の能動性も、この形態をとって現れるほかなく、したがって、広松が“物象の操り人形”とみたものこそ労働する諸個人の能動性の特殊資本主義的な存在形態であることを明らかにします。これに対し、今井さんは、「物象の人格化としての人格《2》」の発生過程を解き明かすことによって、それがじつは、労働する諸個人の能動性の否定態であること直接指摘しようとするのです。

さて、そもそも奥村氏の著書の検討として始まったこの「人格をめぐる議論」ですが、議論が専門的なものにまで進んできたために、奥村氏の著作とどんな関係があるのか、よくわからなくなってしまったと感じている方もあるかもしれないので、最後にごく簡単に、その点を説明しましょう。

奥村氏は、現代資本主義の問題を法人資本主義と彼が呼ぶところの私的所有の形態化現象として捉えます。そこでは、真つ当にも、私的所有の〈完成〉や〈強化〉ではなく《危機》が認識されています。ところが奥村氏は、この危機の根拠が生産過程にこそあ

り、私的所有の危機は、私的労働の危機の現れであることが理解できません。そのため彼は、法人資本主義の諸問題を法的人格の問題、私的所有者の能動性、私的所有者の企業支配力の問題という視角だけで取り扱おうとします。結局のところ、彼には、私的所有者の能動性が、労働する諸個人の能動性でもあることが理解できないのです。

長いだけで、あまりわかりやすくないかもしれません。最初ということで、この辺でお許しください。

[ism-study.56] Re: A survey of the controversy about "Person"

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/09/07 08:28:16
修正日時： ——

元発言

表題： [ism-study.55] A survey of the controversy about "Person"
投稿者： 浅川 雅巳
投稿日時： 1999/09/06 23:57:35

コメント

コメントはありません。

浅川さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。

浅川さん、第三者的視点からのコメント、どうもありがとうございます。人格に関するこの論争では、メインの対立点は、商品所持者が既に物象の人格化として人格であるのかないのかという点と、類的本質が人格であるのかないのかという点との二点だけだったのですが、論争の過程で俺も神山さんも次から次へと関連する論点を出さざるを得なくなり、また俺の説明が論証不足であるということもあって、オーディエンスの方にはなかなか解りにくかったのではないかと推察します。整理する浅川さんにもご苦勞をおかけしました。

俺と神山さんとの対立点については、浅川さんの整理で大體、宜しいと思います。但し、いくつかの点について、ちょっとだけ補足しておきます。

>おそらく、今井さんにとっても

>「自由な法的人格《2》」は、「物象の人格化としての人格《2》」が自分自身を
>「類的本質の担い手《1》」でもある者として捉えかえして、自己矛盾の自覚にいた
>る際の重要な媒介契機としての意義を持つのでは？事実上の社会形成主体であること
>を自覚する上で、形式的な社会形成主体であることの自覚●おそらく、この自覚は相
>互承認を介してしかもたらされない●は、前提条件となるのでは？

おっしゃる通りです。俺の考えでは、人格が類的本質かつ社会的諸関係のアンサンブルであるということによって初めて、法的人格は変革主体として位置付けられるということなのです。資本主義社会において変革主体になり得るのは法的人格しかないのですが、但し法的人格であるということ否定された法的人格、自己矛盾を意識・自覚する法的人格です。この点が説得力不足であるのかもしれませんが、“人格は法的人格でしかない”と考えてしまうと、どうも法的人格の重要性も却って不明確になってしまうような気がするのです。俺の考えでは、人格の現象形態としての法的人格は、労働の自己矛盾を人格の自己矛盾として意識・自覚するという点で、変革主体であり得るのです。もし人格が法的人格でしかないのであれば——つまりもし人格が類的本質という本質、物象の人格化という実存形態、法的人格という現象形態の自己矛盾的統一でないのであれば——、法的人格は自己矛盾を意識・自覚するものではなくなくなってしまわないのかと俺は考えているわけです。ですから、俺の考えでは、法的人格の変革主体としての位置付けを確認するためには、どうしても資本主義社会での人格が自己矛盾であるということの把握が必要になり、そして、それが自己矛盾であるということ把握するためには、どうしても類的本質（“物象の人格化＝社会的諸関係のアンサンブル＝ペルソナ”の反対物）が人格であるということの把握が必要になるのです。この点は、“[ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"”（1999/09/05 22:22）では、 ——

>俺の場合には、変革主体論において

>は、法的人格は“自己矛盾を意識する主体”という位置が与えられます

また、 ——

>変革

>主体論において法的人格が決定的に重要であるのはこの
>労働の自己矛盾を意識する主体であるからだ、俺は考
>えます。もちろん、資本主義的生産の中で変革主体が変
>革能力を客体的に身につけていくということは当然の前
>提ですが、その延長線上に、変革意識を主体的にもつよ
>うにならないと、社会変革は起こりません。正にこの点
>に、人格の自己矛盾という定式化の実践的意義があると
>俺は考えます。

と俺は強調したつもりだったのですが、恐らく、論旨が明快でないせいで、俺の主張の中でこの点がなかなか皆さんに理解していただけていないのではないかと思います。

>今井さんにとって、〈人格〉の重要性は、〈類的本質〉言い換えれば〈本源的社会的关系形成主体《1》〉の重要性であり、神山さんにとっては、〈人格〉の重要性と
>は、〈相互承認〉の重要性、すなわち〈自由な実践的な社会形成主体〉ただし形式的で
>抽象的なそれ(《2》)の重要性に他ならない。

第一に、この点も説明が下手くそでなかなか理解していただけないと思うのですが、こと変革主体形成論に関する限りでは、類的本質と物象の人格化(法的人格はこれに含まれます)との——関係を形成する主体と「諸関係の被造物」、「社会的諸関係のアンサンブル」との——意識された矛盾が重要だというのが俺の考えなのです。ですから、どちらを重視するのかではなく、どちらも重視しなければならないと主張した(つもり)だったのです。けれども、類的本質としての人格を把握しないことにはこの矛盾もどこかにすっ飛んでしまうから、どうも類的本質、類的本質と絶叫しすぎたきらいがあり、その結果として、皆さんからは“今井は人格論において法的人格の問題を無視して、類的本質のことだけを一面的に強調している”と思われたのかもしれない。

第二に、これはかなり厄介なのですが、類的本質も「自由な実践的な社会形成主体」なのです。いや、正に類的本質こそが「自由な実践的な社会形成主体」なのです。そもそも人格というものは「自由な実践的な社会形成主体」な

のです。但し、資本主義社会では、類的本質は否定的・自己疎外的に——自己からの類的疎外として——形成されているわけです。不自由な主体は社会形成主体としての資格を持ちません。理論的ではない(つまり実践的ではない)ような主体はマルクスの類的本質ではなく、フォイエルバッハ的な「人間の本質」でしょう。類的本質は、正に実践的であるからこそ、実践において自己疎外可能であるし、実際にまた自己疎外するのです。法的人格が「自由な実践的な社会形成主体」として振る舞おうとするのも、正にそもそも人格というのが「自由な実践的な社会形成主体」だからこそなのです。ですから、浅川さんが類的本質に対して「本源的」と形容する以上、浅川さんの整理では、物象の人格化あるいは法的人格に対しては“現実的”——『フォイエルバッハ・テーゼ』の第6テーゼでの「その現実性においては」という限定を念頭に置いています——と形容するのが適切であるように思われるのです。

>「物象はどこで人格化するか?」

>という問いも、二つの意味を持ってしまいます。つまり、「物象はどこで自分の身代わりとなって行動してくれる能動的主体を措定するか?」と「物象はどこで、相互承認しあう自己意識を自己の形態として措定するか?」の二つ>である。

俺の考えでは、「措定」そのものについて言うと、両者は同時に行われるのです。すなわち、商品の人格化について言うと、商品所持者こそは「自分の身代わりとなって行動してくれる能動的主体」であり、且つ「[これから]相互承認しあう [=相互承認を予定する]自己意識」であるのです。この場面では、「自分の身代わりとなって行動してくれる」ということは「[これから]相互承認しあう」ということを含んでいるわけです。なにしろ、商品について言うと、相互的承認がないことには、商品は商品として譲渡され得ないわけですから。

但し、上記引用文の直前にある「相互承認している自己意識」という箇所から判断すると、そしてまたやはり上記引用文の直前にある「後者 [=「相互承認している自己意識」]のほうには前者 [=「主体的能動性」]が契機として含まれています」という箇所から判断すると、上記引用文で浅川さんが言及したいのは、どうやら、これから「相互承認しあう自己意識」のことにではな

く、既に「相互承認しあ」った「自己意識」[*1]（つまり法的人格）のことにではないかと、俺は推察します。以下では、この推察を前提にして話を進めます。

[*1]ここでは、浅川さんが現在進行形（＝「している」）を用いているのに対して、俺は過去形（＝“しあった”）を用いています。けれども、これは法的人格が相互的承認によって措定された主体であるという発生的順序を取って強調するためにであって、時間的順序は同時に（現在進行形で）行われるわけです。

ひょっとすると、この点が皆さんに誤解されているのかなと思うのですが、ひとたび物象の人格化が発生するや否や、その後での物象の人格化としての人格が行う当事者行為は、総て、物象の人格化の契機的展開なのです。発生的関連において商品所持者が商品の担い手として交換過程に現れた段階で物象の人格化が既に成立していると俺は考えますが、もちろん、物象の人格化がここで終わるわけではありません。これまでの投稿で強調した（つもり）のは、物象の人格化が交換過程で承認するというのも、資本家については資本の生産過程で資本家として行う総ての行為も、全部が全部、物象の人格化の契機的展開だということです。

但し、もし浅川さんのように「物象はどこで人格化するか?」というように問題を立てるならば、それは契機的展開の契機を探るということだけではなく、発生の起点を探るということにならざるを得ません。それならば、俺は、“商品については商品所持者が交換過程に現れた瞬間に既に商品の人格化である”とお答えするわけです。もちろん、その後での商品所持者の行為は、商談だろうと譲渡だろうと仮契約だろうと本契約だろうとも、総て商品の人格化としての当事者行為になるわけです。この点では、俺も神山さんも余り違いはないはずであって——神山さんの場合でも、恐らく相互的承認した後では私的所有者としての商品所持者の行為は総て人格の当事者行為でしょう——、対立点はただ（商品の人格化としての）人格の発生起点——交換過程に現れた後か、それとも相互的に承認し合った後か——だけにあると思うのです。相互的承認が、神山さんにとっては人格一般の発生的契機であり、これに対して俺にとつ

ては商品の人格化としての人格が自己を（つまり自己が人格であるということ）を実証する（sich bewähren）形態的契機であるという点——これだけが対立点なのであって、少なくとも交換過程の内部に関する限りでは（生産過程についてはいろいろと難しい問題がでてくるのですが）、その他の雑多な契機的展開に関しては俺と神山さんとの間で重大な対立はないように思われます。

[ism-study.58] On Hegelian Concept Of Person

投稿者： 今井 祐之
 投稿日時： 1999/09/11 04:46:50
 修正日時： ———

元発言

元発言はありません。

コメント

コメントはありません。

神山さん、ISM 研究会の皆さん、今井です。例によって例のごとく、注の部分が長くなってしまったので、この投稿では、末尾に注を一括して挿入します。

0.序

- 1.神山さんと今井との間での教養的背景の相違
- 2.神山さんの人格概念とヘーゲルの人格概念との関連
- 3.今井の人格概念とヘーゲルの人格概念との相違

3.0 緒論

- 3.1 ヘーゲルの人格概念
- 3.2 今井の人格概念

0.序

この投稿の目的は、ヘーゲル人格概念に俺の人格概念を再び対置するという

ことにあります。ですから、この投稿は神山さんの投稿に対するコメントではありません。ですが、ヘーゲル人格概念の批判に必要な限りで、神山さんの投稿にも触れることになるでしょう。

なお、これまでに述べてきたように、俺の場合には、交換過程で発生する法的な人格と労働過程で発生する類的本質との対立は、交換過程で発生する（そして資本の人格化と労働の人格化との場合には生産過程の中でこそ発展する）物象の人格化（法的な人格はその一契機——抽象的・形式的契機——であるのに過ぎない）と類的本質との対立の一場面であるのに過ぎません。けれども、この投稿では専らヘーゲルの“人格・法的な人格”（“人格とは法的な人格のことではない”）という人格概念に俺自身の人格概念を対置するということが重要です。ですから、物象化するべき人格と物象の人格化としての人格との対立という大きな問題については、これを捨象します。

1. 神山さんと今井との間での教養的背景の相違

正直に言うと、俺と神山さんとの間では、思想史的教養について相当のギャップがあります（解りやすく言うと、俺はマルクスしか知りません。また、日本にも人格論で本を書いているマルクス主義者が何人かいるようですが、俺はその中のただの一冊たりとてそれを読んでいません）。このギャップが問題意識の相違を齎しているようなので、ここで教養的背景の対立軸を提示しておきましょう。

神山さんの教養的背景：ヘーゲル人格論を批判的に継承し、現代的に（現代的な問題意識で）復権させよう。

今井の教養的背景：ハッキリ言って、ヘーゲルは読んでいない。だから、ヘーゲル人格論というのは全く知らない（マルクスにもよく解らない点があるが、これは読んでもよく解らなかつたのだ）。取り敢えず、現状分析において、は人格の物象化と物象の人格化という対立軸にしがみつこう。そして、未来展望においては、資本の社会に対して自由な個性としての人格の社会を対置してみよう。しがみついてみると、どうもヘーゲルの人格概念は絶対に拒否しなければならないようだぞ。

2. 神山さんの人格概念とヘーゲルの人格概念との関連

もしこのような教養的背景の相違——そしてそれに基づく理論継承上の問題意識の相違——が前提されるならば、神山さんの人格概念も（俺にとって）かなり明瞭になるように思われるのです。そこで、これらの相違を前提にして、神山さんの人格概念を再解釈し、それを通じて神山さんの人格概念とヘーゲル人格概念との関連性を確認しておきましょう。この再解釈、この確認は俺がヘーゲルの人格概念を攻撃しなければならないということを立証するためのそれらであり、従って、次の「3. 今井の人格概念とヘーゲルの人格概念との相違」への移行の媒介項になっています。ですから、ここでは、神山さんの全理論に触れるのでは決してなく、あくまでもただ神山さんがヘーゲルから継承した人格概念だけに触れることにします。

そこで先ず、言い訳から始めましょう。この言い訳は俺の頭がいかにか悪いのかということ立証するのと同時に、ヘーゲルの批判的継承という背景が神山さんの人格概念をわれわれが理解する際に非常に重要であるということ立証するはずで

さて、“[ism-study.51] Versachlichung der Personen” (1999/09/05 19:17) の中で、神山さんは、先ず、相互的承認する以前の（つまり相互的承認の主体としての）商品所持者について、——

> 人格 1) は、すでにアトムとしての人格である。

と述べています（なお、「人格 1）」とは——相互的承認する以前の——商品所持者のことです）。次に、物象化するべき人格については、——

> 「物象を措定する人格」とは、労働において自己を実現できない労働者の人格性のことである。自己否定的に、自己実現する人格のことである。

と述べています。

既に見たように、愚かにもこの箇所だけに目を奪われて、“[ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"” (1999/09/05 22:22) の中で俺は、——

>ちょっと神山さんの見解が変更さ
>れたとしか俺には思えない

と失言してしまったのです。

「神山さんの見解」とは、——言うまでもありません——、人格は交換過程での相互的承認によって措定される（発生する）〔その系論として導出されるのは、人格は生産過程では発生しないということです〕；従って、交換過程で承認する主体は人格ではない；従ってまた、類的本質も商品所持者もそれ自身としては（相互的承認によって法的人格になる以前には）人格ではない〔その系論として導出されるのは、物象化するべき人格（俺の場合にはこれは類的本質です）も——もし仮に物象化が相互的承認に先行する（もちろん俺の場合には先行するわけです）とすれば——人格ではないということです〕——、こういう議論のことです[*1]。

ところが、よくよく読んでみると、この“[ism-study.51] Versachlichung der Personen”の中では、神山さんは、——

>今までの議論を私
>なりに調整したつもりです。

と強調しています。更にまた、この点について、“[ism-study.54]

Re: Re^2: Questions About "Person"”（1999/09/06 16:59）の中で、神山さんは、——

>[ism-study.51] の私の新しい投稿は、以前の私の投稿[3][50]を下
>敷きにしています。私の結論みたいなもの、骨格の簡潔な要約です。

と補足しています。だから、少なくとも神山さんに即しては、神山さんの見解が変更されたはずがないということになります。

さて、(a)神山さんは、もし理論が正しいならば、用語の選択はどうでもいいと考えています[*2]。そして、(b)次の二点で神山さんはヘーゲルの人格概念を受容しているわけです[*3]。——

(1)人格は抽象的普遍である。

(2)承認が人格の実体である。

そう解釈すると、「今までの議論」を変更したのではなく、これを保持したまま、但し、用語の選択という（神山さんにとって）どうでもいい問題で争うのを避けるために、どう「調整」してもどうでもいい用語を今井風に「調整」したのだということになります。これによって、神山さんは「今までの議論」を保持したまま、今井が問題にしている点（類的本質が物象化するべき人格であるという点、そして商品所持者が交換過程に現れた瞬間に物象の人格化としての人格であるという点）もご自身の「今までの議論」——人格・法的人格——に包摂しようとしているわけです。——神山さんが「今までの議論」を放棄していない以上、このような解釈以外にはあり得ないということに、ようやく俺の悪い頭も気付いたのです。自分の解釈力のなさを柵に上げて言うと、今井が理解することができるような説明をしようと神山さんが配慮してくださるあまり、却って、俺の頭が混乱してしまったのです。とにかく、ヘーゲル人格概念の批判的受容という観点から見ると、確かに神山さんの主張は首尾一貫したものとして現れます。すなわち、ヘーゲル流の“人格・法的人格”という人格概念の一貫性です。

つまり、敷衍して言うと、こういうことでしょう。——今井のように人格概念を拡張するのは今井の勝手であるし、このような（今井によって）拡張された人格概念においては確かに類的本質も交換過程に登場したばかりの商品所持者も人格だということになってしまう。しかし、厳密な意味での人格、本来的な人格、真の人格[*4]は法的人格なのである。だから、本来的には、厳密には、真実態においては、(a)人格は具体的普遍ではなく、抽象的普遍である。(b)相互的承認（＝関係）の方が実体であって、これに対して人格の方は、承認関係のアンサンブル、この実体の形態——この実体によって措定された形態、仮面、ペルソナ——である[*5]。(c)つまり人格は法的人格、抽象的人格、（通常の言い方では）“近代的人格”、“疎外された自己意識”以外にはあり得ない（人格・法的人格）。ここで、その他の雑多な、人格という用語で呼ばれているもの（例えば、今井によって人格と呼ばれているもの）も、以下の(d)、(e)のような仕方では法的人格に包摂され得る。(d)歴史的なシステムに即しては、ヘーゲルが言う「人倫性」の世界（マルクスが言う資本主義的生産に先行する歴史的諸形態、人格的依存の状態）では厳密な意味では人格はあり得ない[*6]し、共産主義社会でも厳密な意味では人格はあり得ない[*7]。但

し、このような真ではない人格、虚偽の人格も、もし真の人格である法的な人格という基準が把握されていさえすれば、用語の拡張によっていかようにも包摂され得る。(e)資本主義的なシステムに即しては、今井のように様々な主体に人格という用語を割り当てることができるのも、“人格・法的な人格”という厳密な基準があるからである。もし厳密な意味での人格、本来の人格、真の人格である法的な人格が正確に把握されていさえすれば、類的本質だの商品所持者だのに人格という用語を割り当てると今井の議論もこの基準によっていかようにも包摂され得る。(f)理論に即しては、資本主義社会での人格現象を解明することができるようになり、また変革主体として人格を設定することができるようになるのも、厳密な意味では、本来の意味では、真実態では“人格・法的な人格”だからである。

3. 今井の人格概念とヘーゲルの人格概念との相違

3.0 緒論

以上のように、ヘーゲル人格理論の批判的継承とその現代的復権という観点から見ると、神山さんの人格概念がかなり明確になるように思われます。そこで、ヘーゲル人格概念（として神山さんが継承している部分）に焦点を絞って、俺の人格概念との対立点を強調しておきましょう。

とは言っても、俺には『法哲学』という本を一頁も読んだことがありません（マルクスの『ヘーゲル法哲学批判』は読みましたが）。一応、“東京ヘーゲル研究会”というところで、『精神現象学』を読んでいるのですが、正直に言うとうと、いつも寝ていて、たまに起きていてもあまりにも難解で、一度も解ったためしがありません。だから、ヘーゲル人格論の全体像なんてこれっぽっちも知りません（なにしろあのヘーゲルが展開しているのですから、学ぶべき点は大いにあるのに違いありません）。ですが、『法哲学』、『精神現象学』からの神山さんによる肯定的引用、およびマルクスによる否定的要約のおかげで、少なくともヘーゲルの人格概念だけはこの上もなく明快・明確になっていると思います。

以下では、第一に資本主義社会での発生的関連における人格について、第二に共産主義社会での人格について、ヘーゲルの人格概念と俺の人格概念との違

いを述べておきます。その際に、—— (a)本当は資本主義社会の実践的変革における人格の役割の対比を明示しておきたいのですが、さすがにこれは人格概念の比較だけでは無理で（ま、概念さえ解れば、想像はつきますが）、ヘーゲルの人格論の全体像を探る必要があります。てなわけで、実践的変革における人格の役割の対比については、これを省略します。(b)共産主義社会については、本当はヘーゲルの絶対精神の検討が必要なのでしょうが、取り敢えずヘーゲルの人格概念から系論として導出され得る範囲内で、両者の人格概念を対比しておきます。(c)資本主義社会に先行する共同体（ヘーゲルの人倫性の世界）での人格についても、人格概念の対比が可能です（要するに、ヘーゲルの場合には人倫性では人格なんてないのに対して、俺の場合には資本主義社会に先行する共同体、つまり人格的依存の状態でも——現代の人格の認識、類的本質と法的な人格とに引き裂かれた人格の認識を前提した上で反省してみると——なんとか人格を見付けることができます）。けれども、余り実践的な意義がないから、これを省略します。

3.1 ヘーゲルの人格概念

3.1.1 資本主義社会での人格について

ヘーゲルにとって“人格は抽象的普遍である (sein)”ということが問題になります。注意しなければならないのは、ヘーゲルにとって“人格は抽象的普遍として現象する（現れる = erscheinen）”わけではないということです。「人格」と「抽象的普遍」とは ist (=sein) で繫辞される（繫げられる）べきものなのです。もちろん、“抽象的普遍である”ということは“具体的普遍ではない”ということです。

そりゃそうでしょう。マルクスが否定的に要約した部分を読む限りでは、ヘーゲルは、“人格は私的所有者（土地に対する私的所有者としての私的所有者一般）である”と言っているのですから。また、『精神現象学』を読む限りでは、ヘーゲルは、“人格は法的な人格である”と言っているのですから。こりゃまあ、社会的生産の具体的内容が捨象されているだけではなく、物象の人格化としてなんとかもっている具体性さえも捨象されている無内容な主体——誰でも抽象的に（私的所有者として）承認し合えさえすれば人格だという意味で抽象的・形式的な人格——でしかありません。商品の人格化としては、それでも

なお、かろうじてなんとか保っていたリンネルの顔、上着の顔、棒砂糖の顔、鉄の顔さえも脱ぎ捨ててしまったようなノッペラボーの仮面；資本家も労働者も土地所有者も、あるいは売り手も買い手も私的所有者としては全く無区別であるような私的所有者一般；承認の方が（関係の方が）実体であり、しかるに人格の方はこの実体によって措定された単なる形態であるのに過ぎないような法的な人格——、こりゃまあ、確かに抽象的普遍でしかありません。ヘーゲルにとっては、人格は、所詮、社会的関係（ヘーゲルの場合には自己意識の関係である精神）のアンサンブル、個別的な自己意識が対他的に振る舞う時に被る仮面（ペルソナ）でしかないのでしょうか。ヘーゲルにとっては、抽象的人格（法的な人格）だけが人格なのでしょう。ヘーゲルにとっては、具体的普遍としての地位を奪われたこのような主体、抽象的普遍に留まり続けるこのような主体こそが人格なのでしょう。——「そこで、或る個人を人格と呼ぶのは軽蔑の表現である」（『精神現象学』）。

3.1.2 共産主義社会での人格について

共産主義社会を想定して見ましょう。厳密な意味での人格、本来的な人格、つまり法的な人格の成立の根拠は精神（＝本源的精神、つまりギリシャの共同体）の喪失でした。ですから、精神を回復するや否や、もはや自己意識は抽象的普遍に留まっていられないはず。だから、ヘーゲルの場合には、共産主義社会では人格は、その抽象性の故に批判され、その形式性の故に批判され、具体的普遍に道を譲り、それ自身は消滅する（没落して根拠に帰還する（zugrundegehen））はず。

と、まあ、俺にはヘーゲルのことはよく解りませんが、『精神現象学』においては、法的な状態の前でも後でも人格性という用語や仮面（ペルソナ）という用語や出てくるようですが、絶対知では人格という用語は全く使用されていないようです。これは何も絶対知が短い章だからではありません。もし絶対知が（以下に述べる俺の場合ように）“人格性の回復”であれば、どれほど短い章であっても人格をキーワードとして使用するでしょう。

もちろん、ヘーゲル解釈は神山さんを筆頭に詳しい方々に譲りましょう（逃避モード）。けれども、人格概念だけを検討するだけでも、次のことだけは確実です。——未来社会で、自己意識が抽象的普遍として「軽蔑」されているはずがないでしょう；精神喪失（没精神＝没共同性）であり得るはずがないでしょう。つまり、厳密な意味での人格、本来的な人格、真の人格、一言で言

って法的な人格は没落せざるを得ないでしょう。——これだけは確実です。

3.2 今井の人格概念

3.2.1 資本主義社会での人格について[*8]

確かに、資本主義社会では資本こそが具体的普遍として現れています（erscheinen）。これに対して、人格の方は、結局のところ法的な人格として抽象化されて、抽象的普遍として現れています（erscheinen）。ですが、だからと言って、“人格は抽象的普遍である（sein）”と言ってしまっていていいわけではありません。資本が具体的普遍として現れている（erscheinen）のは、資本が人格の物象化として具体的普遍の疎外態だからです。つまり、具体的普遍である（sein）人格が具体的普遍としての自己を資本に疎外し、これに対して自己自身についてはこれを抽象的普遍として実現させているからです。そうでなければ、どうして資本が具体的普遍として現れ得るのでしょうか。

ここで、類的本質なんて、所詮は抽象的普遍だと考える方もいらっしゃるかもしれませんが。そうではないのです。確かに、フォイエルバッハ的な人間の本質は頭の中で思弁的に創り出された抽象的普遍でしょう。しかし、マルクスの類的本質はフォイエルバッハ的な人間の本質とは全く異なるのです。類的本質は労働という（具体的な社会的欲求を満たすあれやこれやの有用物を産出する）具体的な行為によって具体的に、実践的に、実践の中で、絶えず毎日毎日（自己疎外的・自己否定的にはあっても）産出されるような、そして社会的生産の生き生きとした具体的な内容を自己の中に（自己否定的・自己疎外的にはあっても）包摂しているような、更にまた自己が属している具体的な生産関係を商品・貨幣・資本という（自己否定的・自己疎外的にはあっても）具体的な姿態で形成しているような、そのような具体的普遍なのです。正に、物象（＝資本）のリアリティ、物象（＝資本）の具体性こそが、そっくりそのまま類的本質のリアリティ、類的本質の具体性を確認しているのです。商品・貨幣・資本が具体的普遍として現れる（erscheinen）のは、物が具体的普遍であるからでは決してなく、類的本質が具体的普遍である（sein）からなのです。そして、このように具体的普遍であり（sein）ながら、具体的な普遍としての自己を物象に疎外し、しかるに自己自身は抽象的普遍として自己を実証する——抽象的普遍として現れる（erscheinen）——ような類的本質こそは、人格

の実体、一言で言って人格そのものなのです。そこで、人格は資本主義社会においては、法的人格（抽象的普遍、ペルソナ、アンサンブル）として現れているが、それでもなおやはり矛盾の統一であるから、人格は（仮面として）軽蔑の表現であるのと同時に尊厳ある社会形成主体の表現でもあります。——“貴様の下半身に人格はない”。

3.2.2 共産主義社会での人格について

共産主義社会では、自由な個性を持つ人格以外に具体的普遍はあり得ません。共産主義社会では、人格は、資本主義社会では資本に疎外していた具体的普遍を取り戻すのです。共産主義社会では、人格はもはや抽象的普遍に留まり続け得ないのです。

確かに、共産主義では、類的本質は直接的に（つまり労働そのものにおいて）承認されるのだから、“法的”人格——法的人格という仮面、抽象的普遍としての主体、承認という実体の形態、私的所有者——は消えてなくなります。しかし、人格が消えてなくなるわけでは決してないのです。全く逆です。人格は共産主義社会においてこそ真の主体になるのです。人格性の回復は法的人格の消滅とイコールなのです。

ここで、“共産主義社会では直接的に（社会的労働の場面で）承認されている以上、人格はますますもって（資本主義社会以上に）抽象的普遍、ペルソナ、アンサンブル、法的人格になるんじゃないの”と考える方がいらっしゃるかもしれませんが。そうではありません。実体と形態とが、本質と実存とが分離し、対立し、矛盾しているからこそ人格は法的人格として、抽象的普遍として現れるのです。類的本質が直接的に承認されてしまったら——本質と実存とが一致してしまったら——、もはや人格は抽象的普遍としては現れませんし、わざわざ“法的”なんて形容する必要は全くありません（一言で“人格”と言えば済むことです）。一言で言って、共産主義では——そもそも人格の物象化の消滅によって物象の人格化が消滅するのだからこれは当然のことですが——、法的人格は消滅するわけです。類的本質は抽象的普遍なんていう——法的人格なんていう——仮面をかぶらずに、直接的に承認されているわけです。生き生きとした具体的個性がそっくりそのまま（仮面をかぶらずに）人格的自由を享受しているわけです（自由な個性）。自己の中に関係を包含しているのはあるが、同じ自己が他ならないこの関係を直接的・自覚的に措定しているのです。

あるいは、“共産主義社会でも所有はなくなる以上、所有とワンセットの法的人格もなくなるんじゃないの”と考える方がいらっしゃるかもしれませんが。違います。法的人格とワンセットであるのは所有一般ではなく、私的所​​有なのです。共産主義社会では、（所有が消滅するわけではありませんが）私的所​​有が消滅すると同時に、法的人格も消滅するのです。

あるいはまた、“そもそも人格は承認されなければならない以上、交換過程で承認されても労働過程で承認されても承認されているという意味では法的であるから、法的人格は消滅しないのではないか”と考える方がいらっしゃるかもしれませんが。違います。ここで、俺と神山さんとは交換過程で承認の結果として措定される法的人格、交換過程での承認の形態としての法的人格に言及しているのです。ヘーゲルの場合には、ヘーゲル自身がどのように考えていたのかは俺にはよく解りません。実際にまた、資本主義社会でも様々な場面で相互的承認が行われます。家庭内でも相互的承認が行われるかもしれません。労働組合内でも相互的承認が行われるかもしれません。しかし、(a)資本主義社会の発生的関連において、システムの相互的承認が必然的なものとして現れる場面、そこで相互的承認が行われなければシステムが発生し得ないような場面は交換過程にしかありません。(b)例えば、家庭内での承認は真に普遍的でしょうか。そうではないでしょう。その措定が社会的に妥当する法的人格、抽象的普遍でなければならないような相互的承認も交換過程での相互的承認であり得ません。——この二点から、ヘーゲルの相互的承認も（いろいろな場面で用いられているのですが）法的人格を措定するような相互的承認である限りでは、われわれは交換過程での相互的承認を表象せざるを得ません。こういうわけで、社会的労働過程で直接的に承認し合っているということは法的人格という形態——そしてこれ以外に法的人格はあり得ません——の消滅を意味するわけです。

これに対して、類的本質あるいは労働する人格の方は本質と実存とが分離していなくても有意味です。何故ならば、類的本質こそは人格の本質だからです。類的本質こそは、自己と対立する現象形態が消え去った後になお残っている本質なのです。今では、この本質と対立するような実存[*9]が消え去って、本質と実存とが一致した話です。今では、自己の形態的契機（＝承認）を自己自身の中に取り戻しただけの話です。それは、固有の意味での物象（人格の物象化としての物象）が消えてなくなっても——資本が消えてなくなっても

——、人格が依然として有意味であるのと全く同様です。無意味になったのは、物象の人格化としての人格（そしてそれを通じて法的人格）という自己疎外的形態の方であって、これによって初めて人格は具体的普遍として実現することができるのです。

共産主義社会では、類的本質はもはや現実性において否定される必要はありません。類的本質がそのまま実現されているわけです。そして、類的本質こそが人格の本質なのですから、この事態は人格の真の現実化を意味しているのです。こうして、共産主義社会では、法的人格は消滅し、これに対して人格は回復されます。

注

[*1]神山さんは“[ism-study.26] Re:” (1999/08/04 20:42) の中では——

>人格だから、相互承認できる、というのが今井さんで、商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格、ゆえに、というのが私です

と述べています。また，“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person” (1999/08/05 23:29) の中では、——

>この自己を自己として、この物を自己の物として、行動する
>のは、「人間」の契機であり、もちろんそれは、対他的関係を予定してお
>り、完結しないわけですが、承認に相関した規定が「人格」である、こ
>う私は、かんがえてみているわけです。

と述べています。また，“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person” (1999/08/05 23:29) の中では、——

>相互承認以前の、「交換過程に eingehen」する、孤立的な人間の「事実
>的」な振舞い、ここに物象の人格化、自由な人格性がある。これが（私の
>読んだ）今井説。承認以前の事実上の人間の恣意（＝「自由」）を、法
>的人格に先立つ人格とする。
> これに対して、神山説は、人格に、承認性を不可欠に考えてみている。
> こんなかんじです。

同様にまた、——

>ここでは、今井さんとの対比からして、個別の意識性に対して、それを
>媒介する、産出された対他的な社会的意思を介した規定を、人格とする、
>というように限定、強調しておくのが、有益な整理になるでしょう。

と述べています。また，“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"” (1999/08/21 18:28) の中では、——

>人間 Mensch に対して、社会的な反省規定におけるその規定性、承認性を人格 Person と
す
>ると、私は強調しました

と述べています。

[*2]“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"” (1999/08/21 18:28) の中で神山さんは次のように述べています。——

>所持者を人格化と呼ぼうと、所有者を人格化と呼ぼうと、それも内容に即し
>て理解されればいいことのようにおもわれます。

同様にまた、——

>私は、承認の能力（人間の社会的能力）を人格や人格の本質・社会的性質と呼ぼうと、
>承認された自己規定を人格や実現された人格性と呼ぼうと、事態は変わらないと考えます。

[*3][ism-study.51] Versachlichung der Personen”
(1999/09/05 19:17) の中で神山さんは、——

>0. 人格は、マルクスの骨格に位置する対象である。
>ヘーゲル所有論を引継いで、マルクスの中心テーマである。

という項目の中で、『精神現象学』の次のような箇所を引用しています。——

>「この承認されてあることが自我の実体性であるが、この実体性は抽象的な
>普遍である」(778)。

“マルクスはヘーゲル所有論を引き継いで自己の人格論を構築した”という項目でヘーゲルからの引用があるのですから、当然に、この引用は肯定的な引用（神山さんの自説を補強するための引用）なのでしょう。

次に、同じ項目の中で、神山さんご自身、次のように述べています。——

>人格の実体は、承認である。

これはもう、神山さんご自身が書いていることですから、これが神山さんご自身の見解であるということには、解釈の余地はありません。

どちらについても、「法的人格」という表現ではなく、「人格」という表現が用いられているということにご注目ください。神山さん、ヘーゲルにとっては、「人格・法的人格」ですから、——「法的人格」という表現を用いても構わないのと同様に——「人格」と

いう表現を用いても構わないわけなのです。これに対して、俺の場合には、抽象的普遍であり、その実体が承認であるのは「法的人格」——という人格の転倒的現象形態——であって、「人格」そのもののことではありません。だから、俺には、上記のような命題において「人格」という表現を、なんの限定もなしに用いるということはできません。

[*4][ism-study.51] Versachlichung der Personen”
(1999/09/05 19:17) の中で、神山さんは、——

>2) は人格の「定在」、承認された人格、現
>実態としての人格、優れた意味における人格としての人格である。

と述べています（「2」とは法的人格のことです）。本文中で法的人格が神山さんにとって「厳密な意味での人格、本来的な人格、真の人格」であると俺が述べているのは、神山さんが法的人格のことを「優れた意味における人格」と呼んでいるということを念頭に置いています。ここで、「優れた意味における」という部分の解釈がもちろん問題になります。例えば、資本一般としての産業資本に対して利子生み資本を「優れた意味での」資本と言ったりしますが、このような用例の機械的な当て嵌めでは、神山さんの主張を解釈することはできない（と言うのも、神山さんは人格の発生に言及しているのですから）から、上記のように解釈しました。つまり、神山さんにとっては、そもそも人格というものは承認を以て自己の実体にするものであるから、「厳密な意味での人格、本来的な人格、真の人格」は法的人格以外にあり得ないのだということです。

なお、上記引用文はやや解りにくい部分なのです。とは言っても、上記の解釈的な手続きを踏む限り、法的人

格が「優れた意味における人格」であるということには解釈上、なんの問題もありません。もちろん、神山さんにとってと同様に、ヘーゲルにとっても法的人格こそは「優れた意味における人格」であるのに違いありません。

解釈上の問題は、法的人格が「人格の「定在」、承認された人格、現実態としての人格」であるという部分の方です。法的人格が「人格の「定在」」であるという場合の「人格」が何であるのかということが問題になります。もしこの場合の「人格」が法的人格——「優れた意味における人格」——であるならば、“法的人格は法的人格の定在である”ということになってしまい、何がなんだかよく解りません。そして、「現実態としての人格」と言ってしまうと、「人格」が「現実態としての人格」と“可能態としての人格”とに分かれてしまい、あるいはまた、「承認された人格」と言ってしまうと、これと同様に、「人格」が「承認された人格」と“承認されていない人格”とに分かれてしまい、いずれにせよ、両者を統括する「人格」とは一体なんのことなのか、そして対立項の他方を表す“可能態における人格”あるいは“承認されていない人格”とは一体なんのことなのか、さっぱり解らなくなります。更に、「現実態としての人格」、「承認された人格」という表現だけを考えてみても、もしこれらの形容が同義的形容ではなく限定的形容であり、しかもそこでの人格が法的人格——「優れた意味における人格」——であるならば、法的人格は“現実態としての {現実態としての [現実態としての (現実態としての.....)]} ”となってしまう、また法的人格は承認された {承認された [承認された (承認された.....)]} となってしまう、いつまでたってもキリがありません。そこで、この場合の「人格」とは法的人格のことではなく、つまり「優れた意味における人格」

のことではなく、従って厳密には人格のことではないと解釈されなければなりません。つまり、神山さんにとってもヘーゲルにとっても人格は抽象的普遍であり、人格の実体は承認であるはずですから、この場合の「人格」は人格ではないはずなのです。神山さんの上記命題は、——厳密には、本来的には、法的人格は「人格の「定在」」ではなく“人格以外のなにものか”の定在なのであり、「現実態としての人格」ではなく、現実態としての“人格以外のなにものか”なのであり、「承認された人格」ではなく承認された“人格以外のなにものか”なのである；但し、ひとたびこの点が明確になりさえすれば、“人格以外のなにものか”に「人格」という用語を割り当ててもいいのだ——、こう解釈するべきなのでしょう。

こうして、神山さんの上記引用文の唯一の可能な解釈は次のようなことになります。——厳密に言うと、本来的には、真実態では、法的人格は「優れた意味における人格」であるが、「人格の「定在」、承認された人格、現実態としての人格」ではない。

これに対して、俺にとっては、神山さんとは全く逆に、法的人格は、確かに「人格の「定在」、承認された人格、現実態としての人格」ではあるが、しかし「優れた意味における人格」ではないわけです。これで、両者の人格概念の対立性がクリアになるのではないのでしょうか。

[*5]但し、ヘーゲルとは異なって、神山さんは人格は単なるアンサンブル、単なる仮面ではないと主張するのです。これが神山さんの主張の中で最も解りにくい部分なのです（ヘーゲルを批判的に継承する際の“批判的”な部分の難しさなのかもしれません）。と言うのも、既に述べたように、ひとたび承認によって（承認関係として

の交換関係によって) 形成された以上、法的人格は、
 ——もちろん自由な主体なのですが——、たとえ新たな
 (二度目以降の) 交換で承認を行おうとも、あるいは株
 主として株券を買おうとも、あるいは政治的主体(有権
 者)として投票を行おうとも、つまりどれほど自由な主
 体として社会形成しようとも、いずれにせよ、結局のと
 ころ、交換関係のアンサンブル、自由・平等なものとし
 て対他的に妥当するための仮面であるのに過ぎないから
 です。恐らく神山さんの主張では、人格はアンサンブル
 であるということ、仮面であるということ乗り越えよう
 と努力するのでしょうか(尤も、乗り越えてしまっ
 たら、既に神山さん流の人格は消え去ってしまいま
 す)。この点は論証がないから、ちょっと不明です。け
 れども、結局のところ、神山さんにとっては、本来的
 には、厳密には、真実態では、人格は——たとえ仮に単
 なるアンサンブル、単なる仮面ではないとしても——、ア
 ンサンブル、仮面以外のものではありません。

正直に言うと、もし神山さんが、“人格なんて単なる
 アンサンブル、単なる仮面に決まってるだろう。社会関
 係の単なるアンサンブルだからこそ、現実的な主体なん
 じゃないか。社会によって形成されているからこそ、現
 実性において社会を形成する自由な主体になるんじや
 ないか。単なるアンサンブルだからこそ、変革主体にな
 り得るんじゃないか。関係の外部にあるヤツが変革主体
 になれるかってーの。単なるアンサンブルだからこそ、
 単なるアンサンブルである自分に苦しむんじゃないか。
 資本主義社会にはいろんなやつがいるが、そんなのは資
 本のシステムに即しては偶然的な人格、消滅する人格
 であって、必然的な人格、持続する人格は単なるアン
 サンブルでしかないだろう。単なる仮面だからこそ、
 脱ぎ捨てることのできるんじゃないか。大体『資本論』
 第1巻初版後書きを見てみる、『資本論』が対象に
 している必然

的な人格は類的本質じゃなくて、諸関係の単なる被
 造物だろう。マルクスが、類的本質を研究しますな
 ンて『資本論』で言っているか? 諸関係の被造物
 ってことは社会的諸関係のアンサンブルってこと
 だろう。単なる被造物じゃないような人格は偶然
 的な人格だろう”——と主張するのであれば、俺
 にもよく解るのです。そして、もし上の文のコー
 テーションマークで囲まれた部分の中で「人格」と
 書かれている箇所をそっくりそのまま「物象の
 人格化としての人格」に置換すれば、それは俺の
 主張とかなり近くなります。何千回、何万回自由
 に関係を形成してもやはり単なるアンサンブル
 であるような自己こそが、関係を形成しながら
 お関係によって形成されてしまっているという
 自覚を持つことができ、変革主体としての自覚
 を持つことができるのです。

既に述べたように、俺は変革主体形成論にお
 いては、類的本質の把握が決定的に重要である
 と考えています。それにも拘わらず、いやそれ
 だからこそ、変革主体としての法的人格につ
 いては、法的人格が単なるアンサンブル、単
 なる仮面であるということの把握も決定的に
 重要であると考えています。

なお、法的人格が承認関係のアンサンブル、
 抽象的普遍、私的所有者、仮面だという点
 では、俺とヘーゲルとの間にはなんの違
 いもありません。もし仮に万が一“人格・
 法的人格”であるとしたら、なるほど、
 人格は抽象的普遍、私的所有者、仮面
 であるということになってしま
 うでしょう。人格概念に関する限りでは
 俺とヘーゲルとの間での唯一の違
 いは、“法的人格・人格”(ヘーゲル)である
 のか、“法的人格”・“完全に疎外された
 (具体性を一切剥奪されているという点で)
 人格”(今井)であるのかという点にある
 のです。そして、俺にとってはこの対立は、
 資本主義社会の変革主体としての法的
 人格を考察する上でも、共産主義社会の
 課題を人格性

の回復として定式化する上でも、水と油の決定的な対立なのです。なお、ここで、“再建”ではなく「回復」という用語を用いているのは、これまでの総ての歴史的な社会（厳密に言うと、生成しつつある社会）において、真の人格的な社会なんてもんは実存しなかったからです。ま、これは（ここでの議論では）どうでもいいことなのですが。

[*6]神山さんは、――

>Mensch は、孤立化という規定において、すでに人格である。

と述べています。つまり、まだ孤立化していない状態では、人間は人格ではないのでしょうか。従って、人格的依存（資本主義的生産に先行する諸形態）においては、厳密な意味での人格、本来的な人格、真の人格はなかったということでしょう。“人格・法的人格”という定式を継承している以上、当然のことですが、この点でも、神山さんはヘーゲル人格概念を批判的に受容しているわけです。

[*7]共産主義については、神山さんの見解はちょっと不明です。ひょっとすると、神山さんは、共産主義でも抽象的普遍としての主体があると考えているのかもしれませんが。もしそうであるならば、「共産主義社会でも厳密な意味では人格はあり得ない」という部分については、解釈の誤りとして、これを俺は取り消します。けれども、それならばそれで、共産主義で抽象的普遍として振舞っている主体とは一体にどういうものであるのか、ちょっと俺には解釈不可能です。

[*8]ここでは、ヘーゲルとの対比のために、「である」と「として現れる」とを区別します。俺自身、これまで――内容上はこのような区別をしてきましたが――形式上は必ずしもこのような区別をしてきたわけではありません。また、今後も――内容上はこのような区別をし続けるつもりですが――形式上は必ずしもこのような区別をし続けるとは限りません。たとえば俺が“資本主義社会では人格は法的人格である”（資本主義社会での人格＝法的人格）と言うとしても、それは“人格は法的人格のことではない”（人格・法的人格）ということの意味するものでは決してありません。

[*9]ここでは、本質と実存との闘争の解決という（『経哲草稿』での）フレームワークを念頭において、「実存」という名辞（用語）を用いています。ところで、“[ism-study.56] Re: A survey of the controversy about "Person"”（1999/09/07 8:28）の中で、俺は、――

>類的本質という本質
>質、物象の人格化という実存形態、法的人格という現象形態

と述べています。まあ、こういう特徴付けが可能なので（もちろん、現象形態は実存形態に含まれるわけですが）、今回の投稿では、「実存形態」と「現象形態」とは区別されていません。と言うのも、今回の投稿では、“人格・法的人格”というヘーゲルの人格概念を批判するというのが目的であって、商品所持者と法的人格との区別が目的であるのではないからです（但し、物象の人格化としての人格が法的人格だけではなく、商品・貨幣・資本の人格化という区別された当事者行為をし、やがては直接的生産過程の中で労働の人格化と資本

の人格化とが対立した振る舞いをするということは、普遍的な——しかし抽象的な——法的人格の振る舞いが資本家・労働者の具体的な——しかし特殊な——振る舞いによって否定されているということ、つまり物象による法的人格の否定が現実的人格——物象の人格化としての人格——のレベルでの人格の自己否定として現れているということは、法的人格の——人格としての——本来性・真理性・自立性の自己否定を確証する重大な契機であり、俺の人格論をヘーゲル人格論に対置するためには、捨象され得ない契機であると言えるでしょう。けれども、ここでは、あくまでも人格論の全体像の相違ではなく、それを齎すであろう人格概念の相違に俺は固執するわけです。ここでは、いずれも「実存」に含まれているのだとお考えください。また、他の箇所では、現象形態という名辞のもとに実存形態と現象形態との両者が含まれているところもあります。

[ism-study.59] Arbeit und Person

投稿者： 神山 義治
 投稿日時： 1999/09/13 20:48:04
 修正日時： ——

元発言

元発言はありません。

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.60] Re: Arbeit und Person	今井 祐之	1999/09/14 21:25:09

今日は、神山です。

浅川さん、今井さん、ご苦勞様です。会員の皆さん、ここで行われた議論が、はたしてそれ以外道筋がないものか、

チェックして下さるとありがたいです。

以下は、私の [51] の補足、浅川さんの [55]、今井さんの [50] [53] [56] [58] へのリプライを含んだ覚書です。覚書なので、ですます調とである調が混ざっていますが減点しないでください。

「今日既に老衰した資本主義の社会機構は、老衰の故に不必要な数々の詭計を弄し、又この詭計の故にいよいよ不必要に複雑になった。誰ももうこれ以上この複雑に堪えられない。堪えきれないでもっと簡明なもっと人間的な社会機構の到来を熱望している」(小林秀雄「Xへの手紙」)。

1. 関係

> 法的人格も関係を形成する主体です

> が、この当の主体自身は関係によって形成された主体です。つまり法的人格は

> 関係によって形成された主体として関係を形成するのに過ぎないわけです。

[50]

関係とは、固定された構造ではなく、媒介のことである。その実体は、個人の行動の対応様式である。関係そのものが存在するのではない。

関係を産出しつつ、それを介して行為を高度化し、関係を再生産する。

法的人格の関係は、物象の関係によって制約されていますが、この関係の矛盾とは、労働する存在の振舞いの矛盾なのです。承認し合う関係(私的)と、総体連関再生産的關係とを分離する、労働する人間の振舞です。

「人格の実体」としての関係、について、今井さんと理解のずれがあるようですが、私は、実体は、形成するものであって、人格は、自己の実体を獲得して、実在化する、と考えています。労働の人格の本質は、交換の承認によって、法的な人格として自己の規定性を獲得し、法的な人格は、社会的生産関係を資本として形成し、それと対話することで、抽象性を脱し、実在化するのです。この対話の完成が社会主義です。

2. 意思

意思の圏域。意思の生きた関係運動と、生きた意思の対象化による対象化された意思（規範）、それに媒介された生きた意思の織成す運動がこれである。社会の直接的なありようは、意思の圏域ということ。しかしこれは、いわば総体の、局所である。意思は、真相において、労働の媒介としての意思である。意思の関係は、生産の媒介の姿態として、発生する、本源的には生産の関係として、意味を持つ。生産により、総体のなかに意味を持つものだ。

類的存在とは、対象と自己との同一を対自的に媒介する、自由な人格的な存在である。人格の実在性は、関係としての人間一般ではなく、意思（意思関係）を産出するのであれ、意思（意思関係）に反省して意思を産出するのであれ、承認形成であれ、承認相関であれ、意思としての人間、意思を介して他の人間とかかわる人間、社会的意思の水準における人間、他者を介し生き生きとしている人間としての人間、である。

意思関係に据わらない人格とは、そもそも人格ならざるもの、でしょう。浅川さんが、
> [*1] 〈人格〉という言葉は、〈主体的能動性〉と〈相互

承認している自

> 己意識〉という二つの意味を持っています。（注意！後者のほうには前者

> が契機として含まれています。

[55]

と述べていらっしゃると思います。

3. 人倫

共同体的な、人格的依存においては、掟のような自然発生的な主体的でない意思ならざる意思、王や神の意思、個人に先行する共同体、という形を持った社会的生産がなりたつ。人格は屹立せず、個人は共同体の分枝。これも、非人格的。ここでの個人こそ、関係のアンサンブルにすぎない、共同体の手足である。労働の意思的媒介の直接態。

個人が個人として関係脱却的に解放されるのは近代である。人格（個別）と物象（普遍）とが分岐するのは、商品生産、近代である。

4. 商品論世界の構造からして、労働内の人格、賃金労働者の人格が予め先行してあるのではない。[51] の9の補足。

> 俺自身、まだきちんと整理することができて

> いないのですが、認識主観が現行版『資本論』のような

> 手続きを経ることができるのは、単純商品流通がその完

> 結性の真っ只中で疎外の発生的関連を通じて自己の非完

> 結性をも現実的に表示しているからだと思うのです。

[50]

システムは、再生産によってシステムであり、商品はシステム化するには、商品が前提を措定する。商品が自己の前提・諸条件を措定する。これがシステム発生。不断の再生産。マルクスの商品も、我々が買う商品も、同じ今である。

自己＝総体＝完結の突破プロセスが資本論でしょう。

交換が生産物を商品として対置。交換が人間を自由人として対置。

この対置を生産が再生産することで、この対置は、在る。生産が生産物を商品として生産し商品は、在る。

私的労働は、私的かつ社会的、人格的かつ人格的でない労働であり、その存立は、法的人格（個別）と物象（総体）の分離により媒介される。

交換は、外部の生産を想定するという仕方で生産に依拠し、生産は想定されたものとして、その実在性は、リアルな姿は、交換である、という仕方で存立。

交換の措定する人格は生産の姿。

労働内は想定されたものという存在局面であり、商品世界は非完結である。

マルクスの「物象の人格化と人格の物象化」は、少なくとも、直接には、交換に先立って生産の中で賃労働者の人格、労働者階級の人格が立てられ、それが疎外される、という意味ではない。私的生産の個普の分離、人格に制御されない物象的生産、人格同士をつなぐ関係だが人格の関係として形成されるのでなく、非人格の関係として形成される生産の関係。資本の根拠は、労働の自己内対立だが、展開するのは、私的社会的の矛盾の高次化としてである。

商品論は類的本質まだリアルでない。

5. 人格と法的人格

浅川さんのつぎの記述、そのとおりだとおもいます。

- > [*1] 〈人格〉という言葉は、〈主体的能動性〉と〈相互承認している自己意識〉という二つの意味を持っています。（注意！後者のほうには前者
- > が契機として含まれています。）となると、「物象はどこで人格化するか？」
- > ところ
- > が、「物象の操り人形」でしかない」と見えたその姿こそ見せかけで、労働する
- > 諸個人だけは、同時に本物の主体＝「類的本質の担い手《1》」なのです。だから、
- > 「自由な法的人格《2》」は、「物象の人格化としての人格《2》」に過ぎないとい
- > う浅い分析に留まってしまうと、広松氏とともに、物象に操られる不自由な人間しか
- > 見出せず、社会変革の主体を見失う[*1]。
- >
- > 「類的本質の担い手《1》」は、資本主義社会では「物象の人格化としての人格
- > 《2》」とならざるをえないにもかかわらず、依然として社会の産出を事実において
- > 担ってしまっているのです[*1]。そして他方において他人に隷属することをよしとは
- > しない存在でもあるのです。もし、資本主義社会の「類的本質の担い手《1》」が、

> 「自由な法的人格《2》」という性格を持たないとしたら、奴隷制社会の奴隷と同じ
> で、新社会の形成主体、社会変革の担い手とはなりえない[*2]。

> 今井さんが「物象はどこで人格化するか?」[*1] という問題にこだわる理由は、
> 〈主体的能動性〉は、否定的な形態ではあれ、はじめから労働する諸個人に備わって
> いるものであることを確認するためでしょう。だから、今井さんにあっては、この「本> 源的な」能動性に対置される「法的な」能動性は、能動性ではあっても物象に支
> 配されたそれ、「物象の人格化としての人格」である他はないことが強調されるので
> す。反対に神山さんが、労働する諸個人の「本源的な」能動性を強調することにも、対> 応して「法的な」を「社会的諸関係のアンサンブル」として捉えることにも慎重で
> ある理由は、労働する諸個人の能動性は、今のところまだ（つまり、資本主義社会で
> は）否定態としてしか存在しないがゆえに、当事者の自覚にもたらされるときにはつ
> ねに、法的な人格（＝相互承認している自己意識）の形式をとらざるをえないことを重
> 視するからです。どれほど、抽象的・形式的であろうと「法的な」能動性は、労働する諸個人の能動性であること、それは自覚的に社会関係を形成する能動性になりえて
> いることが強調されます。
>
> お二人とも、「物象の人格化としての人格《2》」を単なる"物象の操り人形"としか
> 見ない広松を批判します。神山さんは、「物象の人格化としての人格《2》」が、同時

> に「自由な法的人格《2》」であること強調します。そのことによって、社会を形成
> する能動性は、資本主義ではこの形態でしか存在しえず、だからこそ、労働する諸個
> 人の能動性も、この形態をとって現れるほかなく、したがって、広松が"物象の操り
> 人形"とみたものこそ労働する諸個人の能動性の特殊資本主義的な存在形態であるこ
> とを明らかにします。これに対し、今井さんは、「物象の人格化としての人格《2》」
> の発生過程を解き明かすことによって、それがじつは、労働する諸個人の能動性の否
> 定態であること直接指摘しようとするのです。
>

私も、今井さんの言う

> 正反対のもの（物象的に社会的な生産関係を指定するものと物象的に社会的な生産関係によって指定されたもの、つまり、一言で言うと、社会を指定するものと社会によって指定されたもの）が"一つのもの"（どちらも人格）であるということ的前提しています。
[50]

とおなじく類的存在の有り様を考えているのです。

> 俺自身、"神山さんがこんな風に考えているわけがないなあ"と思いながら書
> いているわけです。ですが、人格概念の展開の必要性を訴えるためには止むを
> 得ざる表現だということで、どうかお許しください。
[50]

了解してます。

- > 物象は正に人格的生産関係の物象化で
 - > あるからこそ、人格化せずにはいられない。
- [50]

そうです。

- > 神山さんの場合には、生産では人格は「あるけどない」のではなく、"ないからない"——全くない——わけです。何故ならば、神山さんがおっしゃるよ
- > うに、「承認の関係を生産では、つくれ」ない——そしてもし「承認の関係を
- > [...]つくれ」ないならば、そもそも人格は発生しない——からです。神山
- > さんの用語法では、生産における（労働による）人格の否定的な形成はすっぱ
- > りと抜け落ちてしまい、人格は交換過程での相互的承認の結果になってしまい
- > ます

- > 神山さんの場合にも、「生産において人格性が否定されている」のでしょうか
- > が、それは疎外された労働による人格の自己否定的形成ではなく、あくまでも
- > 交換過程で発生した自由・平等な私的所有者の——法的な人格の——否定だとい
- > うことになるはずです。神山さんの用語法では、「人格性」は交換過程でしか
- > 形成されないのだから、生産過程でのその否定も、交換過

程で形成されたもの

- > が生産過程で否定されるということになるはずですが。だから、こと人格論に関
 - > する限りでは（他の議論に関してはそうではないのでしょうか）生産過程と交
 - > 換過程とは全く分離したまま、交換過程で発生した人格性が交換過程から全く
 - > 切り離された生産過程で単純に否定されるということをして、「生産において人格
 - > 性が否定されていること」という表現は意味しているはず
 - > です。
 - > 俺の場合にも、生産においては正に人格が否定されているわけです。何故な
 - > らば、生産において類的本質としての人格が形成されるわけですが、但し自己
 - > からの類の疎外として否定的に形成されているからです。もちろん、神山さん
 - > と同様に俺も、生産過程での法的な人格の——抽象的自由・抽象的平等・私的所
 - > 有の——否定を強調します。しかし、俺の場合には、資本主義的生産での法的
 - > な人格（交換過程で形成された）の否定——抽象的自由・形式的平等・私的所有
 - > の否定——は、人格そのものの否定的形成の必然的な結果であるだけではな
- > [*2]神山さんの場合には、人格は労働によって措定されるのではなく、交換過程での相互的承認によって措定されるのですから、労働論と人格論との対置という図式になるのは必然的だと、俺は考えます。しかしながら、それならばそれで、何故に人格論に対して労働論を対置するということが可能なのでしょう。

> [*1]神山さんの場合には、労働論と人格論とは全く分離
> しています。何故ならば、神山さんの場合には、人格は
> 交換過程で形成されるからです。この点が俺と神山さん
> との間で最も対立する点だと思います。

[50]

「無いから無い」ではなく、猿でない、現代人類・ホモサ
ピエンスとしての、有史を成立たしめる、労働の完成された
能力（人格的能力、人格的本質）を前提して、その実在性を
問題としているのです。そうでなかったら、法的人格がなぜ
成立するのでしょうか？交換という労働の姿態が、なぜ法的人
格を立てるのでしょう。承認関係を創らなければならない
（労働の即自的社会性）が、創れない（孤立）、この媒介
が、法的人格と物象との分離として媒介されるのです。労働
の個別性の契機の実在化として法的人格が成立する。労働の
人格性の即自性から、疎外としての実在化を論じている。人
格も、交換も労働の姿として論じており、これだけがポイント
なのです。交換における法的人格の形成は、私的労働として
の「疎外された労働」が、生産の人格性を直接には構成し
ないが、交換という生産の関係の姿態において、形成する、
ということです。交換で発生した人格が、生産で否定される
ことはありません。交換における発生を問題としているので
すから。生産において労働者が予め人格性を形成するの
でなく、それは、資本が措定するものです。[51] で私が「還
帰」として捉えたところをご覧ください。労働の即自的人格
本質・交換の人格発生・労働者の人格性。

人格は労働が想定するのであって、交換は労働の分枝な
のです。

人格論は労働論の契機です。

今井さんの、類的本質＝人格、法的人格＝関係のアンサン
ブル、というわけかたのほうが、交換を労働から分離してい

るようにおもわれます。

類的本質は、即自性。実在化は、法的人格として。これ
が、陶冶される。労働する存在の、労働の人格性の、人格的
労働の、類的存在（自己と対象の同一の自覚的媒介）の、疎
外。私的生産。

> 社会的

> 関係とは全く別に"人格なるもの"が実存しているなど
> ということを主張するつもりは、俺には全くありませ
> ん。(a)現代的社会では、人格は類的本質でありなが
> ら、しかし物象の人格化（社会的諸関係のアンサンブ
> ル）としてしか実存し得ません。だからこそ、類的本質
> と社会的諸関係のアンサンブルとは（全く分離してはい
> るが）"一つのもの"であるわけです。だからこそま
> た、人格は自己矛盾であるわけです。(b)物象の人格化
> を全く別にしても、そもそも、現代的社会では、諸人格
> の関係は諸物象の関係としてしか実存し得ません（人格
> の物象化）。寧ろ、物象化しているということこそは、
> 人格が類的本質であるということを指し示しています。
> 。

[50]

今井さんも、労働者階級の人格が予めあるとは考えていない
はずです。今井説も、人格 a＝人格 b、とするし、人格 a は潜
伏、という理解ではないでしょう。

> 人格 a（類的本質）－矛盾 1→物象－矛盾 2→人格 b（ペルソナ）

>

> ┌──┐
> │ 人格の物象化と物象の人格化と │
> └──┘
> の矛盾

> すなわち、人格と物象との矛盾と言っても、それは人格 a と人格の物象化との
 > 矛盾（矛盾 1）と、物象と物象の人格化との矛盾（矛盾 2）とに分かれ、その全
 > 体を直接的に統一しているのが物象の人格化と人格の物象化との矛盾であると
 > 考える次第です[*1]。で、神山さんが「自由な法的人格と物象との矛盾」と述
 > べているのは矛盾 2 のことだと解釈します。更にまた、神山さんは、人格の物
 > 象化というフレームワークについてはこれを捨象するはずですから、神山さん
 > の場合には人格と物象との矛盾は「自由な法的人格と物象との矛盾」以外には
 > ないのだと解釈します。すなわち、神山さんの場合には、人格論のフレームワ
 > ークからは矛盾 1 は捨象される（他のフレームワークからは捨象されないので
 > しょうが）と、俺は想定します[*2]。
 >
 > [*1]マルクスが何を想定して「人格の物象化と物象の人格化との対立」に言及しているのか、俺には今一つよく
 > 解りません。だから、俺のフレームワークがマルクスのそれと同じであると主張するつもりは俺には全くありま
 > せん。もしかしたら全く別ものであるのかもしれない。しかも、物象は人格の物象化の結果であり、人格 b
 > は物象の人格化の結果である以上、マルクスが言及している「人格の物象化と物象の人格化との対立」は矛盾 2
 > だけを指しているかのようにも見えます。しかし、マルクスが少なくとも神山さんがおっしゃる「自由な法的人格と物象との矛盾」だけを想定しているのでは決してな

> ということでは確実だと思います。そうでなければ、流通手段で恐慌の可能性について述べるところで、「使用
 > 価値と価値との対立、私的労働が同時に直接的に社会的な労働として表示されなければならないという対立、特
 > 殊的な具体的労働が同時にただ抽象的・一般的労働としてのみ妥当するという対立」（KI (2. Auflage),
 > S.138）と並んで「商品に内在的な対立」（ebenda）としてこのタームを用いたりしないでしょう。ここでは、
 > 俺は（マルクスと同じであるのか不明ですが）"物象化の過程そのもの（矛盾 1）と人格化の過程そのもの（矛盾 2）とが矛盾するのだ"という意味で、このタームを用いておきます。

[50]

法的人格は、物象の人格化で、関係に規定されたもの。労働者は、関係を産出す自由な主体。

> さて、法的人格は法的人格を獲得した後も、何百回何千回と相互的承認を繰り返すでしょうが、やはりそのたびごとに、法的人格は法的
 > 的人格としての資格においてではなく、「商品の行動として自己の行動をする
 > 疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」をもっている主体としての
 > 資格において、自己を法的人格として再規定する——しかも他の主体（＝取引
 > 相手）による承認を通じて再規定する——わけです。

[50]

相互承認は、自己がする、他人に反省的な自己の規定性の獲得です。商売のたびに、再生産されるのですが、法的人格

は、いったん成立したら、交換から自立化して、交換に先立って、諸個人が獲得済みのものとして現れるのです。貨幣を介した商品流通の展開において、交換に先立ち、諸個人は法的人格です。

> 山本広太郎さんが強調しているように、マルクス人格論とヘーゲル

> ル人格論とは鋭く対立すると、俺は考えています。神山さんはよくご存じのよ

> うに、『精神現象学』では、人格が俎上に上るのは法的状態において——つま

> り法的人格として——です。だからこそ、ヘーゲルにとっては人格は「抽象的

> 普遍」でしかないもの、ペルソナでしかないもの、社会的諸関係のアンサンブル

> ルでしかないものになってしまうわけです。このようなことが生じるのも、ヘ

> ーゲルが人格の物象化と物象の人格化との対立軸を見ていないから

> だ[*1], [*2]と、俺は考えます。要するに、人格の物象化と物象の人格化とが

> ヘーゲルの場合には未分化なものであると、俺は考えるわけです。

53

> そう考えると、マルクス人格論が「ヘーゲル所有論を引継いで」いるという

> 部分にも限定が必要だと思うのです。「所有論」云々という箇所から判断する

> と、ここで神山さんが言及しているマルクス人格論とは法的的人格論のことであ

> る（つまり類的本質論は捨象されている）と解釈されま

す。

53

所有論だけというのは、訂正します。現象学の、人倫（実体）、法的状態（個別。実体喪失。個が実体）、疎外された精神（疎外としての実体形成）、個別と実体との合致としての宗教、絶対知、という、直接性、疎外、媒介的統一というながれを、資本論はふまえています。しかし、今井さんもおっしゃるように、法的人格そのものは、ヘーゲルは低い評価を与えています。マルクスは、ちがうとおもいます。

6. 資本主義の入口と出口

入口は商品論世界である。

出口はこの帰結である。資本主義の展開は、生産に疎遠な人格の孤立性（抽象的私的所有、抽象的国家）を止揚しつつ、総体連関においては、それらを非人格の力に意味転換し、資本主義に留まる。社会的生産の連関は、物象的に作動し、人格、国家、市場、等の形態を否定的に貫く。総体連関を人格的連関に意味転換し、これらの形態の対立性を止揚することが社会主義。形態の破壊ではない。

総体連関は、人格の関係として形成されていない。総体連関は、生産の関係として、非人格の関係、物象の関係として形成されている。生産の力を吸収し作動する物象の連関であり、人格の関係から脱落したものである。

自由な私有財産制において生まれた人格性は、その内部論理では、外の論理（物が主体、人間は奴隷）を許さない総体性である。しかし、リアルな総体性は、総体産出的な生産を含んだ物象の運動に貫かれており、人格性は、スポットであ

り、自己の根拠を自ら再生するのではなく自己の外部に依拠しているが、自己の論理で架空の根拠をもつイデオロギー的なものである。総体性は資本の社会的生産の連関。

> 法的人格も関係を形成する主体です

> が、この当の主体自身は関係によって形成された主体です。つまり法的人格は

> 関係によって形成された主体として関係を形成するのに過ぎないわけです。

(50) というのは、生産の関係によって、人格の関係が限界づけられ、対立するというように私は、読み替えます。

自由な人格、社会的意思という領域の限界が、資本という生産。自由な人格は、総体的なもの、自己であり、外部を否定するものだから、資本という生産に対峙して、経験可能な主体である。

企業、国家という自覚的制御の形態も、スポットである。全体としては制御されていない。総体連関は、世界市場の物的連関として生きている。

世界市場を諸人格の合意・理性の連関の論理に即して制御することが社会主義である。

私が意識している点のうちいくつか挙げると。

私は、社会主義の「客観的条件」(社会化)と「主体的条件」(労働者階級の自覚)という枠組を取らない。直接的に労働する諸個人の連帯を、軽視しているわけではない。客観はできたが、主体はまだ、という左翼の議論は、「狼が来た」といつも叫んでいる少年と同じだから。客観ができてしまったら、支配システムと根拠の異なる世界が潜在的に完成した、という、絶対知の想定。主体形成の道徳的主張。

法的人格の捨象としての、労働者の疎外革命という議論

は、道徳論である。

労働者個々人が全員、高次の意識に媒介される、経験する、とは考えない。それができれば、すでに社会主義なのである。存在総体の自己否定としてのみ(自己とは総体である)システム転換はある。総体は、労働という発生点と、自由な人格とを含んでおり、この自己否定論は、道徳的な階級の自覚でもなく、人間抜きで勝手に進化するという生産力主義、自動崩壊論でもない。

労働者階級や工場=共同体への期待や思い入れからではなく、生産のあり方から媒介することのみである。

> 真実態においては、(a)人格は具体的普遍ではなく、抽象的普遍である。

> (b)相互的承認(=関係)の方が実体であって、これに対して人格の方は、承

> 認関係のアンサンブル、この実体の形態——この実体によって指定された形

> 態、仮面、ペルソナ——である[*5]。(c)つまり人格は法的人格、抽象的人

> 格、(通常の言い方では)"近代的人格"、"疎外された自己意識"以外には

> あり得ない(人格・法的人格)。ここで、その他の雑多な、人格という用語で

> 呼ばれているもの(例えば、今井によって人格と呼ばれているもの)も、以下

> の(d)、(e)のような仕方では法的人格に包摂され得る。(d)歴史的なシステムに

> 即しては、ヘーゲルが言う「人倫性」の世界(マルクスが言う資本主義的生産

> に先行する歴史的諸形態、人格的依存の状態)では厳密な意味では人格はあり

> 得ない[*6]し、共産主義社会でも厳密な意味では人格はあ

り得ない[*7]。

58

真実態は、社会的生産を自己のものに包摂した人格、法的人格の抽象性を止揚した、社会的媒介を形成し終えた人間です。法的人格の、自己性、社会形成性が社会的生産を自己のものにした、完成した類的本質です。社会主義こそ、生き生きとした相互承認の世界でしょう。社会主義こそ、資本（社会的生産）と法的人格（個人）との無媒介な統一の世界から脱却した、個人が自己の媒介として社会を形成し終えた社会、人間が自由な人格として振舞う世界でしょう。資本主義は、自由な人格として振舞える世界が、局所的に実現し、自由な人格として振舞えない世界を産出している、分裂した世界です。社会主義は、人格的・労働が総体システムになることです。[51]の12以下ご覧ください。

7. 広松といわず、意識の物象化論について

> 第一に、ちょっと細かい点ですが、俺の用語法では「人格性」は「対象における実在」ではなく、あくまでも「自己における実在」です。「対象における実在」というのがちょっとよく解りにくいのですが、俺の場合には対象的に振舞っている>限りでの自己は人格ではありません。物象の人格化は、いかに物象の人格化であろうとも、それでもやはり自己の行為を行う主体です。

(50)

意識経験学は、認識の振舞いに相関する対象を、認識の振

舞いの相関物から、対象それ自身の自己における対象、対象自身に、つまり、存在自身に即した存在に転換する。ヘーゲルは、自己意識論において自己意識の対象を他の自己意識に求め、自己意識の実体として、自己意識の相互の関係が形成されないことには、認識不可能、という路線を敷いてしまった。

広松の当事者は、このヘーゲルの破綻構造と等しく、意識する存在であり、存在に拘束され存在を知り得ない意識であり、対象は、意識に相関したもの、対象を知るのは、観察者「学知的第三者」であり、こいつの問題意識に相関して対象は真をあらわす。認識主観と認識対象という相関。

これに対し、マルクスは、存在する自己としての労働する自己を介して、存在自身を知る。認識主観を存在する主観に転換し、認識対象を存在する対象それ自身に転換し、対象は存在という資格、自己という資格をもって立てられている。

広松は、社会を自己のものとしないと、認識対象を自己のものにできない構造になっている。

以上を意識して、「対象」という言葉を使っています。

[ism-study.60] Re: Arbeit und Person

投稿者： 今井 祐之
投稿日時： 1999/09/14 21:25:09
修正日時： —

元発言

表題： [ism-study.59] Arbeit und Person
投稿者： 神山 義治
投稿日時： 1999/09/13 20:48:04

コメント

表題	投稿者	投稿日時
[ism-study.61] Re: Arbeit und Person	神山 義治	1999/09/15 01:27:27

[ism-study.62] Re: Arbeit und Person	神山 義治	1999/09/15 12:01:02
--------------------------------------	-------	---------------------

神山さん、ISM研究会の皆さん、今井です。神山さんには毎度毎度、俺の駄話にお付き合いいただいて、苦勞をおかけします。

うーん、どうも俺の頭が悪すぎるせいか、神山さんの理論の解釈にますます自信がなくなってきました。前回の解釈（ヘーゲル人格論の批判的継承）には結構、自信があったのですが。

「1. 関係」について

> 「人格の実体」としての関係、について、今井さんと理解
> のずれがあるようですが、私は、実体は、形成するもので
> あって、人格は、自己の実体を獲得して、実在化する、と考
> えています。労働の人格的本質は、交換の承認によって、法
> 的人格として自己の規定性を獲得し、法的人格は、社会的生
> 産関係を資本として形成し、それと対話することで、抽象性
> を脱し、実在化するのです。この対話の完成が社会主義で
> す。

神山さんの場合には、「人格の実体は、承認である」以上、人格は承認の形態なのでしょう。そうだとすると、やはりそもそも人格というものは関係のアンサンブルなのだということになるように思われるのですが。

俺の考えでは人格の「実体」は承認ではなく類的本質であるということについては、既に述べました。法的人格に即して言うと、資本主義社会ではこの「実体」を獲得することはできないわけです。この「実体」を獲得したら法的人格は消滅してしまいます。すなわち、俺の考えでは、資本主義の枠内では、法的人格は実体獲得することができず、だからこそ抽象的普遍であるわけです。しかしまた、類的本質という実体を獲得すべきものであり、だからこそ自己矛盾であり、自己を止揚する変革主体になるわけです。とは言っても、ここでは、果たして神山さんの場合に、「人格の実体は、承認である」という神山さんご自身のお考えが神山さんの実体獲得の理論に整合的であるのかどうかということだけを問題にします。

(a) 「人格は、自己の実体を獲得して」と言う場合の「人格」とは法的人格ではなく、「労働の人格的本質」を指すのですよね。そして、「労働の人格的本質」は人格ではないのですよね（何故ならば、交換過程——労働過程から区別される限りでの相互的承認の結果として措定されるわけではなく、従って法的人格ではないのですから）。そうだとすると、神山さんの場合には、法的人格は承認という「自己の実体を獲得し」ないような気がするのですが。もし神山さんご自身が書いているように——「労働の人格的本質は、交換の承認によって、法的人格として自己の規定性を獲得」するのであれば、そしてもし人格が優れた意味において法的人格である（つまり「労働の人格的本質」・人格）ならば、「人格の実体は、承認である」ということにならないと思うのです。(b)これに対して、「法的人格は、社会的生産関係を資本として形成し」というのが法的人格による自己の実体の形成だと思うのですが、「社会的生産関係を資本として形成」するということをもさか相互的承認とは呼ばないでしょう。従って、ここでも「人格の実体は、承認である」ということにならないと思うのです。やはり、神山さんの理論に即しては“人格・法的人格”という定式——あるいはヘーゲル人格論の継承——が相応しくないような気がします。寧ろ、神山さんの理論に即しては、人格とは「労働の人格的本質」であり、この人格＝「労働の人格的本質」が交換過程での相互的承認によって法的人格として「自己の実体を獲得」するのであり、従ってこの「人格〔＝「労働の人格的本質」〕の実体は、承認である」——と述べる方が俺にとってはまだ対立点がすっきりするのですが。

「3. 人倫」について

> 共同体的な、人格的依存においては、掟のような自然発生
> 的な主体的でない意思ならざる意思、王や神の意思、個人に
> 先行する共同体、という形を持った社会的生産がなりたつ。
> 人格は屹立せず、個人は共同体の分枝。これも、非人格的。
> ここでの個人こそ、関係のアンサンブルにすぎない、共同体
> の手足である。労働の意思的媒介の直接態。
> 個人が個人として関係脱却的に解放されるのは近代であ
> る。人格（個別）と物象(普遍)とが分岐するのは、商品生

>産、近代である。

これが俺と神山さんとの間で鋭く対立する点なのでしょう。資本主義的生産に先行する共同体でも、もちろん現実的人格は「関係のアンサンブル」なのですが、関係のアンサンブルが関係のアンサンブルとして自立化・純粋化するのには資本主義社会においてだと、俺は考えるのです。人格的依存の関係から脱却するということによって、人格は物象の人格化として、物象的な社会的関係のアンサンブルとして現実化します。だから、俺の場合には、「関係脱却的に解放される」ということによって初めて、「関係のアンサンブル」であるということがクリアになるのです。類的本質から物象を媒介にして現実的人格が社会的関係のアンサンブルとして分離されるということによって、初めて現実的人格が社会的関係のアンサンブルとして主体化するのです。資本主義的生産に先行する共同体では、社会的諸関係のアンサンブルとしての個々人どころか、社会的関係そのものが主体として現れているわけです。「共同体の手足」である限りでは、主語は共同体になってしまい、「人間の本質」——これはフォイエルバッハにおいては共同体ではありませんよね——にはならないと思うのです。だからこそ、——ここでももちろん個々人は現実性においては人格であり、また社会的諸関係のアンサンブルなのですが——、個々人が人格として“妥当”するのかどうかということは偶然的です。資本主義的生産に先行する共同体も——未熟ではあっても——自己疎外的な世界なのですが、共同体での個々人を見ても、物象化するべき人格（これはアンサンブルではない）と物象の人格化としての人格化（これはアンサンブル）とがごった煮になっちゃって何がなんだかさっぱり解らないわけです。

「人格（個別）と物象（普遍）とが分岐する」というのは俺の場合には人格の物象化と物象の人格化とが「分岐する」ということを意味しています。正にこの「分岐」によってこそ、現実的人格は物象的關係の人格化として、社会的諸関係のアンサンブルとして主体的に振る舞い得るようになるわけです。人格の物象化と物象の人格化とが未分化である限りでは、個々人は、人格的な社会的諸関係そのものの中に埋没してしまって、物象的な社会的諸関係のアンサンブルとして主体的に振る舞いにくいと俺は考えているのです。物象化と人格化とが「分岐」して初めて、つまり物象化を媒介にして初めて、個々人は社会的諸関係のアンサンブルとして「関係脱却的に」振る舞い得るのだと、俺は考え

ます。

これはこれまでに何度も俺が引用してきたフォイエルバッハ・テーゼの第6テーゼの理解とも関わっています。しつこいようですが、そこでマルクスは、「その現実性においては、人間の本質は社会的諸関係のアンサンブルである」（Thesen, S.6）と述べています。神山さんの上記引用文では、この命題は寧ろ「共同体的な、人格的依存」にこそピッタリと当て嵌まるのだということになります。なにしろ、「ここ [=共同体的な、人格的依存] での個人こそ、関係のアンサンブルにすぎない」わけですから。

これに対して、俺は第6テーゼを『資本論』第1巻初版序言での規定と絡めて理解するのです（この点で神山さんとは恐らく解釈が対立するのでしょう）。これも既に引用したところですが、もう一度引用しましょう。——「個々人は主観的には諸関係をどんなに超越しようとも、社会的には依然として諸関係の被造物なのである」（KI (1. Auflage), S.14）。言うまでもなく、これは資本主義社会のことを指しています。ひよっとすると、神山さんは、フォイエルバッハ・テーゼにおける「人間の本質」に「個々人」だけではなく、共同体も含まれていると解釈しているのかもしれませんが、しかし、『資本論』第1巻初版序言を見るとよく解るように、あくまでも主語は個々人です。まあこれは第1巻初版序言による第6テーゼの類推的解釈であってなんの論証にもならないのですが、フォイエルバッハ・テーゼの第6テーゼも資本主義社会における個人のことを念頭に置いているのだと、俺は考えます。フォイエルバッハ・テーゼの解釈には異論があるのかもしれませんが、『資本論』第1巻初版序言では、資本主義社会での「個々人」が「諸関係の被造物」であるということ——すなわち(a)「諸関係の被造物」が資本主義社会を想定しているということ、(b)「諸関係の被造物」の主語が「個々人」（共同体ではなく）であるということ——を、マルクス解釈として確認しておきたいと考えています。

さてさて、ここで、マルクス解釈から離れて、俺自身の見解の提示に戻ります。俺の考えでは、共同体ではなく個々人が社会的諸関係のアンサンブルであるのは、正に、物象化と人格化とが分離したからでした。そうだとすると、『資本論』第1巻初版序言からの上記引用文についても、「個々人は主観的〔・主体的〕に〔……〕諸関係を〔……〕超越」ということと、「社会的〔・客観的〕には依然として諸関係の被造物なのである」ということとはメダルの表裏であるということになります。個々人の私的・主観的・人格的な振る

舞い（＝関係を超越しようとする振る舞い）が諸個人の社会的・客観的・物象的な関係被規定性から切断されているからこそ、却って逆に、諸個人の社会的・客観的・物象的な関係被規定性が純粋に現れるのだということになります。——とまあ、神山さんとは正反対ですが、俺はこのように考えているのです。

「4. 商品論世界の構造」云々

>自己＝総体＝完結の突破プロセスが資本論でしょう。

いや全く、おっしゃる通りです。ですが、資本が突破するということについては多くの人々がこれを認めているのです（もちろん、宇野理論——世界資本主義論は除く——のようにこれを認めていない人たちもいます）。佐藤金三郎さんだってバックハウスだって、多分、これを認めるでしょう（完結した商品流通の世界と完結を突破する資本主義的生産の世界との二層構造）。俺が問題にしているのは、単純商品流通の世界が完全に完結していてそれに対していきなり資本が完結を突破するものとして現れるのかということなのです。既に何度も繰り返して述べているように、俺の考えでは——とは言っても、全然、展開することができないのですが——，“単純商品流通は自己自身の根拠を包摂していないとは言っても、やはり疎外された世界なのだから、疎外の発生的関連において完結の破綻を提示するのではないか。そして、これこそが貨幣の資本への転化の問題なのではないのか”ということなのです。

「5. 人格と法的人格」

>私も、今井さんの言う

>

>> 正反対のもの（物象的に社会的な生産関係を措定するもの

>と物象的に社会的な生産関係によって措定されたもの、つま

>り、一言で言うと、社会を措定するものと社会によって措定

>されたもの）が“一つのもの”（どちらも人格）であるという

>ことを前提しています。

> [50]

>

>とおなじく類的存在の有り様を考えているのです。

うーん、神山さんの場合には、法的人格と類的本質は全く別ものであり、前者は人格、後者は人格ならざるものである——このように俺は解釈していたのですが。これに対して、俺の理論的なポイントは、あくまでも類的本質も物象的人格化としての人格も法的人格も“一つのもの”であるという点にあるのです。だからこそ、人格は類的本質として生産過程において自己否定的に措定されるのです；商品所持者は交換過程に出てきた瞬間に既に人格なのです；相互的承認はこの人格が行う自己の現実化——但し自己疎外的な現実化——なのです。だからこそまた、現実的人格は自己矛盾を意識するのです。

>交換で発生した人格が、生産で否定される

>ことではありません。交換における発生を問題としているの

>ですから。

おっしゃる通りです。“[ism-study.52] Re^2: Questions About "Person"”（1999/09/05 22:22）における——

> 神山さんの場合にも、「生産において人格性が否定されている」のでしょう

>が、

で始まる段落、および次の段落は“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"”（1999/08/21 18:28）における神山さんの——

>私的諸労働とは、生産共同体がない、生産の共同意思的媒介がないということ、という

>こと、生産において人格性が否定されていること、です。

に対するコメントとしては誤りでした。取り消します。

>交換は労働の分枝なの

>です。

了解いたしました。これは俺の不注意でした。それでは次のように言い換えましょう。——神山さんの場合には、労働の分枝としての交換においては人格はあるが、交換から区別される労働そのものにおいては人格はないからない（全くない）のだ、と。

>人格論は労働論の契機です。

うーん、既に述べたように、俺の場合には「人格論は労働論の契機です」。これに対して、神山さんはヘーゲルを批判的に継承して人格論を私的所有論として展開しようとしているのでは？ もし、神山さんの場合に「人格論は労働論の契機で」あるならば、——

>今井説では、人格論が中心で、広松に労働論が不在であ

>ることは、正面きっては展開されておらず、それが分りにくいところなのかなと思います

>。

という俺に対する批判は無意味になってしまうような気がするのです。だって、ここでは、神山さんご自身が「人格論」と「労働論」とを別々の問題領域として区別してしまっているのですから。これに対して、俺は——固有人格論の問題領域を認めながらも——人格論は類的本質論に、従ってまた労働論に基づかなければならないとコメントしているわけです。

もし『資本論』体系は労働論の展開であるという意味で神山さんが「労働論」という用語を用いているのであれば、これはもう、おっしゃる通りです。なんの異論もありません。但し、もしそのように「労働論」が広義に用いられるならば、そもそも人格論などという独自の「論」も消え去っています。

>生産において労働者が予め人格性を形成するので

>なく、それは、資本が措定するものです。[51] で私が「還
>帰」として捉えたところをご覧ください。労働の即自的人格

>本質・交換の人格発生・労働者の人格性。

第一に、この「資本が措定する」というのは、相互的承認によって措定するのではないような気がするのですが。と言うのも、「労働者の人格性」が承認されてしまうと、共産主義になっているような気がするからなのです。もしそうであるならば、“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person” (1999/08/05 23:29) の中での——

>この自己を自己として、この物を自己の物として、行動する

>のは、「人間」の契機であり、もちろんそれは、対他的関係を予定してお

>り、完結しないわけですが、承認に相関した規定が「人格」である、こう

>私は、かんがえてみているわけです。

という発言、また、“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About Person” (1999/08/05 23:29) の中での——

>神山説は、人格に、承認性を不可欠に考えてみている。

という発言と、どのような関連があるのでしょうか？ 俺が神山さんの“人格・法的人格”という理論を批判するのも、資本の生産過程における人格形成が承認なしに行われ、しかし——いや、だからこそ——承認を当為として成立させるからなのですが。上記の二つの引用文をそのままに解釈すると、神山さんの場合には、生産過程における人格の否定的形成は“人格以外の主体の否定的形成”になってしまうはずなのですが。

第二に、「労働の即自的人格本質」の発生は何故に人格発生ではないのでしょうか。神山さんの「還帰」なのですが、俺が“[ism-study.41] Re^4: A Confirmation About Person [PS][Resent]” (1999/08/06 20:50) で描いた道程と似ているようで、結論が違う以上どこかが違うのでしょうか、どこが違うのか、今一つはっきりしません。「還帰」である以上は、資本の生産過程から反省してみると、前提されていた「労働の即自的人格本質」を「労働者の人格性」として措定したのですよね。そうだとすると、資本の生産過程から反省してみると、「労働の即自的人格本質」＝「労働者の人格性」ということになる

(正に還帰) と思うのですが。

>今井さんの、類的本質＝人格、法的人格＝関係のアンサンブル、というわけかたのほうが、交換を労働から分離しているようにおもわれます。

いや、あのう、俺はそういう「わけかた」をしていないような気がするのですが。この解釈では、法的人格が人格ではなくなってしまうような気がします。まあ、俺の場合には、類的本質が自己の諸契機を自立化させるという点では、類的本質と法的人格とは「わけ」られています。法的人格が類的本質の現象形態であるという点では類的本質と法的人格とは“一つのもの”です（だからこそ自己矛盾なのです）。「わけ」られたものとして現れるのか、“一つのもの”として現れるのかということは場面場面が違うのであって、人格の物象化と物象の人格化（法的人格はその一形態です）との間での“人格”の区別性を考える時には、「わけ」て考えないとしょうがないわけです。でも、この点はお互いの考え方の相違としましょう。問題は神山さんご自身の理論における整合性です。

既に述べているように、俺は「法的人格＝関係のアンサンブル」としての人格だと考えています（この点では、俺はヘーゲルと全く同じです。違うのは、“法的人格・人格”であるのか、“法的人格＝人格の現象形態”であるのかという点です）。法的人格に限らず、物象の人格化としての人格（俺の場合には私的所有者としての抽象的人格だけではなく、生産過程でリアルに現れる資本家も労働者も、商品所持者も貨幣所持者も総て物象の人格化であるということにご留意ください）は総て「関係のアンサンブル」だと考えています。以下の発言を見る限りでは、神山さんもそう考えているとしか思えないのですが。

――
>法的人格は、物象の人格化で、関係に規定されたもの。

もし「関係に規定されたもの」であれば、それは社会的諸関係のアンサンブルであるような気がするのですが、それとも別の区別基準を神山さんはもっているのでしょうか。ひょっとすると、「関係に規定されたもの」と「関係のア

ンサンブル」とは違うものなののでしょうか。あるいはまた、ひょっとすると、神山さんは類的本質もまた「関係のアンサンブル」なのだと考えているのでしょうか（確かに類的本質も物象の人格化としては「関係のアンサンブル」なのですが、上記の図式は関係形成と関係とが分断されて現れているということを示しているのです）。ちょっと俺には解釈不可能です。

「交換を労働から分離している」というのもちょっと解りにくいところです。現代的な社会の発生的関連では交換が労働の遥か彼方にあるという意味では、交換過程での法的人格の発生と労働過程での類的本質の発生とを俺は分離しているわけであり、その限りでは確かに俺は「交換を労働から分離している」と言ってもいいと思います。これに対して、法的人格が類的本質の現象形態であるという意味では、交換過程で発生する法的人格と労働過程で発生する類的本質を“一つのもの”として俺は把握しているわけであり、その限りでは俺は「交換を労働から分離してい」ないとも言ってもいいと思います。実際にまた、神山さんも、例えば、“[ism-study.51] Versachlichung der Personen” (1999/09/05 19:17) の中で、――

>生産から分離した交換において人格が成立つ

と述べているときには、「分離」の場面に言及しているはずですが。

>今井説も、人格 a＝人格 b、とする

うーん、「今井説も」と書かれています。神山さんにとっては、人格 a（類的本質）も人格 b（物象の人格化としての人格一般――法的人格はその抽象的実現形態――）も人格ではないのでは？ 神山さんにとっては、交換過程で承認された人格、つまり法的人格だけが人格なのでは？ そうでなければ、どうしてあんなに商品所持者が交換過程に現れただけではまだ人格ではないということに、神山さんがこだわっていたのかよく解らないのですが。どうも俺の頭が悪いせいか、以前の投稿との関連がよく解らないのですが.....

>相互承認は、自己がする、他人に反省的な自己の規定性の
>獲得です。商売のたびに、再生産されるのですが、法的人格

>は、いったん成立したら、交換から自立化して、交換に先
 >立って、諸個人が獲得済みのものとして現れるのです。貨幣
 >を介した商品流通の展開において、交換に先立ち、諸個人は
 >法的人格です。

ちょっと言わんとするところを正確に掴みかねているのですが、取り敢えず、上記引用文は「獲得済みのもの」が「商売のたびに、再生産される」際に、「自己規定」が行われるということの意味するのだと解釈しておきます。「獲得済みのもの」として現れるということはもうおっしゃる通りなのですが、法的人格が相互承認の結果（産物）であるということには、なんの変わりもないと思います。で、発生的関連においては、「相互承認は、自己がする、他人に反省的な自己の規定性の獲得です」という部分について、神山さんの場合には、「他人に反省的な自己の規定性」が法的人格であるのに対して、「自己」というのは法的人格でも人格でもないのですよね。
 “[ism-study.26] Re.”（1999/08/04 20:42）の中で神山さんご自身がおっしゃっているように、——

>人格だから、相互承認できる、というのが今井さんで、商品の行動とし
 >て自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格、ゆ
 >えに、というのが私です

というわけです。俺が問題にしているのは、正にこの点なのです。神山さんの場合には、発生的関連において当事者が（物象の人格化としての）人格という資格で承認するのでない（つまり人格の自己規定ではない）以上、「商売のたびに、再生産される」場合にも当事者は（物象の人格化としての）人格という資格で承認するのではないように思われるのです。それならば、人格が自己規定であるというのは、神山さんに即してはおかしい——そうではなく、「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」をもつ当事者（まだ人格になっていない当事者）の自己規定である——のではないのかと、俺は考えたのです。神山さんの場合にも俺の場合にも法的人格は相互承認の結果であって、その限りでは相互承認によって規定されたものでしょう。発生的関連においては「自己規定」する主体は法的人格ではな

いでしょう。神山さんの場合には、法的人格が「自立化して、交換に先立って、諸個人が獲得済みのものとして現れる」としても、「自己規定」においては法的人格は人格という資格においてではなく、「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」をもつ当事者という資格において自己規定すると、俺は解釈したのです。「再生産」（交換の繰り返し）においては、「自立化し」た法的人格が自己規定するのですが、法的人格として自己規定するのではなく、「商品の行動として自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格」をもつ当事者として自己規定すると、俺は解釈したのです。この解釈は間違っているのでしょうか。

>しかし、今井さんも

>おっしゃるように、法的人格そのものは、ヘーゲルは低い評価を与えています。マルクスは、ちがうとおもいます。

いや、根本的な問題は、ヘーゲルが“人格とは法的人格のことでしかない”と考えているということだと、俺は思うのです（「低い評価 [を] 与えて」いるのはこれの系論です）。とは言っても、これまでの神山さんの投稿に見られる神山さんの人格概念とヘーゲルの人格概念とは“人格・法的人格”という点で同じなのだろうと、俺は解釈していたわけです（但し「低い評価 [を] 与えて」いるのかどうかという点で、理論の全体像においては——つまり概念の問題を別にすると——両者は大いに異なるのでしょう）。実際にまた、“[ism-study.58] On Hegelian Concept Of Person”（1999/09/11 04:46）の注[*3]で俺が引用したように、どうも神山さんもヘーゲルの人格概念を継承しているとしたか解釈され得ないのです。

けれども、今回の投稿を見る限りでは、共産主義でも人格が残るというのですから、“人格は抽象的普遍である”ということにはならないような気がするのです。でも、そうだとすると、前回の投稿で、何故に神山さんがヘーゲルからああいうやり方で引用をしたのか、ちょっと俺には解釈不可能です。

「6. 資本主義の入口と出口」

>真実態は、社会的生産を自己のものに包摂した人格、法的

>人格の抽象性を止揚した、社会的媒介を形成し終えた人間で
 >す。法的人格の、自己性、社会形成性が社会的生産を自己の
 >ものにした、完成した類的本質です。社会主義こそ、生き生
 >きた相互承認の世界でしょう。社会主義こそ、資本（社会
 >的生産）と法的人格（個人）との無媒介な統一の世界から脱
 >却した、個人が自己の媒介として社会を形成し終えた社会、
 >人間が自由な人格として振舞う世界でしょう。

そうすると、「抽象的普遍」である「優れた意味における人格」は共産主義
 ではなくなくなってしまうのでしょうか？ それとも、「抽象的普遍」と「優れた
 意味における人格」とは実は別物だったのでしょうか？「抽象的普遍」は間違
 いなく法的人格のことでしょう。自由な個性が「抽象的普遍」にとどまるは
 ずがありませんから。ひょっとすると、これに対して、「優れた意味における
 人格」は、交換過程においてであろうと、労働そのものにおいてであろうと、
 あるいはゲルマン的形態のように集会においてであろうと、いずれにせよ、承
 認されている人格のことなのでしょう。そう解釈すれば、筋は通ります
 し、俺の考えとも近付きます。しかし、ヘーゲルは全く逆のことを言っている
 のであって、ヘーゲルからの引用はかなりミスリーディングだと思えます。

「7. 広松といわず、意識の物象化論について」

> これに対し、マルクスは、存在する自己としての労働する
 >自己を介して、存在自身を知る。認識主観を存在する主観に
 >転換し、認識対象を存在する対象それ自身に転換し、対象は
 >存在という資格、自己という資格をもって立てられている。
 > 広松は、社会を自己のものとしないと、認識対象を自己の
 >ものにできない構造になっている。
 > 以上を意識して、「対象」という言葉を使っています。

うーむ、結局のところ、「対象における実在」というのは「自己という資格
 をも」つような「対象における実在」ということなのでしょう。どうも文脈
 から判断する限りでは、「対象」という言葉を使うと、廣松理論から区別

された表現をすることができるというのが神山さんが「対象における実在」と
 いう用語を使う趣旨であると解釈されます。けれども、「対象における実在」
 と言うと、何故にそうなるのか、不勉強なせいで、今一つ解りません。書いて
 あるところを見る限りでは、「認識主観を存在する主観に転換し、認識対象を
 存在する対象それ自身に転換し、対象は存在という資格、自己という資格をも
 って立てられている」というところに力点があるように思われるのですが。つ
 まり対象ではなく、「存在という資格、自己という資格をも」つというところ
 に力点があるように思われるのですが。廣松さんの場合にも、優れて「対象に
 における実在」——但し学知的第三者の認識主観の認識「対象における実在」
 ——であるわけで、「対象」という言葉を使うだけではどうもうまく区別
 することはできないように素人考えでは思われるのです。いや、これはいちゃ
 もんをつけているわけでは決してなく[*1]、不勉強なために本当によく解って
 いないのです。

[*1]取り敢えず、俺が用いている「おける」と神山さん
 が用いている「おける」との間で意味の違いがあるとい
 うことが解りましたから、神山さんの用語法の批判につ
 いては、これを撤回します。つまり、神山さんがおっし
 ゃるような意味で「対象における実在」と言ってもいい
 と思います。なお、俺の「自己における実在」という用
 語法でも廣松理論から区別された表現が可能であるわけ
 ではありません。なにしろ、自己と言っても認識する自
 己と存在する自己とがありますから。

と、まあ、例によって例のごとく、かなり長文になってしまいましたが、俺
 の方でも神山さんの見解に対する誤解・混乱がかなり多いのでしょうか。もちろ
 ん誤解するのは俺の頭が悪いからなのですが、神山さんにとっても誤解される
 ということは不幸なことでしょう。そこで、差し当たって、次のa、bの二点に
 ついてだけお答えいただければ、対立点がかなりすっきりするよう思われま
 す。

俺は上のコメントでは、あくまでも神山さんが“人格・法的人格”という定式を保持しているということが仮定されています。もしこの定式が保持されていないのであれば、俺の上のコメントのかなりの部分は無意味なコメントになります。そこで、どうしてもこの点を——神山さんご自身の用語法で——確認しておきたいのです。どうも頭が悪いせいか、用語をきちっと明確にしていただけないと、俺の頭にはうまく入ってこないのです。そこで、ヘーゲルと同様に“人格・法的人格”という定式を神山さんが採用しているのか、教えていただきたいのです。

a.神山さんが行った「調整」について。

これまでの俺の投稿からもお判りでしょうが、俺は“[ism-study.51] Versachlichung der Personen”（1999/09/05 19:17）の解釈に苦勞したので。そこで、神山さんは、物象化するべき人格について、——

> 「物象を措定する人格」とは、労働において自己を実現できない労働
> の人格性のことである。自己否定的に、自己実現する人格のことである。

と書いています。また、商品所持者について、——

> 人格 1) [商品所持者] は、すでにアトムとしての人格である。

> 2) [私的所有者] は 1) の実現である。

> 1) は

> 2) において「として」承認され、2) は人格の「定在」、承認された人格、現
> 実態としての人格、優れた意味における人格としての人格である。

> 1) はどういう意味で人格なの

> か。

> (1) 物象の人格化だからである。すでに関係によって規定されているので
> ある。では、この物象を措定する人格は、何なのか。

> (2) 人格とは、人間の対他性だからである。相互承認しうる能力として人
> 格なのである。この能力自体承認されたものに即座に転換する。

と書いています。更に、今回の投稿の中では、——

> 私も、今井さんの言う

>

>> 正反対のもの（物象的に社会的な生産関係を措定するもの

> と物象的に社会的な生産関係によって措定されたもの、つま

> り、一言で言うと、社会を措定するものと社会によって措定

> されたもの) が“一つのもの”（どちらも人格）であるという

> ことを前提しています。

> [50]

>

> とおなじく類的存在の有り様を考えているのです。

と書いています。正直に言って、これらの発言とこれまでの神山さんの主張との関連付けに苦慮したわけです。

これまでの論争の経過を振り返ってみましょう。俺の第一の問題提起は、発生的関連において物象化するべき人格は類的本質ではないのかということでした。“[ism-study.6] On the "Person" etc.”（1999/07/23 07:56）の中で俺は次のように問題提起しています。——

> 問題は、この法的人格[*1]と、最初に出てきた人格——神山さんの定義では

> 「自由な自己意識」——との関連なのです。“人格とはそもそも法的人格とし

> て通用するペルソナ（仮面）なのだ”と考えると、廣松さんのように“類的本

> 質なんてのは虚構の主体なのだ”ということになってしまいます。ですが、法

> 的人格として通用するペルソナ（仮面）は物象の人格化でしょう。それではほ

> かならない物象とはなんのことなのかと言うと、人格の物象化だということに

> なる。それじゃあ、一体、物象化するべき人格はどこから出てきたの？ ——

> これが俺の問題意識だったのです。

俺の第二の問題提起は商品所持者は交換過程に登場した瞬間に物象の人格化としての人格ではないかということでした。“[ism-study.15] Re^2: On the "Person" etc.” (1999/08/02 11:57) の中で俺は次のように問題提起しています。——

>俺の場合には、既存の人格が法的人格として妥当するのです。そして、その
>場合の既存の人格というのが既に商品の人格化としての人格なのです。つま
>り、相互的承認による私的所有者の発生に先行して、商品の保護者あるいは商
>品所持者 (Warenhüter od. Warenbesitzer) が既に商品の人格化なので
>す。商談に先行して、生産過程からでてきた瞬間に、商品所持者が商品の人格
>化としての人格になっているのです。商品所持者は、相互的に承認し合うから
>こそ人格になるのではなく、人格であるからこそ相互的に承認し得るわけで
>す。

要するに、もし類の本質が人格であり、法的人格が類の本質の現象形態であるならば、交換過程での物象の人格化としての人格の発生についても、商品所持者が既に人格でもいいじゃないかというわけです。つまり、俺に即しては、第二の問題提起は第一の問題提起の系論なのです。これに対して、神山さんは、商品所持者が交換過程に登場しただけでは物象の人格化としての人格ではないという趣旨で、自説を展開したわけです。例えば、“[ism-study.17] Re^3: On the "Person" etc.” (1999/08/02 18:53) の中で、——

>これらの物象、人格、意

>思、法、私的所有、はワンセットで考えてました

>ここは私には難しいですね。

> 今井さんは、生産過程から出てきた商品所持者、商品の「番人」が、商
>品の人格化で、法的契機を含まずに、相互承認を含まずに、人格で、それ
>が先にあって...、というふうに把握されていらっしやる、と理解してよい
>でしょうか。法に先行する経済的人格化のような関係をお考えですか。そ
>の場合、「人格」とは何ゆえ、「人格」であるということになるのでしょ
>うか。

と神山さんは書いています。これに対して、俺は——

> 物象の人格化であるが故。——ということではご満足頂けないでしょうね。
>要するに、一方では社会を形成する一般的な実践的主体 (相互的承認において
>他の人格を承認することができる個人) であり、他方では自分で責任を負うこ
>とができる個別的な自覚的個性 (意志と意識とを持ち自ら責任を負って自立
>的・独立的に行為することができる個人) であるからです。そのようなものと
>して承認されていようといまいとも……。商品所持者は、相互的に承認される
>前から、交換過程ではそのように振る舞っているのではないのでしょうか？ そ
>もそも交換過程で相互的に承認し合うことができるということ自体、自由な社
>会形成主体であるということを明示していると考えたわけです (赤ん坊は人間
>ですが、人格として交換過程で相互的に承認し合うことはできません)。
> 商品所持者は物とのクローズドな関係においては人間でしかありませんが、
>オープンな交換過程ではどのように振る舞うのでしょうか？ 単なる人間とし
>て振る舞うのでしょうか？ 商品所持者は商談する前に、先ず商談相手を捜し
>ます。この時に、彼はどのように振る舞っているのでしょうか？ 商品の人格
>的な担い手として振る舞っているのではありませんか？ それとも、商品の人
>格的担い手は商品の人格化ではないのでしょうか？

と、お答えしたわけです。これに対して、神山さんは、“[ism-study.26] Re:” (1999/08/04 20:42) の中で、——

> 「実践的主体」「個別的な自覚的個性」は、私が「自由な自己意識」・
>労働の媒介性と呼んだものに近い気がします。

とコメントしているわけです。俺が商品所持者が人格であるという理由付けとして、「社会を形成する一般的な実践的主体」且つ「自分で責任を負うことができる個別的な自覚的個性」を俺が挙げているのにも拘わらず、わざわざ「自由な自己意識」と神山さんが言っている以上、「自由な自己意識」は人格ではないと俺は解釈するしかありません。その他に神山さんが人格が相互的承認の指図であるということ強調している箇所については、繰り返しになりま

すが、神山さんは“[ism-study.26] Re:” (1999/08/04 20:42) の中では――

>人格だから、相互承認できる、というのが今井さんで、商品の行動とし
>て自己の行動をする疎外された自己性、人間行動の媒介的意識的性格、ゆ
>えに、というのが私です

と述べています。また、“[ism-study.34] Re: Re^2: A Confirmation About
Person” (1999/08/05 23:29) の中では、――

>この自己を自己として、この物を自己の物として、行動する
>のは、「人間」の契機であり、もちろんそれは、対他的関係を予定してお
>り、完結しないわけですが、承認に相関した規定が「人格」である、こう
>私は、かんがえてみているわけです。

同様にまた、――

>相互承認以前の、「交換過程に eingehen」する、孤立的な人間の「事実
>的」な振舞い、ここに物象の人格化、自由な人格性がある。これが（私の
>読んだ）今井説。承認以前の事実上の人間の恣意（＝「自由」）を、法
>的人格に先立つ人格とする。
> これに対して、神山説は、人格に、承認性を不可欠に考えてみている。
> こんなかんじです。

同様にまた、――

>ここでは、今井さんとの対比からして、個別の意識性に対して、それを
>媒介する、産出された対他的な社会的意思を介した規定を、人格とする、
>というように限定、強調しておくのが、有益な整理になるでしょう。

と述べています。また、“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"”
(1999/08/21 18:28) の中では、――

>人間 Mensch に対して、社会的な反省規定におけるその規定性、承認性を人格 Person と
す
>ると、私は強調しました

と述べています。このように神山さんの場合には、承認の結果が人格であつて、商品所持者は交換過程に登場して対他的に振る舞っているだけでは物象の人格化としての人格ではないし、労働過程で「自己否定的に、自己実現する人格」[*1]は人格ではないということになるはずなのです。

[*1]って労働過程（交換過程から区別される限りでの）における自己否定的な自己実現のことですよ？ そうじゃないと、つまり交換過程（労働過程から分離して現れる限りでの）における法的な人格としての自己否定的な自己実現のことだとすると、例によって例のごとく、循環論法になっちゃいます。

そこで、――

>今までの議論を私
>なりに調整したつもりです。

という発言に着目して、「今までの」の“人格・法的な人格”という考えを保持したまま、今井にも解るように用語を「調整した」のだらうと解釈したわけです。実際にまた、神山さんはヘーゲルを肯定的に引用しており、ご存じのようにヘーゲルの人格概念は“人格・法的な人格”というものです。これによって、俺の解釈は正当化された俺は考えました。しかし、今回の投稿を読むと、この解釈にも自信がなくなってきました。ひょっとすると、神山さんは単に用語を今井向けに「調整した」のではなく、ご自身の人格概念をご自身のために「調整した」と考えるべきなのではないでしょうか。

神山さんの用語において、法的な人格が優れた意味での人格だということとはなんとなく解りました。そこで、類的本質は人格なのか、また商品所持者は（相互的承認に先行して）人格なのか――この場合に、取り敢えずは、優れた意味

での人格に対して半熟人格でも未熟人格でもなんでもいいのですが——、是非とも神山さんご自身の用語法でお答えいただきたいのです。

もちろん、神山さんにとっては「所持者を人格化と呼ぼうと、所有者を人格化と呼ぼうと、それも内容に即して理解されればいい」(“[ism-study.50] Re: Questions About "Person"” (1999/08/21 18:28)) のであり、また「承認の能力(人間の社会的能力)を人格や人格の本質・社会的性質と呼ぼうと、承認された自己規定を人格や実現された人格性と呼ぼうと、事態は変わらない」のですが、そうではあっても、神山さんご自身がどう呼ぶのか、明言していただけると、ありがたいのです。神山さんご自身にとっては「事態は変わらない」のかもしれませんが、聞いている俺にとっては随分と「事態」が「変」わってしまうんです。

b.ヘーゲルの人格概念を継承するのか

これは質問 a に事実上、含まれているのですが、どうも“[ism-study.51] Versachlichung der Personen ” (1999/09/05 19:17) での神山さんの叙述と神山さんによるヘーゲルからの肯定的引用を素直に読む限りでは、ヘーゲルの人格概念を神山さんが継承しようとしていると、俺は解釈せざるを得なかったのです。なにしろ、人格(論)は「ヘーゲル所有論を引継いで、マルクスの中心テーマである」という項目のもとに、“人格は精神が死滅したという条件の下で発生する抽象的普遍としての所有者であって、承認されてあるということが人格の実体性だ”なんていうヘーゲルからの引用が続いているわけですから。

ヘーゲルの人格概念というのは、言うまでもなく、“人格とは法的人格のことである。従って人格は抽象的普遍である”というものです(人格・法的人格)。神山さんがヘーゲルから肯定的に引用した部分はいずれもこれを明示しています。他の解釈はあり得ないと俺は考えているのですが、俺のこの解釈は間違っているのでしょうか。と言うのも、神山さんは、例えば、——

> 真実態は、社会的生産を自己のものに包摂した人格、法的
> 人格の抽象性を止揚した、社会的媒介を形成し終えた人間で
> す。法的人格の、自己性、社会形成性が社会的生産を自己の

> ものにした、完成した類の本質です。社会主義こそ、生き生きとした相互承認の世界でしょう。社会主義こそ、資本(社会的生産)と法的人格(個人)との無媒介な統一の世界から脱却した、個人が自己の媒介として社会を形成し終えた社会、> 人間が自由な人格として振舞う世界でしょう。

と述べているからなのです。そうだとすると、共産主義では法的人格は消滅するように読めるのです。法的人格に代わって「完成した類の本質」が現れるように読めるのです。で、この「完成した類の本質」こそが「自由な人格」、真実態における人格と同義のものであるように読めるのです(このほかにもヘーゲル人格概念と相入れないような神山さんの記述については、この投稿のこれまでの部分にこれを入れておきました)。そうだとすると、ヘーゲルとは随分と違っちゃうような気がするのです。だってそうでしょう、もし「完成した類の本質」が「自由な人格」であるというのが真実態における人格ならば、法的人格の方はニセ人格[*1]になっちゃいます。これに対して、ヘーゲルにとっては、人格の唯一の真実態(自己意識の真実態ではありません)は法的人格であるはずですから、この引用文を読む限りでは、何故に神山さんがあのようなヘーゲルからの引用を並べたのか、俺にはちょっと解釈不可能なのです。

[*1]もちろんこれは「完成した類の本質」と較べての話です。神山さんの場合には、直接的には(交換過程から区別される限りでの労働過程では)自己否定的にしか自己形成し得ない“未完成な”類の本質に較べれば承認の結果である分、法的人格がより真実態に近いのですが、それはひとまず措いてください。

と言うわけで、ヘーゲルの人格概念を継承するのか否か、まあ、これも用語の問題だとお考えなのかもしれませんが、神山さんご自身が人格という用語をヘーゲルと同じように使うのか否か、どうかお答えいただければ幸いです。